

# 令和7年度（一社）全国地質調査業協会連合会（全地連）・ （一社）関東地質調査業協会との意見交換会

日 時：令和7年12月17日（水）16：00～17：30  
場 所：THE MARK GRAND HOTEL 5F(THE GRAND ROOM )

## 議 事 次 第

司 会：関東地方整備局 企画部  
宮坂技術開発調整官

### 1. 開 会

### 2. 挨 捶

- (1) 関東地方整備局 局長
- (2) （一社）関東地質調査業協会 会長

### 3. 情報提供

- (1) 関東地方整備局の取組みについて
- (2) 全地連および関東協会からの活動状況

### 4. 意見・要望

- (1) 地質調査業務の発注量増加
- (2) 実施能力を評価した選定（実施能力評価拡大型）の促進
- (3) 安定した企業経営と処遇改善に向けての適正利潤の担保について
- (4) 地質リスク調査検討業務の発注促進とBIM/CIM活用について

### 5. 質疑応答

### 6. 閉 会

- (1) （一社）全国地質調査業協会連合会 会長
- (2) 関東地方整備局 副局長

# 配付資料一覧

## 1) 一般社団法人 全国地質調査業協会連合会 及び 一般社団法人 関東地質調査業協会

### 配付資料

- ・全地連および関東協会からの活動状況

(一社) 全国地質調査業協会連合会の活動状況報告

【協会 資料-1】

(一社) 関東地質調査業協会の事業活動報告

【協会 資料-2】

- ・関東地方整備局との意見交換会提案議題

【協会 資料-3】

(別冊 参考資料)

- ・技術ニュース95 (一社) 関東地質調査業協会

- ・災害時に活用できる地質調査技術 カタログ Ver1.1 (一社) 全国地質調査業協会連合会

- ・講演録 地質・地盤リスクマネジメントが必要な理由 (一社) 全国地質調査業協会連合会

## 2) 関東地方整備局 配付資料

- ・関東地方整備局の取組みについて

【整備局 資料-1】

- ・関東地方整備局 回答

【整備局 資料-2】

(別冊 参考資料)

- ・GREEN×EXPO 2027

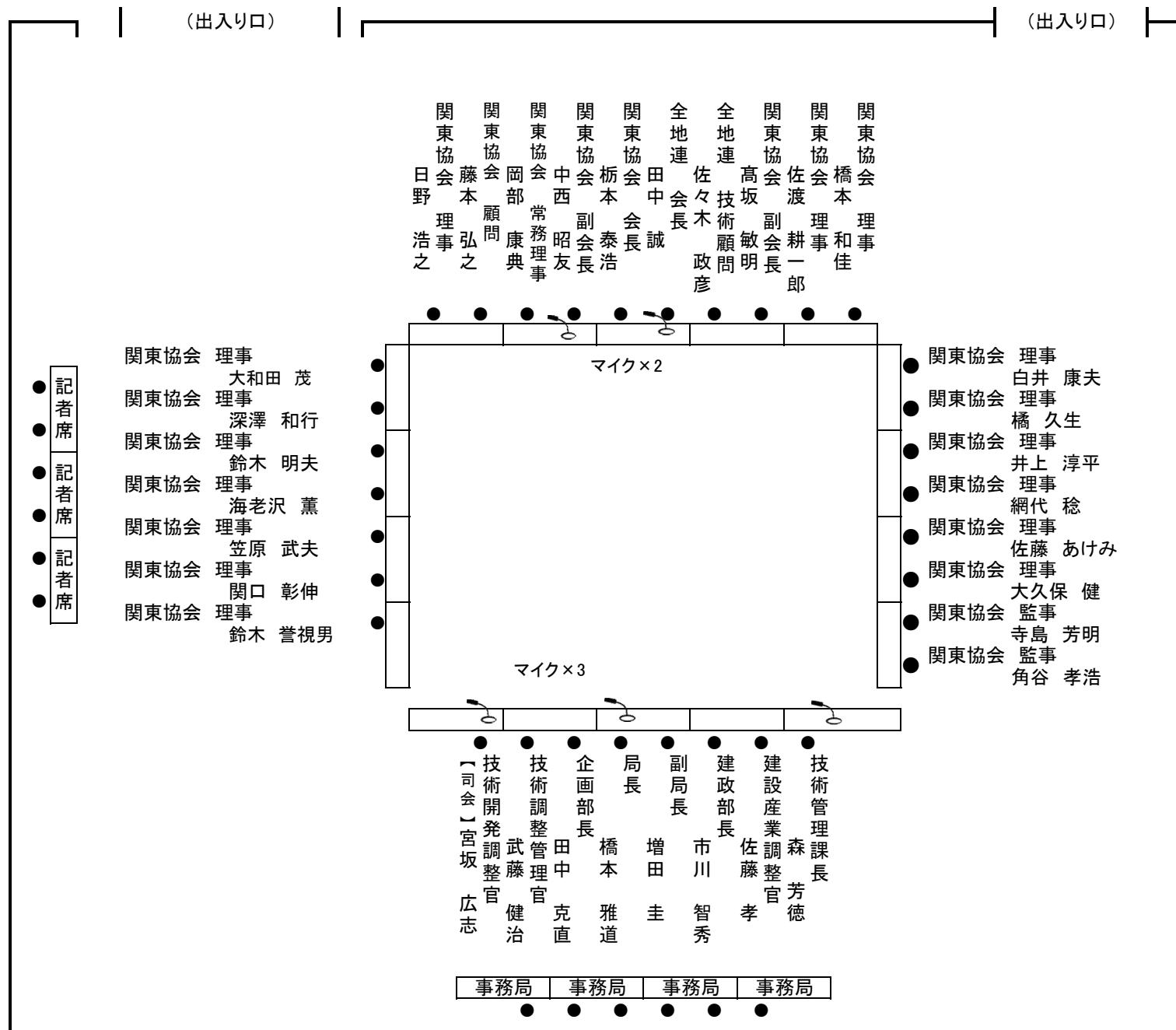
(一社) 全国地質調査業協会連合会(全地連)・  
 (一社) 関東地質調査業協会との意見交換会 出席者

令和7年12月17日

■一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		■関東地方整備局	
会長	たなか まこと 田中 誠	局長	はしもと まさみち 橋本 雅道
技術顧問	ささき まさひこ 佐々木 政彦	副局長	ますだ けい 増田 圭
■一般社団法人 関東地質調査業協会		企画部長	たなか かつなお 田中 克直
会長	とちもと やすひろ 栃木 泰浩	建政部長	いちかわ ともひで 市川 智秀
副会長	なかにし あきとも 中西 昭友	企画部 技術調整管理官	むとう けんじ 武藤 健治
副会長	こうさか としあき 高坂 敏明	企画部 技術開発調整官	みやさか ひろし 宮坂 広志
常務理事・事務局長	おかべ やすのり 岡部 康典	建政部 建設産業調整官	さとう たかし 佐藤 孝
理事・総務厚生委員長	たちばな ひさお 橘 久生	企画部 技術管理課長	もり よしのり 森 芳徳
理事・総務厚生副委員長	いのうえ じゅんpei 井上 淳平		
理事・経営倫理副委員長	すずき あきお 鈴木 明夫		
理事・技術委員長	さど こういちろう 佐渡 耕一郎		
理事・技術副委員長	はしもと かずよし 橋本 和佳		
理事・技術副委員長	しらい やすお 白井 康夫		
理事・広報委員長	ひの ひろゆき 日野 浩之		
理事・広報副委員長	おおわだ しげる 大和田 茂		
理事・広報副委員長	ふかさわ かずゆき 深澤 和行		
理事・茨城県支部長	えびさわ かおる 海老沢 薫		
理事・栃木県支部長	かさはら たけお 笠原 武夫		
理事・埼玉県支部長	せきぐち あきのぶ 関口 彰伸		
理事・千葉県支部長	すずき よしお 鈴木 誉視男		
理事・東京都支部長	あじろ みのる 網代 稔		
理事・神奈川県支部長	さとう あけみ 佐藤 あけみ		
理事・長野県支部長	おおくぼ たけし 大久保 健		
監事	てらしま よしあき 寺島 芳明		
監事	かどたに たかひろ 角谷 孝浩		
顧問	ふじもと ひろゆき 藤本 弘之		

# 令和7年度(一社)全国地質調査業協会連合会(全地連)・(一社)関東地質調査業協会との意見交換会 配席図

令和7年12月17日(水)16:00~17:30 於: THE MARK GRAND HOTEL 5F (THE GRAND ROOM)



(一社)全国地質調査業協会連合会(全地連)・(一社)関東地質調査業協会との意見交換会（進行表）

時 間	内 容		発言者	配付資料		
16:00 ~	開会		(司会:宮坂 技術開発調整官)			
~ 16:10 (10分)	挨拶	関東地方整備局	関東地整 橋本局長			
		(一社)関東地質調査業協会	関東協会 栄本会長			
16:10 ~ 16:10 (0分)	出席者紹介 ※資料確認含む			出席者一覧・配席表		
<b>《情報提供》</b>						
16:10 ~ 16:15 (5分)	関東地方整備局の取り組み 令和7年度関東地方整備局の取組みについて		企画部 森 技術管理課長	【整備局 資料-1】		
16:15 ~ 16:25 (10分)	全地連および関東協会からの活動状況 (一社)全国地質調査業協会連合会の活動状況報告		全地連 佐々木技術顧問	【協会 資料-1】		
	(一社)関東地質調査業協会の事業活動報告		関東協会 中西副会長	【協会 資料-2】		
<b>《意見交換》</b>						
〔協会側テーマ〕						
16:25 ~ 17:05 (40分)	(1)地質調査業務の発注量増加 (2)実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)の促進 (3)安定した企業経営と処遇改善に向けての適正利潤の担保について (4)地質リスク調査検討業務の発注促進とBIM/CIM活用について		協会提案説明: 1. 日野理事 2. 日野理事 3. 日野理事 4. 佐渡理事	【協会 資料-3】		
			回答: 森 技術管理課長	【整備局 資料-2】		
<b>《質疑応答》</b>						
17:05 ~ 17:20 (15分)	質疑応答		(質疑:適宜発言)			
<b>《閉会》</b>						
17:20 ~ 17:30 (10分)	挨拶	(一社)全国地質調査業協会連合会	全地連 田中会長			
		関東地方整備局	関東地整 増田副局長			

令和7年度 関東地方整備局・関東地質調査業協会 意見交換会

# 一般社団法人 全国地質調査業協会連合会 の活動状況報告

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会  
技術顧問 佐々木 政彦

# 地質調査業の仕事とは

## ○見えない地中を調べます

地質・地盤、地下水など地下の不可視部分について、地表地質踏査、物理探査、ボーリング、各種計測・試験・分析などの手法を用いて、その「形」、「質」、「量」を明らかにします。

## ○地中の構造を解析し、防災・設計・維持管理等に活かします

調査によって得られた情報を整理・解析し、防災対策、施設の設計・維持管理、さらに地下水保全や地盤汚染対策等の環境対策に活用できるよう付加価値をつけて提供します。

## ○広範な知識が必要です

これらの業務を行うために、地質学、地盤工学、地球物理学、地球化学、土木工学、岩盤工学、環境工学などの知識や理論が必要です。

すべての構造物は地盤に支えられている



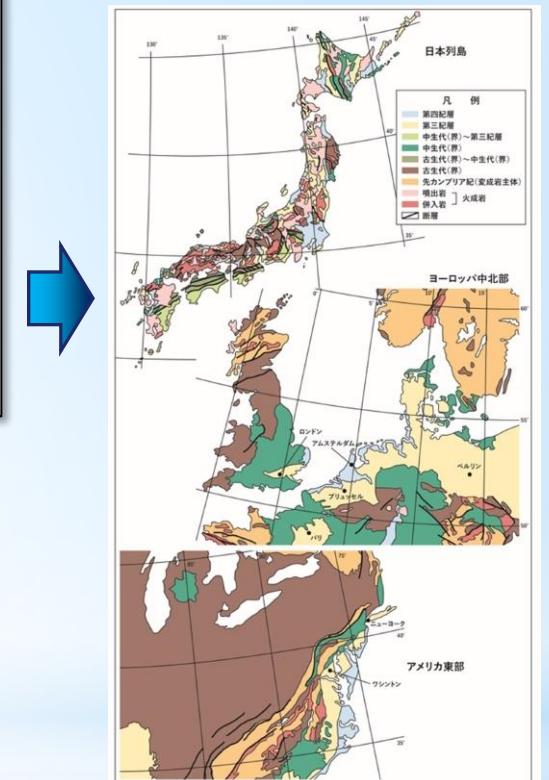
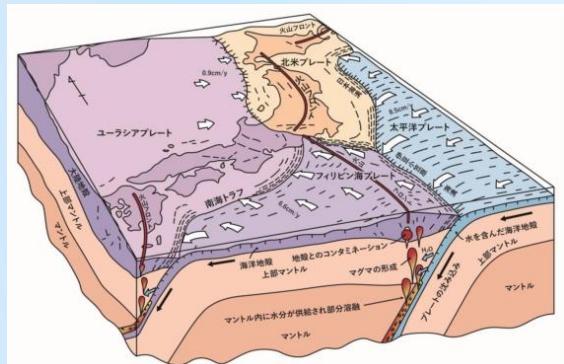
地質調査業はインフラのインフラ

国民の豊かな生活・活力ある経済活動

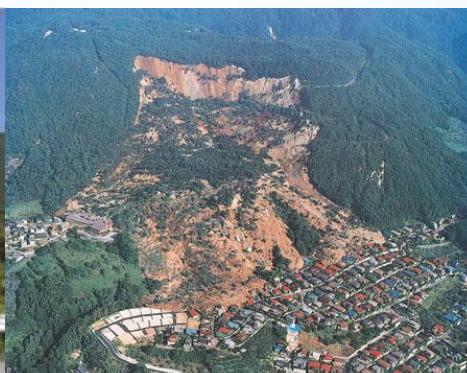
それを支える社会資本(インフラ)

それを支える地質調査業  
(インフラのインフラ)

# 複雑で脆弱な日本の国土が相手



地震災害



地すべり災害

# 全国地質調査業協会連合会(全地連)について

令和7年度当初会員数 10協会

\*全地連は、連合会組織のため、基本的な構成会員は、10協会となる。

地区協会構成会員数 令和7年度当初 598  
(+3)

地質調査業者登録規程による登録業者数

\*令和7年3月31日時点 1,224社  
(-6)

# 全地連の主な活動

## ・市場環境の改善、提言

(入札・契約制度の改革)

(積算資料の発行)

(応用地形判読士)

(地質リスク関連PR)

## ・経営基盤の確立・支援

(経営支援策の周知)

(企業エンブライアンス)

(損害保険制度運営)

## ・地質調査業の

## 社会的地位向上

(倫理綱領の関連活動)

(地質調査業が担う役割強化)

(事業領域拡大に資する活動)

## ・セミナー事業

(全地連フォーラム)

(道路防災点検技術講習会)

(地質技術者入職時教育)

## ・機関誌の頒布・情報発信

(機関誌「地質と調査」)

(パンフ「日本ってどんな国」)

(eラーニングセンター公開)

## ・技術向上・資格制度

(地質調査技士)

(地質情報管理士)

(応用地形判読士)

(ジオ・スケーリングネットCPD)

## ・関係団体との連携・研究

(独立行政法人関係)

(学会・協会関係)

(土質試験協同組合等)

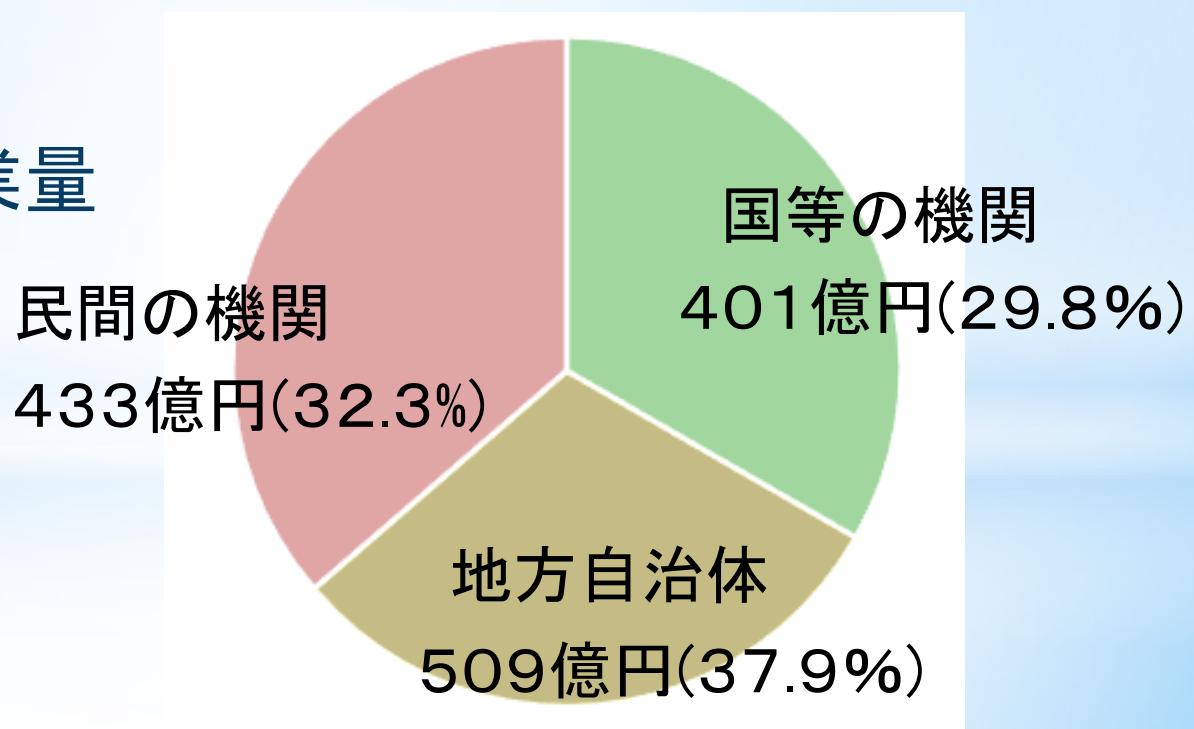
# 地質調査業の市場動向

発注機関別事業量 1

・2024年度 事業量総額 1,343億円

(全地連受注動向調査結果による推計値)

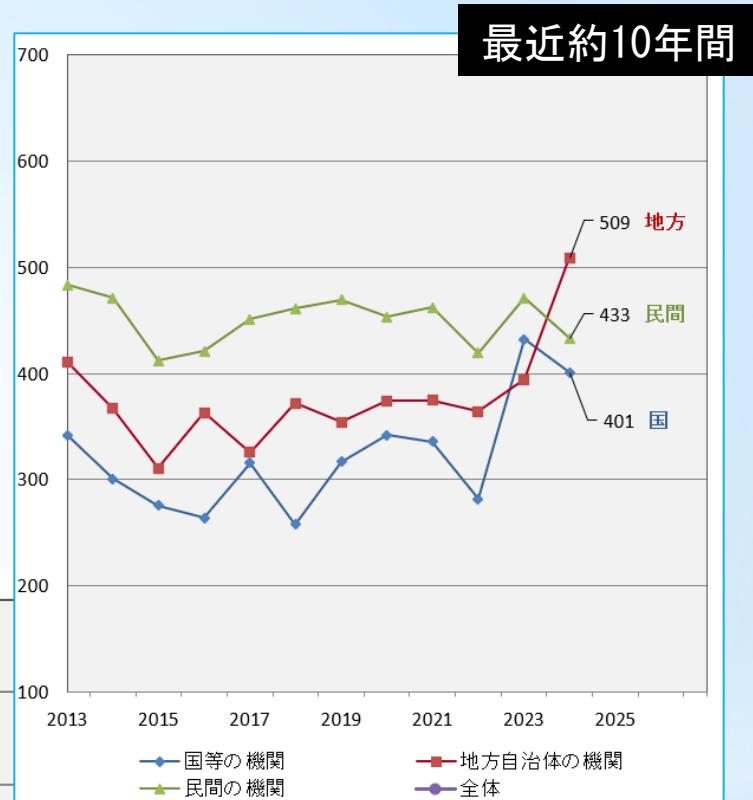
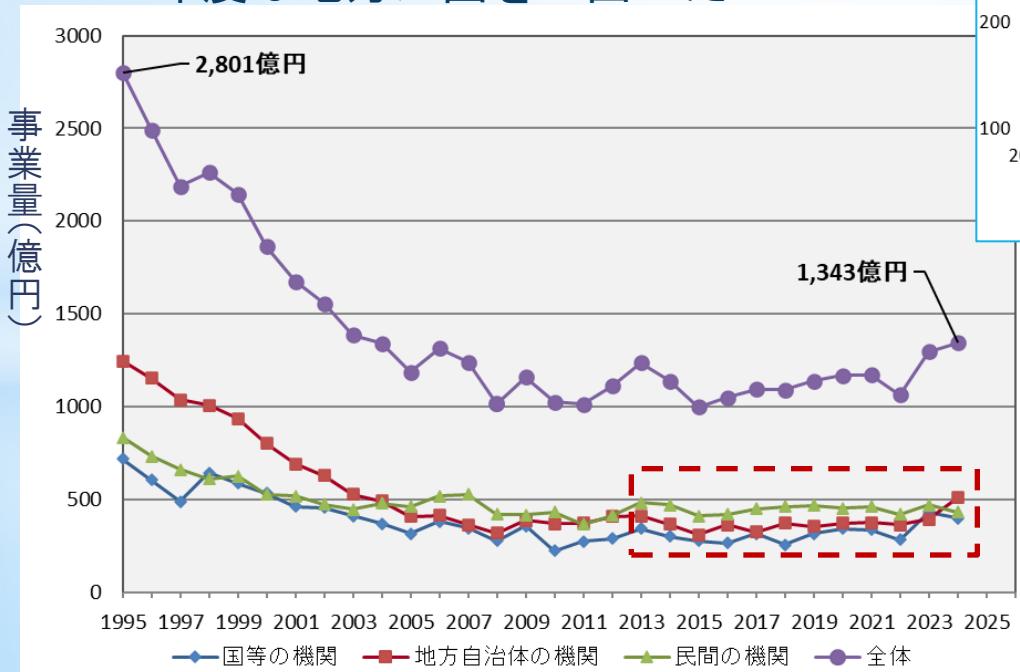
・2024年度  
発注機関別事業量



## 発注機関別事業量 2

### ・事業量の推移 (1994-2024)

- > 1995年をピークに、その後約10年間で急速に減少特に地方自治体の減少が大
- > 2008年頃からの最近約15年間は横ばい傾向 ピーク時の4割台で推移  
2024年度は地方が国を上回った

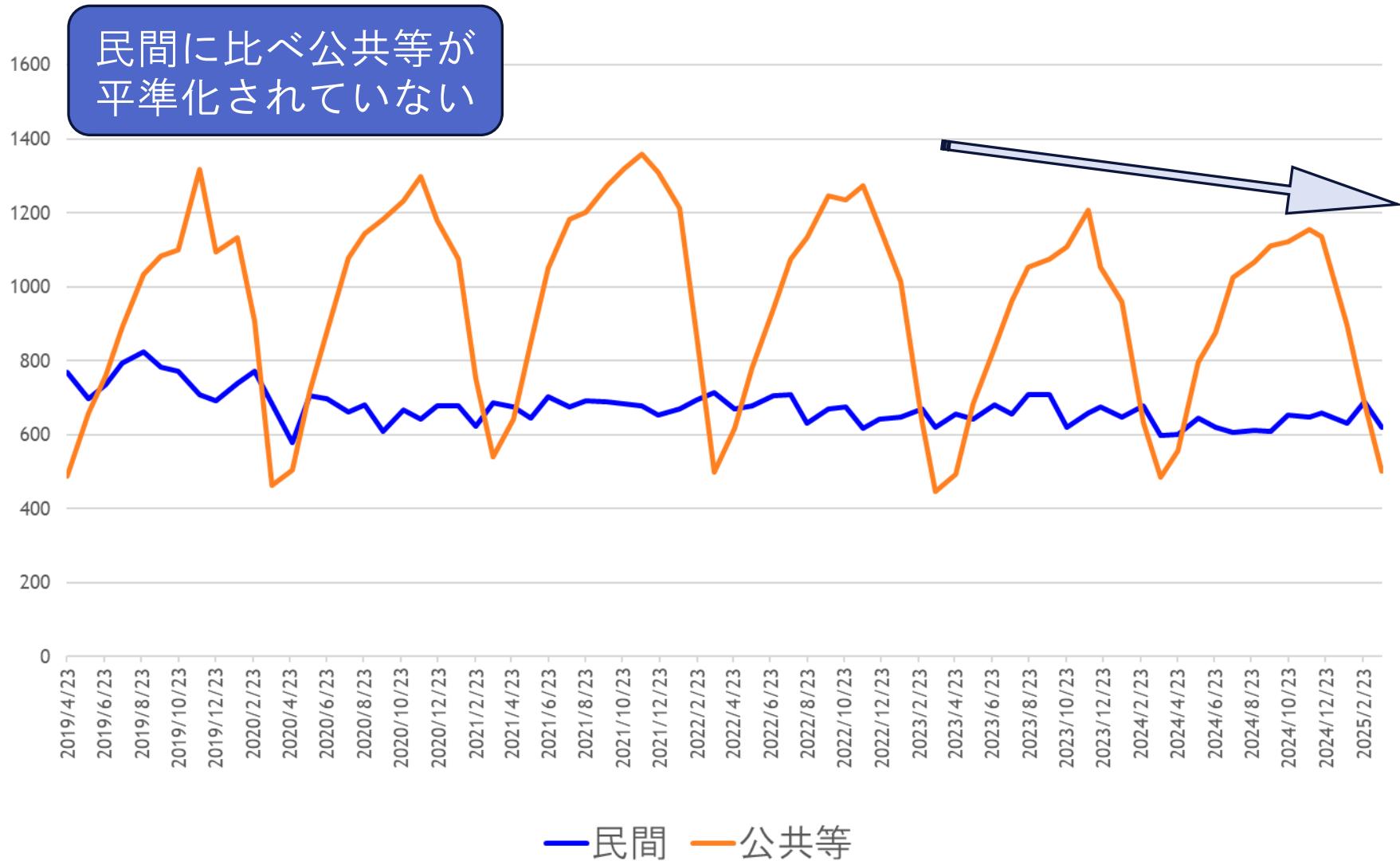


年度

# ボーリングマシン稼働台数の推移

(全地連に加入する地区協会の会員企業を対象とした調査)

## 発注機関別の経年変化



# 全地連の資格制度

## ○地質調査技士 約13,000人

- ・1966年制度創設（57年の歴史）
- ・「現場調査部門」「現場技術・管理部門」「土壤・地下水汚染部門」の3部門

## ○地質情報管理士 約800人

- ・2006年制度創設、電子納品等に対応
- ・BIM/CIM対応（地質図の3D化）にも

## ○応用地形判読士 約120人

- ・2012年制度創設
- ・地質リスクマネジメント対応など

## ○GRE（地質リスク・エンジニア） 約140人

- ・2015年度に地質リスク学会の認定制度として開始
- ・2022年度からは全地連の認定試験制度に変更

- 全国標準積算資料（土質調査・地質調査）**令和7年度改訂歩掛版**
- 地質調査業務の標準積算資料
- 多くの公共機関等で採用され、「赤本」の愛称で親しまれる積算担当者の必須資料
- 令和7年度改訂歩掛版では、実勢に合わせて見直し・改訂**

## 地質調査業務 積算図書のご案内

# 全国標準積算資料

(土質調査・地質調査)

**令和7年度改訂歩掛版**

令和7年6月20日 発行予定

期間限定割引

キャンペーン販売 申込受付中  
令和7年6月30日申込分まで受付

“赤本”の愛称で親しまれる  
地質調査業務積算担当者の必携図書

**全国標準積算資料**

土質調査・地質調査

令和7年度改訂歩掛版

発行 (社)全国地質調査業協会連合会  
定価 9,350円(税込)

## ■令和7年度改訂歩掛版の主な改訂点

- ◇ 令和7年度改訂歩掛版は、令和5年度版に続く改訂版として発行  
正誤表を反映し質問の多い箇所の記述を修正、実勢に合わせて積算体系及び歩掛を見直し
- ◇ 機械等損料を、実勢価格の変化、企業実態に合わせて改訂
- ◇ 安全衛生対応・熱中症対策を含め、施工管理費の対象を明確化し、施工管理費率の見直し
- ◇ 標準歩掛の数量や補正係数等の見直し
- ◇ ボーリング調査深度による能率補正を実勢に合わせて見直し
- ◇ JIS・地盤工学会基準との整合性を図るための改訂
- ◇ 第IV編探査・計測・試験に、新たに「5章DXによる新たな地質調査」を新設
- ◇ 第V編土壤・地下水汚染調査を、大幅改訂
- ◇ 受発注者間で課題となっていた、「コア箱保管・廃棄費」の歩掛を新設
- ◇ 積算の簡便化に向けた見直し、積算資料利用者からのご意見を踏まえた各種見直し

# ボーリングポケットブックの改訂

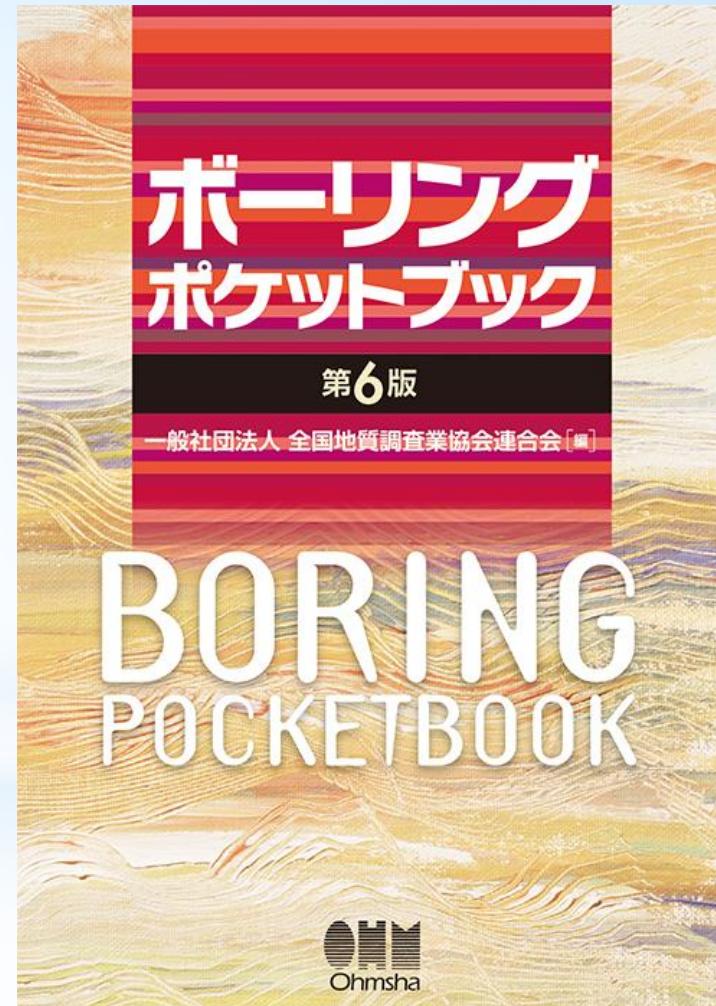
## ボーリングポケットブック 改訂第6版

ボーリングをはじめとする現場調査成果の品質向上ならびに業界の信頼性向上に貢献することを念頭に、第6版を刊行いたしました。

以下のような方にお勧めの一冊となっております。

- ・地質調査技師をはじめとするボーリング関連の実務者
- ・地質調査業に従事する実務者
- ・地盤工学・地質学等関係分野の研究者

ボーリングとその周辺の技術を平易に解説した地質調査技術者の必携書として定評のある『ボーリングポケットブック』。1973年の初版発行より10年ごとに改訂を重ねてきたロングセラーの第6版です。この間の業界の環境変化——①新規格、安全基準の施行、国土地盤情報データベースの整備 ②ICT技術の導入、管理システムの効率化・高度化 ③地質リスクマネジメントの運用——に対応する技術解説を盛り込んだものとし、各章の内容に関連して技術者が押さえておくべきトピックについてもコラムで提供しています。また、本書は全地連が主催する地質調査技士資格検定試験の受験対策テキストとしても活用されています。なお、第6版は、全地連創立60周年の記念事業に合わせての発行となります。



# 『発注者・若手技術者が知りたい 「地質調査実施要領」』の発行

今回発刊する「発注者・若手技術者が知りたい 地質調査実施要領」は、タイトルの示す通り、主に官公庁や民間の発注者と地質調査に携わる若手技術者をターゲットとしています。

業務の仕様・積算・技術課題を俯瞰できるこの新しい地質調査要領は、発注者のみならず地質調査を担当する経験の浅い若手技術者にとっても有用であり、分厚い技術的な説明図書を読み解かなくとも、地質調査に関する実務全体の流れを理解できるように作成しています。

〈令和7年1月発刊〉



## [目次]

- 第1章 地質調査の計画と積算
- 第2章 建設事業のための地質調査
- 第3章 維持管理・防災のための地質調査
- 第4章 地盤環境保全のための地質調査
- 第5章 地質リスクマネジメント
- 第6章 2050年カーボンニュートラルに資する地質調査

[編集] 一社) 全国地質調査業協会連合会

[発行] 一財) 経済調査会

B5判 約550頁

定価6,600円（本体6,000円+税）

# 道路防災点検技術講習会

全国地質調査業協会連合会では、（財）道路保全技術センターから《道路防災点検 技術講習会受講者名簿の管理》の移管を受けたことを契機として、平成23年度より、関係機関の後援を得て“道路防災点検技術講習会”を企画・開催しております。

本講習会では、最近の災害事例を紹介するとともに、

- ① 『点検要領（平成18年9月29日付け事務連絡資料）』の改訂点、
- ② 近年のデジタル化にあわせた点検箇所の抽出方法、
- ③ 現地調査における具体的な点検の着目点などをわかりやすく解説しております。

令和4年3月に改訂した【道路防災点検の手引き（豪雪・豪雨等）－DXS時代に向けたチャレンジ】に基づき実施します。

令和7年度「道路防災点検技術講習会」は、次の4会場で5回開催します。

関 東	東京1	6月20日（金）	連合会館／2F大会議室
中 国	広 島	9月19日（金）	広島国際会議場／ひまわり
関 西	大 阪	9月26日（金）	天満研修センター／3Fホール
九 州	福 岡	10月3日（金）	福岡県中小企業振興センター／2Fホール
関 東	東京2	11月14日（金）	連合会館／2F大会議室

申し込みは <https://www.zenchiren.or.jp/event/detail/230>

# 一般向けPR動画を作成しています。

全地連では、地質調査業で活躍する地質調査技術者のPR動画を作成いたしました。地質調査の大切さや地質調査業務の内容を一般向けにわかりやすく紹介した動画です。ぜひご覧ください。

<https://www.zenchiren.or.jp/pr/>

第1弾 社会を守るジオ・アドバイザー 地質調査技術者

第2弾 災害大国日本を知ろう!! 日本の国土は脆弱です

第3弾 災害大国に暮らしているからこそ「地質リスク」をよく知ろう

第4弾 地質調査は「インフラのインフラ」なんだ!

第5弾 構造物と軟弱地盤

第6弾 「動く大地」 地すべりとの上手つきあい方

第7弾 白クマを救え！ 再生可能エネルギーとは？

第8弾 ~想像力の世界~ 地学について知ろう！

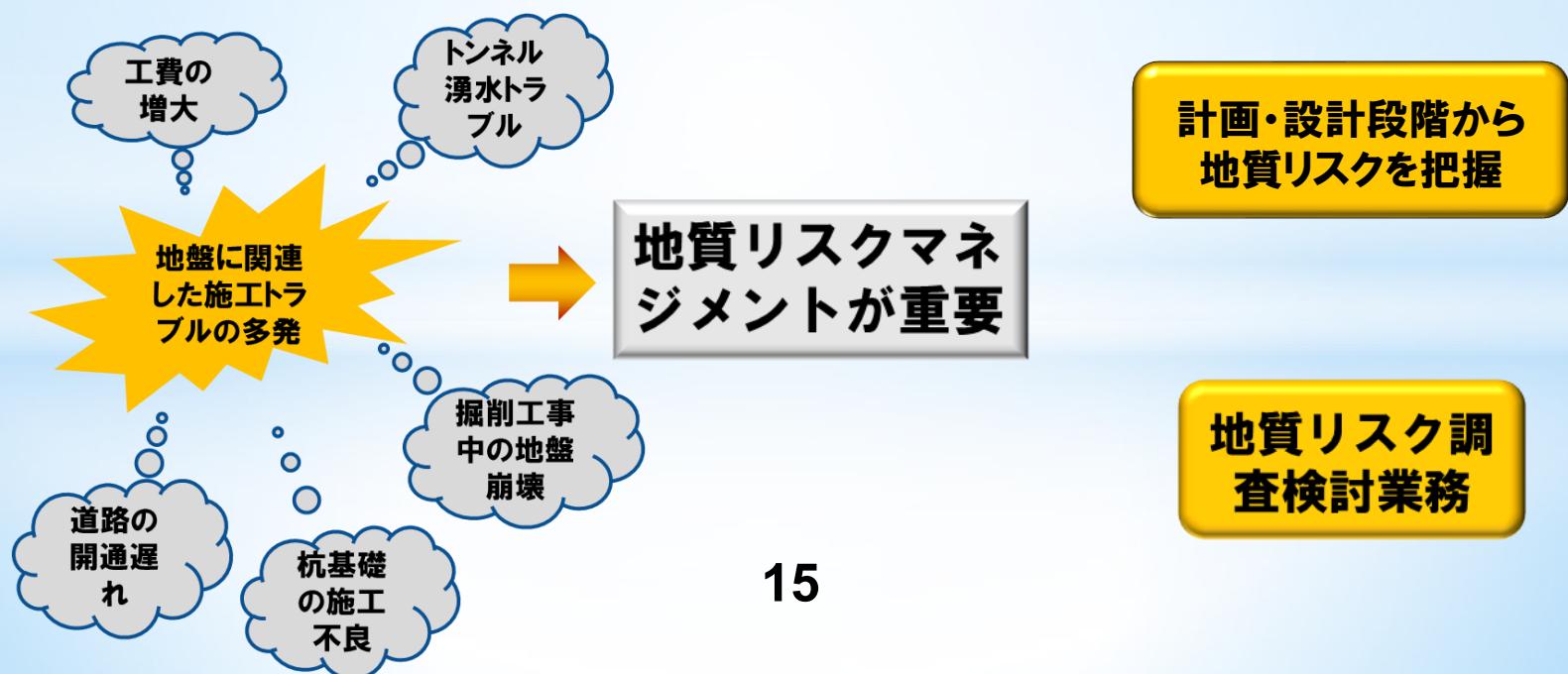
} 60周年記念で令和5年に  
追加作成



# 地質リスクマネジメントについて

日本の地質環境は非常に複雑であり、地質・地盤に関する事故、地盤に関連した要因による事業費の増大や事業の遅延等が頻発しています。

現地の特性や事業規模に応じた適切な地質リスク低減策を講じることが重要です。



# 土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン

## 「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」の策定

国土交通省と土木研究所では、土木工事における地質・地盤リスクを適切に評価し対応するための「地質・地盤リスクマネジメント」について、基本的な考え方、およびその体系について提言いただく場として「土木事業における地質・地盤リスクマネジメント検討委員会」を平成31年3月29日に設立しました。この度、検討委員会における審議を踏まえ「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を策定しました。

### 1.背景経緯

国土交通省では、福岡市地下鉄七隈線延伸工事における道路陥没等を受け、平成28年11月に国土交通大臣から社会資本整備審議会及び交通審議会へ「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」を諮問し、「地下空間の利活用に関する安全技術の確立に関する小委員会」（委員長：大西有三 関西大学環境都市工学部客員教授（当時））における議論を経て平成29年9月に答申を受けました。この答申では「地下工事における地盤リスクアセスメントの技術的手法を確立させる必要があること、「計画・設計・施工・維持管理の段階において、地盤リスクアセスメントを実施できるよう、関係する技術体系の確立、手続きの明確化、専門家の育成等を行う必要がある」こと等が挙げられています。

そこで国土交通省と（国研）土木研究所では、土木事業に関連する学協会等と連携し、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメント検討委員会」（委員長：大西有三 京都大学名誉教授）を組織し、土木事業における地質・地盤リスクマネジメントの基本的な考え方について議論を進め、地質・地盤リスクマネジメントのガイドラインを作成しました。

### 2.本ガイドラインの公開

#### 「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」

本ガイドラインは、地質・地盤リスクマネジメントの基本事項、事業への導入・運用方法及び留意点を示すものであり、土木事業の効率的な実施及び安全性の向上に資することを目的として取りまとめています。

- 地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン  (1.90MB)

### 3.添付資料

土木事業における

地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン

—関係者が ONE-TEAM でリスクに対応するために—

令和2年3月

国土交通省大臣官房 技術調査課

国立研究開発法人 土木研究所

土木事業における地質・地盤リスクマネジメント検討委員会

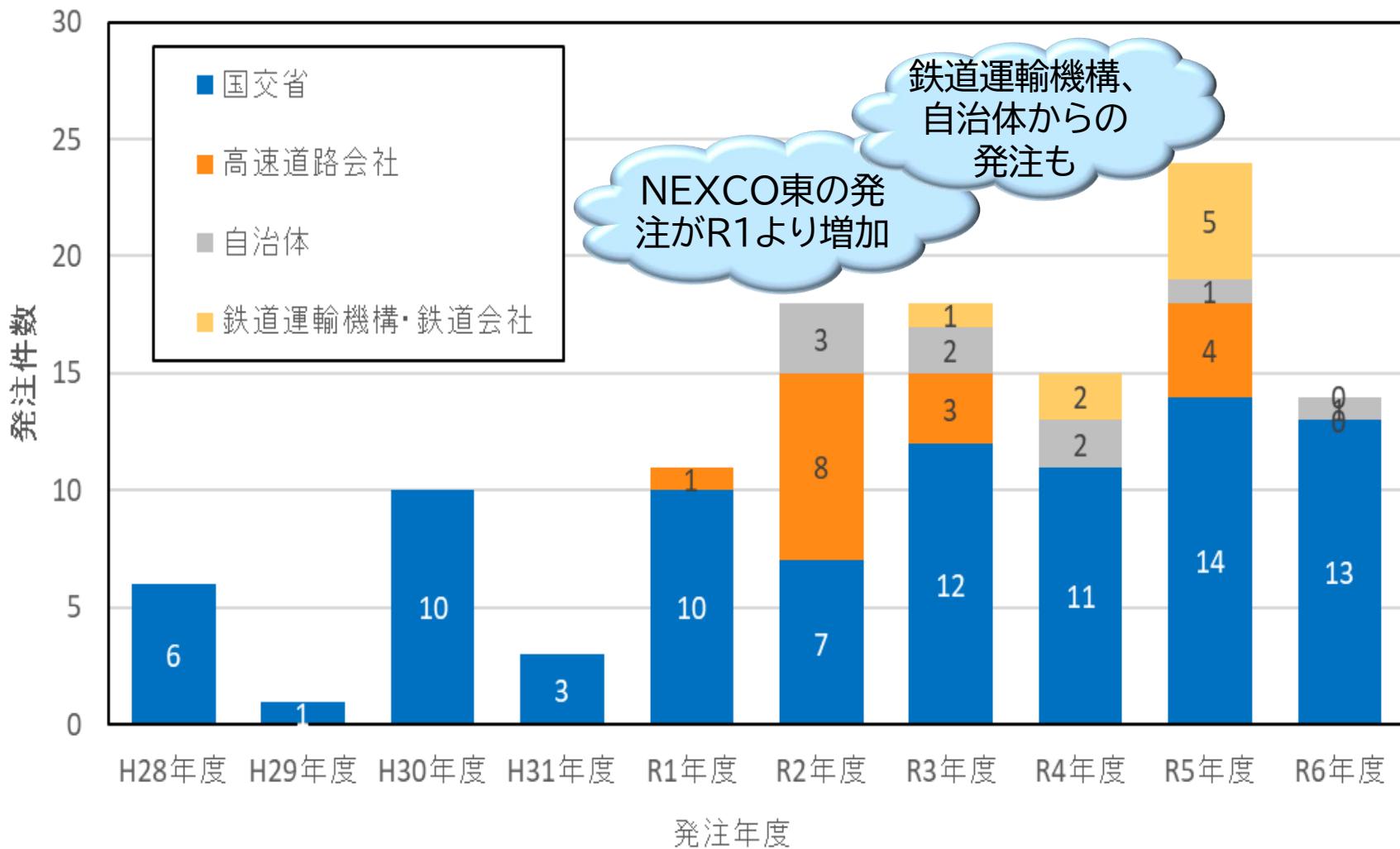
# 地質・地盤リスクマネジメント実施方法のイメージ



注:三者会議(三者会議への地質・地盤技術者の参画)、リスクマネジメント会議はいずれの場合も実施

(ガイドラインp.35より引用)

# 地質リスク調査検討業務等の発注実績 —発注件数の推移—



# 「地質リスク調査検討業務」の手引きを作成しました。

全地連では、「地質リスク調査検討業務」の手引きを作成し、地区協会や関係機関に配布しました。

発注者との意見交換会や講習会の資料等として活用

全地連HPの全地連資料館からもダウンロードできます。

<https://www.zenchiren.or.jp/geocenter/>



# 「地質・地盤リスクマネジメント講習会」を開催しました。

## 産官学連携講習会

- <共催> (国研) 土木研究所  
(一社) 日本応用地質学会  
(一社) 全国地質調査業協会連合会
- <開催時期> 令和7年6月30日（月）
- <開催場所> 飯田橋レインボービル
- <参加費> 無料
- <開催方式> 現地とWebのハイブリッド方式
- <プログラム>

基調講演① 地質・地盤リスクマネジメント  
が必要な理由  
宮武裕昭（土木研究所）

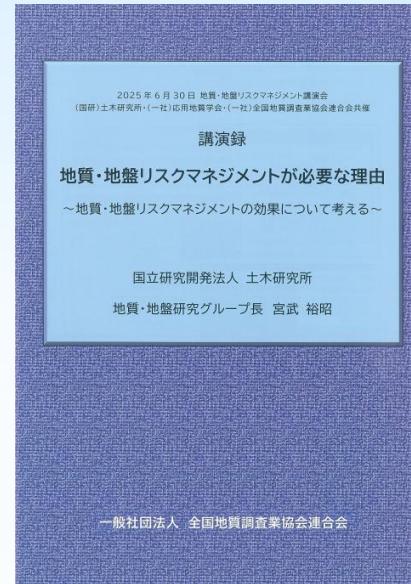
## 事例研究発表

徳間伸介（川崎地質）  
工藤健雄（エイト日技）  
山口剛史（基礎地盤C）

基調講演② 土木における地質リスクと地質  
・地盤技術者の役割  
北田奈緒子（GRI財団）

## <参加実績>

申込：1031名（Web949名+現地82名）  
(注) 国交省141名、うち中部地整8名  
全国47都道府県のすべてから申込み  
参加：832名（Web765名+現地67名）



宮武講師の講演録の  
発行（2025.10）

所属機関分類	
内閣府	1
国交省	141
経産省	1
農水省	1
独立行政法人	9
国立研究開発法人	16
地方官庁	3
機構	1
NEXCO	5
財団法人	13
社団法人	4
大学	5
民間	819
個人	2

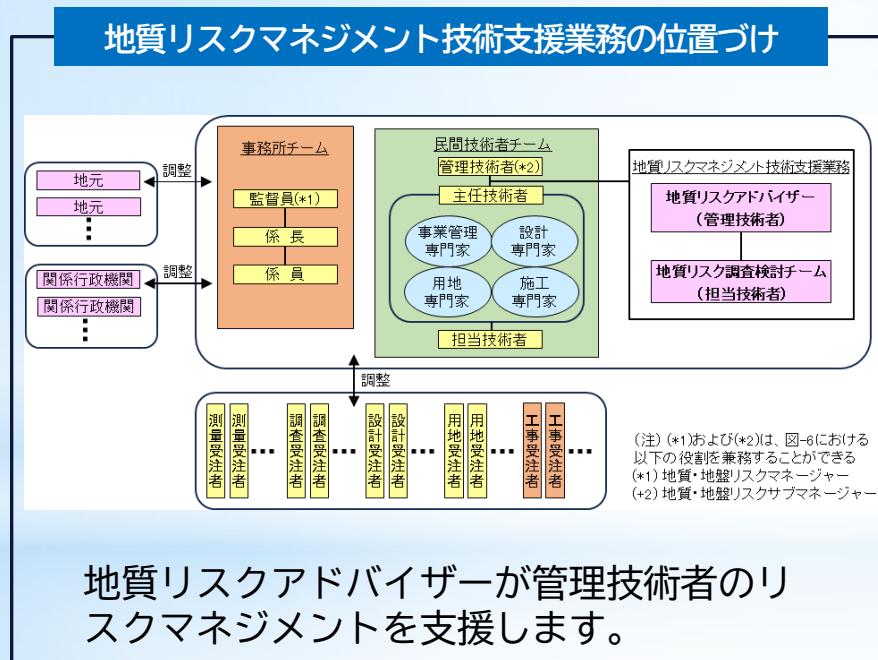
国交省関係機関	
北海道開発局	0
東北地整	30
北陸地整	11
関東地整	53
中部地整	8
近畿地整	19
中国地整	0
四国地整	0
九州地整	19
沖縄総合事務局	1
国総研	1
土木研究所	10
寒地土木研究所	5

住居地分類					
北海道	68	石川県	15	岡山県	9
青森県	2	福井県	3	広島県	28
岩手県	7	山梨県	5	山口県	6
宮城県	46	長野県	26	徳島県	3
秋田県	14	岐阜県	4	香川県	7
山形県	5	静岡県	7	愛媛県	27
福島県	13	愛知県	49	高知県	5
茨城県	25	三重県	2	福岡県	64
栃木県	4	滋賀県	4	佐賀県	2
群馬県	9	京都府	16	長崎県	13
埼玉県	81	大阪府	74	熊本県	9
千葉県	17	兵庫県	14	大分県	10
東京都	207	奈良県	5	宮崎県	4
神奈川県	11	和歌山県	3	鹿児島県	4
新潟県	52	鳥取県	3	沖縄県	9
富山県	4	島根県	8		

# 地質リスクマネジメント技術支援業務発注ガイド(案)の作成

大規模災害復旧・復興事業や平常時の大規模事業等に適用される事業促進PPPでは、リスクマネジメントが事業の成否に大きく影響するため、地質リスクマネジメントの活用をお願いします。

その際には、関係者が一丸となって地質リスクマネジメントに取組むことを目指す「地質リスクマネジメント技術支援業務」についてご検討ください。



全地連HPの全地連資料館からダウンロードすることができます。

[https://www.zenchiren.or.jp/geocenter/pdf/riskmanagement\\_202411.pdf](https://www.zenchiren.or.jp/geocenter/pdf/riskmanagement_202411.pdf)

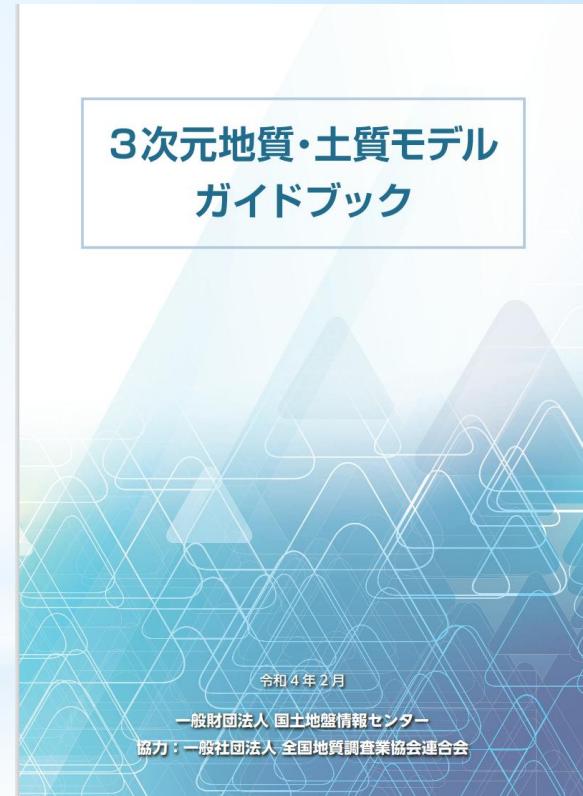
# 3次元地質・土質モデルガイドブックの作成

BIM/CIMの進展を踏まえ、全地連では（一財）国土地盤情報センターと共に  
で「3次元地質・土質モデルガイドブック」を作成しました。

当ガイドブックの内容は、国土交通省の  
「BIM/CIM活用ガイドライン（案）共通編」  
にも引用されています。

全地連HPの全地連資料館からダウンロード  
することができます。

<https://www.zenchiren.or.jp/geocenter/>



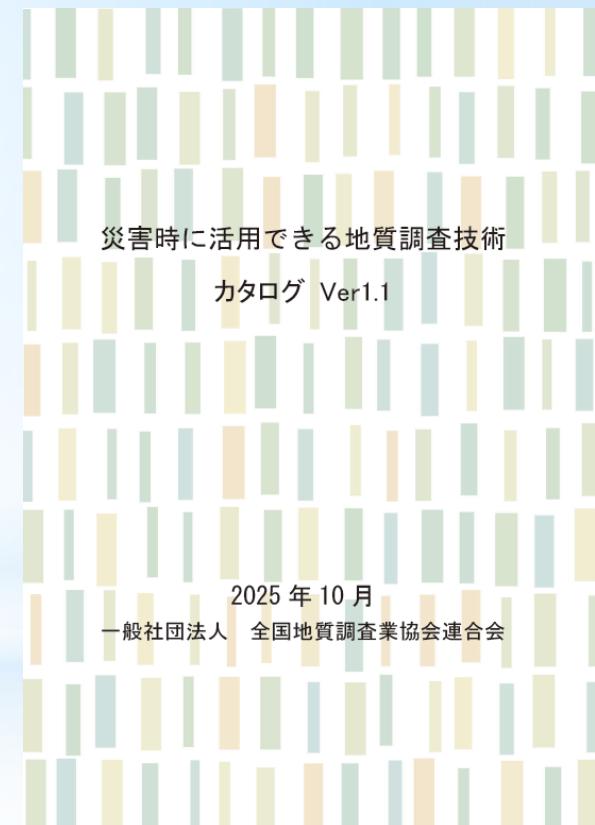
# 災害時に活用できる地質調査技術カタログの作成

全地連では、令和6年能登半島地震を契機として、災害時に活用可能な地質調査技術を体系的に整理・紹介し、災害対応の課題に発注者の皆様が状況に応じた最適な判断を行えるよう支援することを目的に、「災害時に活用できる地質調査技術カタログ」を作成しました。

「ユースケース編」と「要素技術編」の二部構成からなり、前者では災害時に地質調査に求める具体的な課題に対する対応事例を示し、後者ではその課題を解決する地質調査技術の特徴や活用事例を詳細に紹介しています。

全地連HPの全地連資料館からダウンロードすることができます。

<https://www.zenchiren.or.jp/geocenter/>



\*ご静聴有難うございました





令和 7 年度

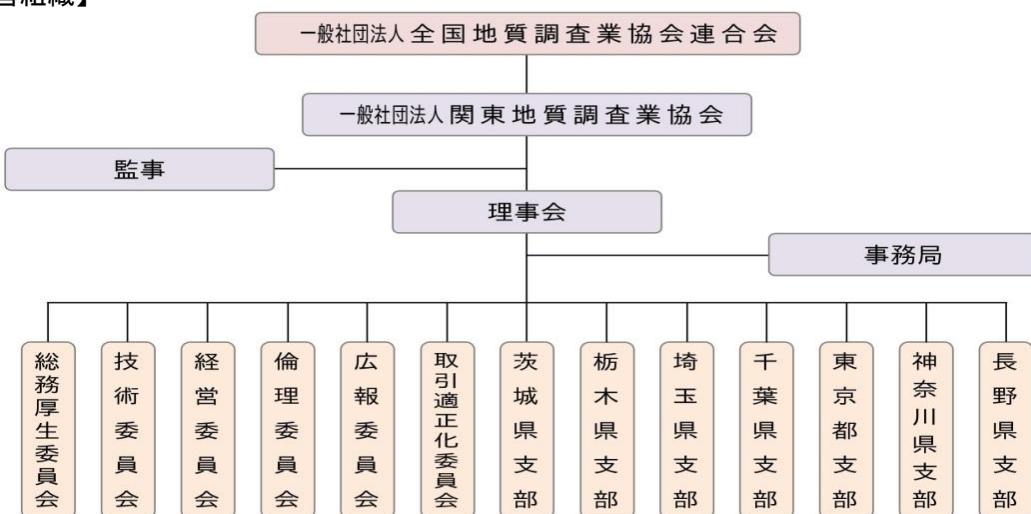
一般社団法人 関東地質調査業協会 「事業活動」

令和 7 年 12 月 17 日

## 信頼の確保に向けて　－地質調査業の責任と取り組むべき課題－

地質調査は、主に地表から直接確認できない地盤を対象としており、内在する地質・地盤リスクを明らかにすることを目的としています。調査成果は、後続の設計・施工プロセスに対して重大な影響を及ぼすため、その精度と信頼性は極めて重要です。従って、発注者の信頼に応えるためには、何よりも各企業およびそこで働く技術者一人ひとりが、成果の社会的意義と責任の重大性を深く認識し、常に誠実かつ厳格に業務を遂行するとともに、技術力の高度化および研鑽に日々取り組むことが必要と考えています。(一社)関東地質調査業協会では、クライアントに安心して発注いただける体制を確保するべく、地質コンサルタントとして遵守すべき倫理規範を堅持し、事業運営を推進してまいります。

### 【運営組織】



### 【協会のあゆみ】

- 昭和31年 日本地質調査業協会（当協会の前身）設立（10月）
- 昭和38年 全国地質調査業協会連合会（以下、全地連）設立（8月）  
臨時総会で関東地質調査業協会に改名（10月）
- 昭和41年 第1回地質調査技士資格検定試験開催（9月）
- 昭和59年 第1回地質調査技士登録更新講習会開催（1～2月）
- 昭和60年 茨城県・埼玉県・千葉県・東京都に支部を設立
- 昭和62年 神奈川県に支部を設立
- 平成10年 協会ホームページを開設（3月）全地連技術フォーラム東京開催（9月）
- 平成14年 長野県支部を設立（4月）
- 平成17年 栃木県支部を設立（10月）関東協会創立50周年記念式典（11月）
- 平成25年 全地連「技術フォーラム2013」長野 開催（9月）
- 平成26年 一般社団法人関東地質調査業協会を設立（11月）
- 平成27年 創立60周年を迎える（11月）
- 令和5年 全地連「技術フォーラム2023」横浜 開催（9月）

関東協会の会員数（令和7年12月現在） 正会員：88社 賛助会員：3社

## ■ 令和7年度 事業計画・活動実績 ■

### 1. 社会貢献活動に関する事業

地質調査の知見を通して蓄積した防災等に関わる情報をステークホルダーへ提供し、地質調査と市民生活との密接な係りについて理解を深める啓発活動を行う。

#### 1-1 防災関連イベント

##### 1) そなエリア東京「防災イベント」

日 程：令和7年8月23日(土)～8月24日(日)

場 所：東京臨海広域防災公園 本部棟（東京都江東区有明3-8-35）

内 容：液状化実験装置実演、地盤検索システム「住所毎の地盤リスク検索」、災害パネル展示等



#### 1-2 情報公開関連

##### 1) 協会ホームページによる情報公開と維持・更新

### 2. 技術者の育成に関する事業

地質調査技術者の育成や、その資質及び福祉の向上を図る。技術の向上に関する調査・検討を行い、地質調査業の進歩発展に資する活動を展開する。

#### 2-1 資格関連

##### 1) 2025年度「地質調査技士・地質情報管理士」資格検定試験

日 程：令和7年7月12日(土)

場 所：TFTビル東館 9階（東京都江東区有明3-6-11）

※受験者数 地質調査技士 288名、地質情報管理士 24名



##### 2) 2025年度「地質調査技士」登録更新講習会

日 程：令和7年11月28日（金）

場 所：シェーンバッハ・サボー「砂防会館別館」（東京都千代田区平河町2-7-4）

※受講者数 356名

## 2-2 講習会・研修会

### 1) 2025年度 地質調査技士資格検定試験「事前講習会」(関東地区)

日 程：令和7年6月13日(金)

方 式：オンライン (Zoom ウェビナー形式)

※受講者 125名



### 2) 若手社員教育講習会

日 程：令和7年4月15日(火)

場 所：エッサム神田ホール1号館601会議室

方 式：対面形式

※受講者 35名

### 3) 官公庁等への講師派遣

#### ① 関東地方整備局 関東技術事務所 令和7年度「基礎技術（土質）」研修

講義科目「地質学概論」「地質リスク概論」

日 程：令和7年7月2日(水)・9月3日(水) 2日間開催

方 式：オンライン

内 容：地形と地質、現場技術、現場データ整理、室内試験 他

※受講者 31名

#### ② 日本下水道事業団「地方公共団体等技術職員技術研修」

日 程：令和7年7月1日(火)・10月21日(火)・令和8年1月27日(火) \*予定

場 所：日本下水道事業団研修センター（埼玉県戸田市下笠目5141）

内 容：土質工学、設計施工、管きよ基礎、土質試験実習 他

※受講者 各40名程度

### 4) 第4回関東協会技術フォーラム

日 程：令和7年6月23日(月)

場 所：エッサム神田ホール2号館 5階2-501会議室

方 式：対面及びZoomによるハイブリット形式

内 容：技術委員会及び支部協会による講演と質疑応答

※受講者（会場47名、Web 64名）計111名



## 2-3 CPD（生涯学習）関連

### 1) ジオスクーリングネットの管理運営

### 2) CPD制度への対応（協会事業活動に係るCPD取得証明書の発行など）

## 3. 広報活動に関する事業

地質調査業の社会的使命の普及・啓発を目的とし、地質調査に関連する情報の収集と提供を行う。

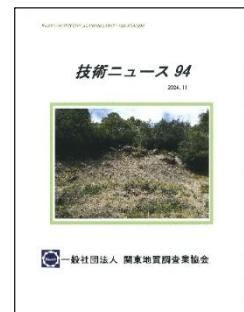
### 3-1 発注者からの連絡事項を会員へ周知徹底

#### 1) 発注者主催の講習会・説明会および各種情報の提供

### 3-2 広報PR活動

#### 1) 会員への地質調査関連資料の配布（地質と調査他）

#### 2) 協会情報誌の刊行（技術ニュース700部）



### 3-3 受注動向調査の実施

### 3-4 ボーリングマシン稼働数の実態調査の実施（定点観測）

## 4. 事業図書普及・販売事業

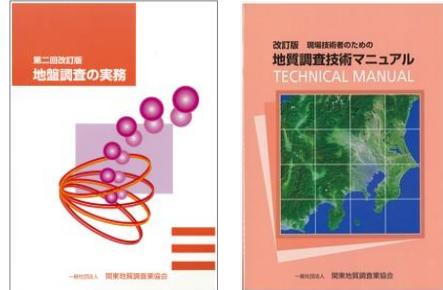
地質調査業に関連する資料や図書の増刷及び販売に係る事業

### 4-1 協会発行図書の販売

『第二回改訂版 地盤調査の実務』

『改訂版 現場技術者のための地質調査技術マニュアル』

『地質リスク調査検討業務実施の手引き』 等



### 4-2 全地連発行図書の販売

『全国標準積算資料（土質調査・地質調査）』

『報告書作成マニュアル [土質編] 第2版』 等

## 5. 関係官公庁および機関・団体との連携に係る事業

関係官公庁及び関連団体と連携し、地質調査に関わる情報の収集と提供を行い、情報の共有化および公共の福祉に寄与する協力体制を築くことを目的とする。

### 5-1 関東地方整備局との意見交換会・勉強会の実施

#### 1) 意見交換会

日 時：令和7年12月17日(水) 16:00～17:30

#### 2) 勉強会（WEB形式）

[第1回] 令和7年 8月25日(月)

[第2回] 令和7年10月9日(木)



### 5-2 関東地方整備局との「防災協定」に関する支援実施体制の整備と維持・更新

毎年5月に、防災対策室へ「協力要請に係る連絡体制表」「防災実施体制総括表」を提出

### 5-3 NEXCO 東日本高速道路(株)関東支社 災害対策連絡会 \*災害協定締結

日 時：令和7年12月10日(水) 13:30～16:30

場 所：大宮ビジネスセンター1階（埼玉県さいたま市大宮区仲町2-26）

方 式：集合方式・Web併用

内 容：地域災害対策連絡会の活動報告、講演「災害時の取材と情報発信」

## 6. その他協会の目的を達成するために必要な事業

### 6-1 第11回定期総会 令和7年5月19日(月)

### 6-2 経営講演会

日 時：令和7年7月9日(水) 14:30～16:45

場 所：アルカディア市ヶ谷 5階「大雪(西)」

演 題：社会から信頼される地質調査業に向けて

脱水症・熱中症対策と経口補水駅の適正使用

※参加者 27名



### 6-3 倫理関連事業

- 1) コンプライアンスの情報収集と周知（小冊子配布）
- 2) 倫理ポスターの作成・配布  
「魅力的な職場環境 新4Kへ」



### 6-4 第53回野球大会

開催：令和7年4月5日(土)、4月12日(土)  
場所：明治神宮外苑軟式球場（東京都新宿区霞ヶ丘町2-3）  
参加：16チーム

#### ◆A ブロック

- [優勝] (株)東京ソイルリサーチ  
[準優勝] 国際航業(株)

#### ◆B ブロック

- [優勝] (株)ダイエーコンサルタンツ  
[準優勝] 大日本ダイヤコンサルタント(株)



### 6-5 新年賀詞交歓会

開催：令和8年1月19日(月) \*予定  
場所：アルカディア市ヶ谷 3階「富士」（東京都千代田区九段北4-2-25）  
\*昨年度賀詞交歓会の様子



### 6-6 表彰制度の運用（永年現場従事優良技術者、業界功労者）

### 6-7 調査の匠（優秀調査技能者）制度に基づく表彰

### 6-8 協会会員の加入促進と既会員の継続に関する検討

### 6-9 各種関連行事等（式典・祝賀会）への参加

## 7. 連合会関係

- 1) 通常総会 代表理事連絡会議・理事会 令和7年5月21日（水）
- 2) 全地連「技術フォーラム 2025」山形 令和7年9月11日（木）・9月12日（金）
- 3) 道路防災点検技術講習会（東京会場） 令和7年6月20日（金）・11月14日（金）
- 4) 事務局長会議 令和8年3月6日（金）
- 5) 各種保険制度の運営

以上

# 関東地方整備局との 意見交換会提案議題



令和7年12月17日

---

一般社団法人  
関東地質調査業協会

# 目 次

1. 地質調査業務の発注量増加
2. 実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)の促進
3. 安定した企業経営と処遇改善に向けての適正利潤の担保について
4. 地質リスク調査検討業務の発注促進とBIM/CIM活用について

## <Appendix>

- A-1. 地質調査業を取り巻く現状
- A-2. 地質調査業の取り組むべき課題
- A-3. 広域大規模災害への地質調査業としての対応の促進
- A-4. 地質リスクマネジメント推進のための取り組み
- A-5. 地質リスク・BIM/CIMに関する実務者勉強会の内容（案）

# 1-1 地質調査業務の発注量増加

## 要望 テーマ

企業経営の安定と担い手の処遇改善・確保のため、「地質調査の発注量増加」と共通仕様書・積算基準に準拠した分離発注の徹底をお願いいたします。

- ◎令和6年6月12日改正品確法が可決・成立し、先に成立した改正建設業法・改正入札契約適正化法に加え「第三次担い手3法」として、担い手の確保・処遇改善等が制度化されました。地質調査業がインフラ整備の担い手・地域の守り手として役割を果たすためには、将来を支える担い手確保が急務となっています。
- ◎令和6年度の地質調査業務は、右図のとおり令和5年度と比較して発注金額で2億円程度、発注件数で4件増加していますが、人件費単価・市場単価・諸経費等の上昇分を考慮すると、金額・件数とも決してコストアップに見合った増加とは言えない状況にあります。
- ◎発注量の減少は、インフラ整備を支える地質調査業界全体の健全な経営を揺るがすものである事から、安定した企業活動すなわち担い手の確保や処遇改善等を担保するため、「地質調査業務の発注量増加」及びその一助となる「地質調査業務の分離発注」をお願いいたします。
- ◎地質・土質調査業務共通仕様書及び設計業務等標準積算基準書(青本)において、「軟弱地盤解析」や「地すべり解析」は、土木設計業務ではなく地質調査業務として分類されておりますので、共通仕様書及び積算基準に準拠した発注をお願いいたします。

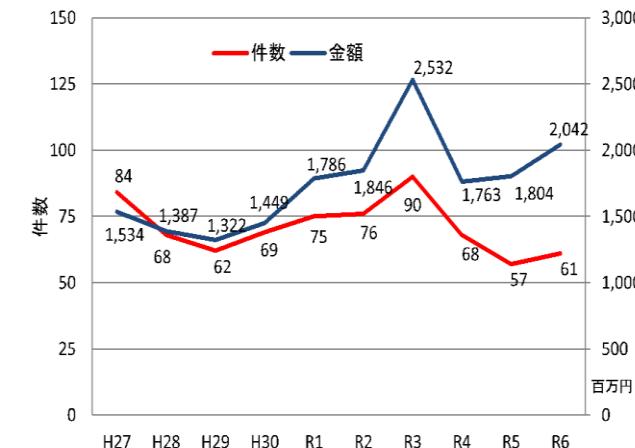


図1-1 関東地整地質調査業務発注状況

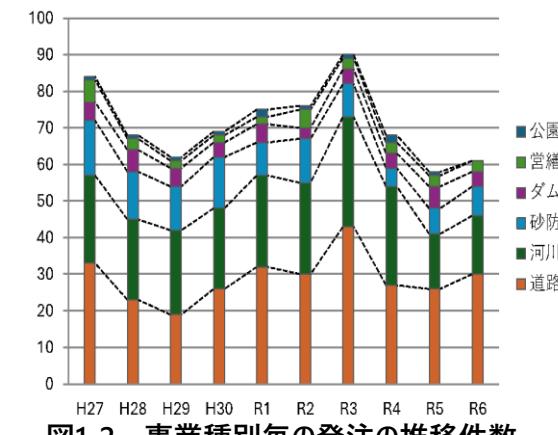


図1-2 事業種別毎の発注の推移件数

# 1－2 地質調査業務の発注量増加

◎ また「道路防災点検業務」は、地質技術者が保有する地形・地質に関する専門技術が要求される業務となっておりますので、地質調査業務として発注をお願いいたします。令和6年度は5件が地質調査業務、4件が土木コンサル業務で発注されております。土木コンサル業務の内訳を確認いたしますと、下表のように圧倒的に設計業務以外の割合が多くなっており、これらの防災点検業務も今後は地質調査業務として発注をお願いいたします。

業務名	業務区分	業務内容	業務価格	一般構造物設計		設計業務以外	
				金額	割合	金額	割合
R 6 J 相武国道事務所管内防災点検他業務	土木コンサル業務	防災カルテ点検 1式（143箇所） 特定道路土工構造物点検 1式（11箇所） 機器観測 1式 <b>一般構造物詳細設計 1式</b>	36,200,000	3,350,000	9%	32,850,000	91%
R 6 甲府河川国道管内防災点検・設計業務	土木コンサル業務	防災カルテ点検 1式 特定道路土工構造物点検 1式 <b>一般構造物詳細設計 1式</b> 測量 1式 地質調査 1式	72,530,000	35,680,000	49%	36,850,000	51%
R 6 常陸河川国道管内防災点検他業務	土木コンサル業務	防災カルテ点検 1式（115箇所） 特定道路土工構造物点検 1式（7箇所） 舗装点検 1式（162.1km） <b>一般構造物設計 1式</b>	29,400,000	2,590,000	9%	26,810,000	91%
R 6 千葉国道管内道路防災点検他M9業務	土木コンサル業務	防災カルテ点検 1式 特定道路土工構造物点検 1式 <b>一般構造物設計 1式</b>	24,770,000	7,360,000	30%	17,410,000	70%
R 6 横浜国道事務所管内道路防災点検他業務	地質調査業務	・防災カルテ箇所点検 ・道路土工構造物点検 ・大型カルバート点検	38,000,000		0%	38,000,000	100%

# 1－3 地質調査業務の発注量増加

## ① 関東地方整備局地質調査業務の発注状況

※発注件数、発注額の推移(過去10年間)

◆ R6年度の関東地整の地質調査は、契約(発注)額で約20億円(当初・消費税抜)、発注件数は61件と前年よりやや増加した(※業務単価上昇の影響も想定)。金額・件数ともR3年度にかけて上昇(回復)傾向だったものが、R4以降低迷しており、今後大幅な増加は期待しにくい状況である。

表－1 関東地方整備局発注地質調査業務発注件数及び契約額の推移

	種別	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	道路	33	23	19	26	32	30	43	27	26	30
	河川	24	22	23	22	25	25	30	27	15	16
	砂防	15	13	12	14	9	12	9	5	7	8
	ダム	5	6	5	4	5	3	4	4	6	4
	営繕	6	3	2	2	2	5	3	3	2	3
	公園	1	1	1	1	2	1	1	2	1	0
	全体	84	68	62	69	75	76	90	68	57	61
金額	当初(千円)	1,533,950	1,387,140	1,322,110	1,449,310	1,785,860	1,845,820	2,532,170	1,762,510	1,804,030	2,042,130

# 1－4 地質調査業務の発注量増加

## ■ 建設関連業動態調査結果について(国交省HPより)

国土交通省が実施する、建設関連業動態調査(対象:50社)における地質調査業及びその他建設関連業の令和7年7月分の契約総額は下表のとおりです。

地質調査業(50社)の契約総額61億円は前年同月比で19.5%の減額、測量業(50社)の契約総額は95億円で前年同月比で5.9%の減額、建設コンサルタント(50社)の契約総額862億円は前年同月比で6.4%増となっています。

なお、地質調査業における当年度4月からの契約総額累計は292億円であり、これは前年度の同期間と比べ89.5%相当と大幅な減額となっています。(測量業は前年同期間比97.3%、建設コンサルタントは前年同期間比107.7%)

公共予算は毎年確実に確保され、さらに国土強靭化政策もあって毎年補正予算が付加されるなか、公共事業が活況を呈する背景をもって、建設コンサルタント業務は着実に契約金額が増大する傾向にありますが、一方で地質調査業務は増減を繰り返す不安定な傾向が続いている。契約金額(発注量)が安定しない点が当業界の経営基盤の安定化に繋がらない大きな要因のため、発注量の増加を切にお願いいたします。

建設関連業の契約総額(令和7年7月)

項目	契約額	前年同月比
地質調査業(50社) 契約総額	61 億円	19.5%減
国内民間	25 億円	—
国内公共	36 億円	—
測量業(50社) 契約総額	95 億円	5.9%減
建設コンサルタント(50社) 契約総額	862 億円	6.4%増

# 1－5 地質調査業務の発注量増加

要望  
テーマ

トータルコスト縮減に寄与する「地質調査の活用と促進」をお願いいたします。

- ◎公共事業評価手法研究委員会の報告によれば、事業費増大に関する不確実性の大きな要因は地質・土質条件にあることが明確になっており、地質調査業務の成果は工事の品質や建設コストに大きく影響すると謳われています。
- ◎複雑な地質・地盤を相手にしなければならない我が国において、地質調査から得られる地質・地盤、地下水に関する情報は、設計・施工を円滑に進めるために不可欠で、その情報が不足すると予期せぬトラブルや事故を招く恐れもあります。
- ◎特に軟弱地盤の沈下・安定や地すべり・トンネル・ダム・橋梁基礎などの土木構造物は地質と密接な関係があり、これを見誤ると設計・施工の手戻りやトラブルが必ず起き、結果的に大幅なコスト増に繋がります。
- ◎すなわち、地質調査業務を充実させる事が、建設事業の無駄なコスト発生を抑制し、円滑な事業推進に寄与するのは自明の理と言えます。

なお、内閣府・国交省の公表データによれば、建設投資における地質調査事業量は0.13%と1994年度以降減少の一途をたどっており、併せて国交省「建設工事受注動向統計調査」では、工事費に対する地質調査費は1%未満であり、建設投資比率と同様に1994年以降低調トレンドが続いています。

- ◎この様な現状を改善し、未然に防げるはずの不測の事態を招かない為にも、予算配分の再考に基づく「地質調査の活用と促進」をお願いいたします。

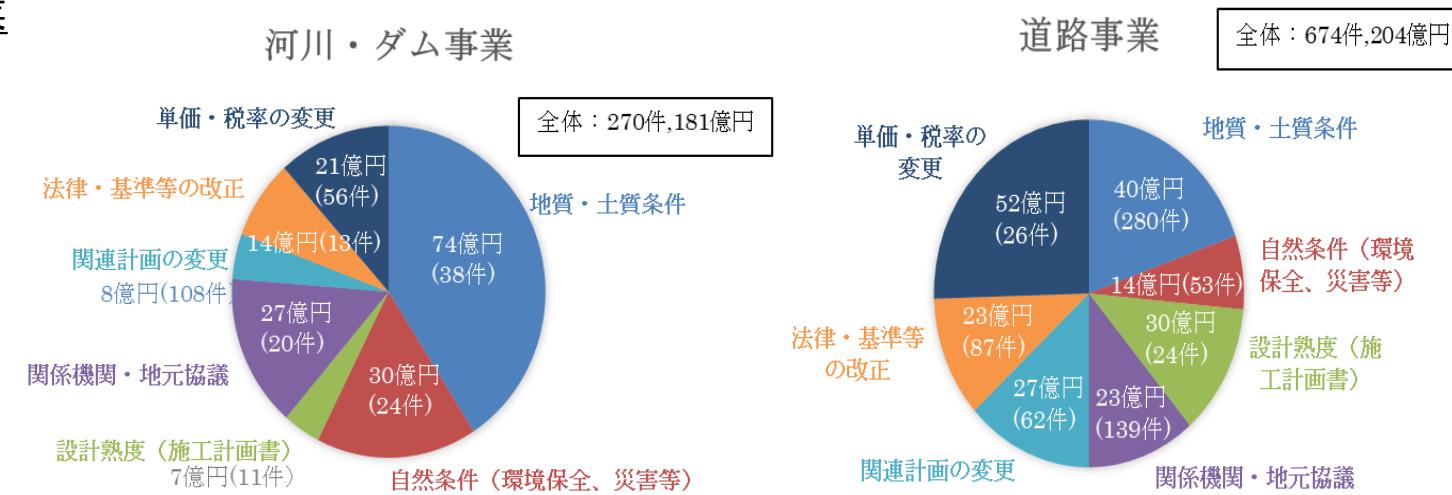


図1-3 事業費増大に関する不確実性の要因  
(国土交通省:令和6年度第1回公共事業評価手法研究委員会資料、2024.5に基づき作成 全地連資料から)

## 2-1 実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)の促進

### 要望 テーマ

「受注実績が無い企業の参入機会の拡大」並びに「適切な地域要件設定(本店、支店又は営業所縛り)」の継続的な発注・運用をお願いいたします。

◎令和6年度の要望の1つに「受注実績が無い企業の参入機会の拡大」をお願いし、「新規契約の有無」を評価項目に追加され、令和7年8月より施行していただき感謝申し上げます。

◎「受注実績が無い企業の参入機会の拡大」は担い手企業の裾野拡大のため、是非とも継続的な発注・運用をお願いします。

◎また、令和7年度入札・契約、総合評価の実施方針(コンサルタント業務等)においても「担い手の育成・確保を目的」として「適切な地域要件の設定(本店、支店又は営業所縛り)」が継続されています。(次頁参照)

◎この「適切な地域要件の設定」を考慮した評価選定も、地元企業の担い手育成や人材確保に繋がります。また、災害活動の豊富な実績も有する地元企業は、迅速かつ適切な災害対応が可能で地域社会に貢献できます。

◎については、地元企業の積極的な活用をして頂くため、地質調査業務における「適切な 地域要件の設定業務」(比較的規模の小さい業務)の継続的な発注・運用も重ねてお願いいたします。

現行評価基準の例

評価項目		配点
入札参加者を算出するための基準 / 技術点を指名するための基準	【企業の評価】	
	技術部門登録	3
	同種・類似業務の実績	9
	地理的条件	10
	地域貢献度(災害活動実績)	2
	地域貢献度(災害協定)	1
	小計	25
	【管理(主任)技術者の評価】	
	資格・実績	15
	小計	
【工程計画・技術的課題】		60
配点の合計		100

新規評価基準(案)の例

評価項目		配点
入札参加者を算出するための基準 / 技術点を指名するための基準	【企業の評価】	
	技術部門登録	3
	同種・類似業務の実績	4
	地理的条件	10
	地域貢献度(災害活動実績)	2
	地域貢献度(災害協定)	1
	新規契約の有無	5
	小計	25
	【管理(主任)技術者の評価】	
	資格・実績	15
小計		
【工程計画・技術的課題】		60
配点の合計		100

図2-1 新規評価基準  
(令和7年度入札・契約、総合評価実施方針(コンサルタント業務等)から )

## 2-2 実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)の促進

### 1-⑦ 継続適切な地域要件の設定(一部拡充)

【趣旨】地域企業の育成、確保

【対象】総合評価落札方式を採用し「地域要件」を設定する業務(本店縛りは簡易型が対象)

【概要】「測量業務」の「本店縛り」の適用対象を、「“簡易型”で発注する業務※(現地作業あり)」に拡充(原則)

※:下図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務(業務内容等を勘案し、地域要件設定が適さない場合を除く) 【R2.8～】

#### 地域要件・本店縛り

- 一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を評価する「地域要件の設定」を試行中(業務の特性、内容等を勘案するとともに、十分な競争性(業務実施可能者数)が確保されるよう設定)
- 本店縛りでは、一定地域内における企業の「本店」の有無を評価
- 本店縛りは、これまで簡易型発注で比較的規模が小さい業務に適用していたが、R2年度からは、測量業務については、規模にかかわらず、右図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務に原則適用

見直し(拡充)後	土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル			測量			①	②
	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)※2	総合評価(簡易型)※3	
現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施
	その他			×			×	×
現場あり	比較的規模が小※1	×	×	積極的に実施	×	積極的に実施	原則適用	原則適用
	その他			×			×	×

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

※2 : 概ね上図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3 : 概ね上図(発注方式事例)の②が適用される業務

現在試行中

参考資料 令和7年度入札・契約、総合評価の実施方針(コンサルタント業務等)より抜粋



### 3-1 安定した企業経営と処遇改善に向けての適正利潤の担保について

要望  
テーマ

企業経営の安定と処遇改善に向け、調査基準価格の「算定率」引き上げをお願いいたします。

◎令和6年度4月1日から、地質調査では調査基準価格が下表のとおり、諸経費部分で2%の引き上げがなされました。

◎諸経費部分を引き上げていただき感謝申し上げます。

◎しかしながら、右表の積算例に示したように 改定に伴い諸経費率は20%程度上昇したものの、業務金額に占める諸経費率の割合が大きくなり、調査基準価格算出で諸経費率×0.5%となった事から、落札率は82.4%から79.6%と2.8%低下しております。 すなわち、調査基準価格引き上げの改定が、落札率の低下を招くという本来の改定主旨と逆行した意図しない状況となっています。なお、諸経費×0.6とした場合、

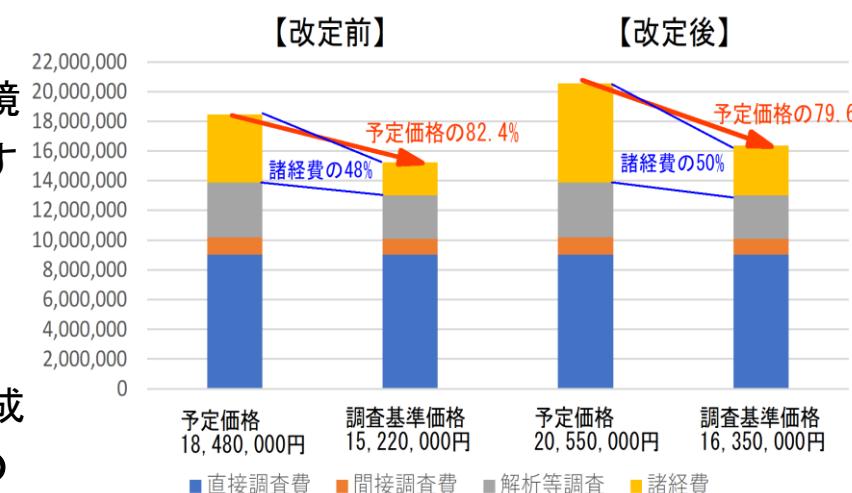
調査基準価格の率は82.8%となり、諸経費改定前の率まで改善されます。

◎地質調査業界は品質の確保・人材の確保と育成に取り組みながら、社内体制の整備や現場環境の改善、担い手の処遇向上にも努めていますが、落札率の低下は安定した企業経営を揺るがす喫緊な課題であり、企業存続のためには極めて憂慮すべき状況と考えております。

◎令和7年2月に改正された「発注関係事務の運用に関する指針」では、「最新の業務履行の実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すと共に、遅滞なく適用することとされております。社会情勢の変化等を捉えた積算基準や諸経費率等の改定にあわせ、品質確保・担い手確保と育成や生産性向上に向けて安心して投資できる環境を整えるためにも、調査基準価格の「算定率」の引き上げ(諸経費にかかる率50%の見直し)について、是非とも前向きなご検討をお願いいたします。 図3-1 諸経費率見直し前と見直し後の調査規準価格の率

○積算事例

○改定前の積算例：諸経費率見直し前、調査基準価格の率改定前				○改定後の積算例：諸経費率見直し後、調査基準価格の率改定後			
予定価格		調査基準価格		予定価格		調査基準価格	
直接調査費	9,022,552	直接調査費	9,022,552	直接調査費	9,022,552	直接調査費	9,022,552
間接調査費	1,172,638	間接調査費×0.9	1,055,374	間接調査費	1,172,638	間接調査費×0.9	1,055,374
解析等調査	3,670,000	解析等調査×0.8	2,936,000	解析等調査	3,670,000	解析等調査×0.8	2,936,000
諸経費(46.2%)	4,614,810	諸経費×0.48	2,206,074	諸経費(66.9%)	6,684,810	諸経費×0.5	3,336,074
合計	18,480,000		15,220,000	合計	20,550,000		16,350,000
	18,480,000		15,220,000		20,550,000		16,350,000
調査基準価格の率			82.4%				79.6%



## 4. 地質リスク調査検討業務の発注促進とBIM/CIM活用

### 要望 テーマ

- 建設事業各段階における「地質リスク調査検討業務」の発注（あるいは施工段階における、発注者・設計業者・施工業者・地質調査業者による“四者会議”などの仕組みの構築）をお願いいたします。
- 道路事業のみならず、多岐事業分野への「地質リスク調査検討業務」の展開をお願いいたします。
- 「地質リスク」ならびに、「地盤情報・地質リスクの見える化」の重要なツールとなる「地質・土質調査業務のBIM/CIM推進」について、**実務者を対象とした意見交換・勉強会の開催をお願いいたします**（参考資料4-8参照）。

### <地質リスクマネジメントの役割と重要性>

地下掘削工事に伴う陥没事故や、支持力不足に伴う構造物変状・損壊などのトラブルが散見され、地質調査業はトラブルが発生した後に、施設管理者や事業者、建設会社等の委託を受けて、原因究明や対応検討のための地質調査・地質評価に参画しています。これらの事案の多くは、地質の不確実性（調査不足、不均質性、ばらつき等）に対する事前の分析・評価や対応の不足が本質的な原因の一つです。このような不確実性の影響による事故・トラブルの発生を最小化（回避・低減・保有）し、安全かつ効率的に事業を進めることによって、建設事業全体を適切に執行するための重要な取組みが地質リスクマネジメント（図4-1）であり、地質リスクの見える化を図る上で重要なツールが三次元地質モデルです。地質リスク調査検討をしないままに工事を進め、途中でリスクが発現して工費が大幅に増大する事態を避けるために、事前に地質リスクについて調査・検討し、その結果を踏まえた設計・施工を行うことで、予算の大幅増大などの事態を避ることができます。

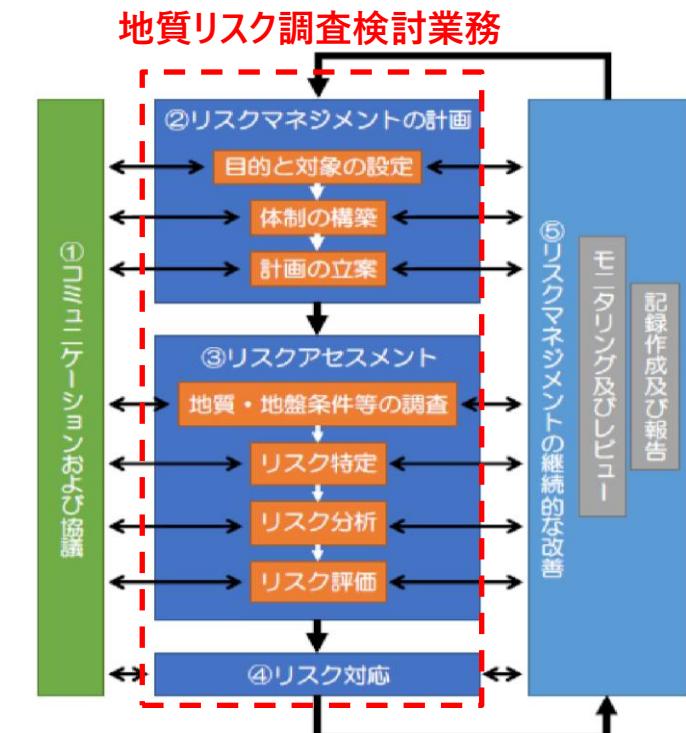


図4-1 地質リスクマネジメントのプロセス

# 【参考資料4-1】建設事業各段階における地質リスク調査検討業務の発注

建設事業の円滑推進のためには、調査から設計、設計から施工、施工から維持管理に至る流れに応じた様々なリスク対応が必要です。地質リスクに関しては、各段階で得られている地盤情報の適切な更新に加え、その情報だけでは十分な対応・対策が検討できないリスクを明確にし、残存リスクとして次工程に継承（図4-2）していくべきあり、経験豊富な地質・地盤技術者が関与した精緻な地質の評価（図4-3）とリスク検討が必要です。

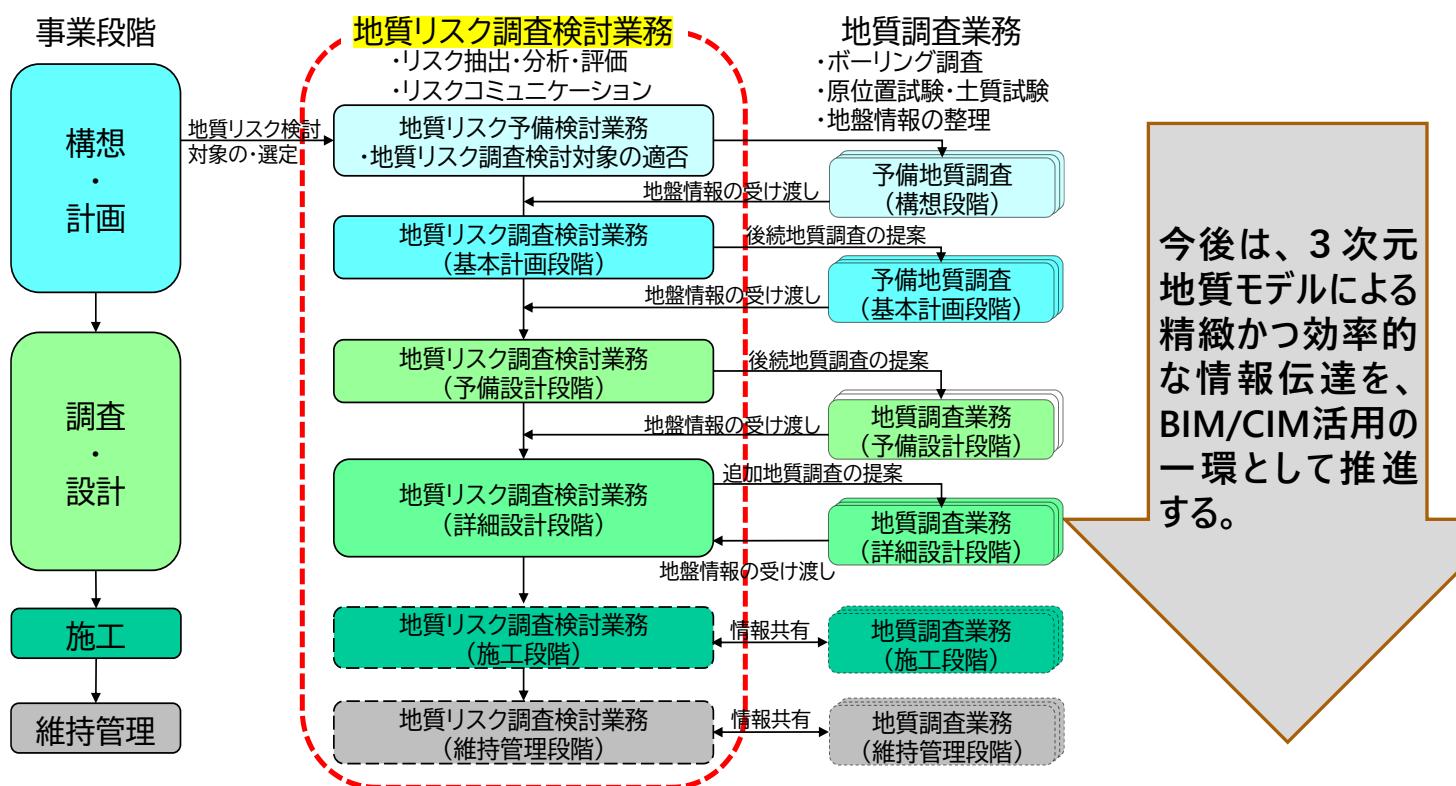


図4-2 各事業段階における地質リスクに関する情報伝達のイメージ

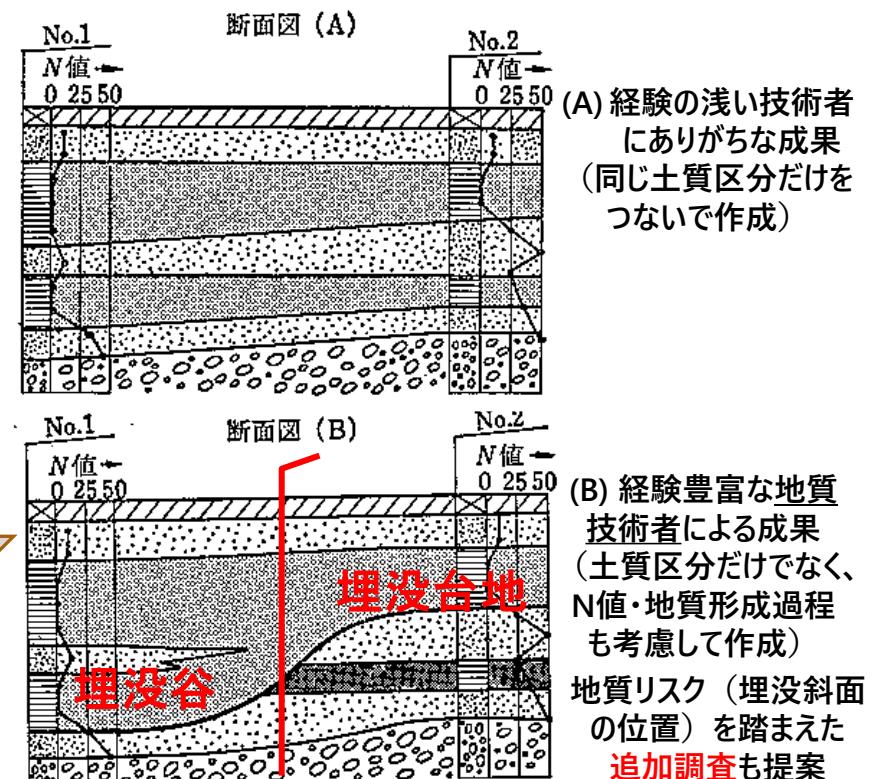


図4-3 技術者の分野・経験の差により地質解釈に違いが生じる例

## 【参考資料4-2】. デジタルツインの実現を目指した地質調査業の役割のイメージ

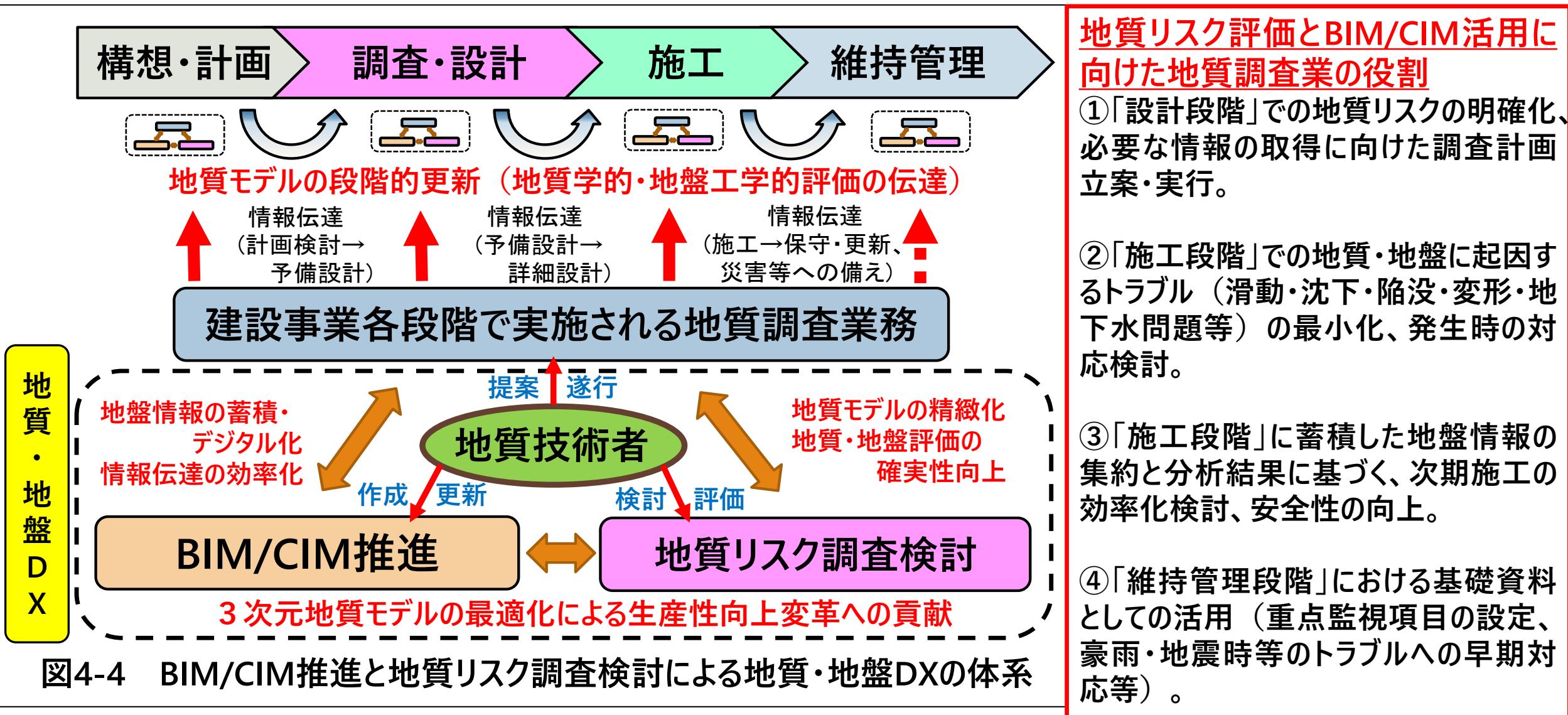
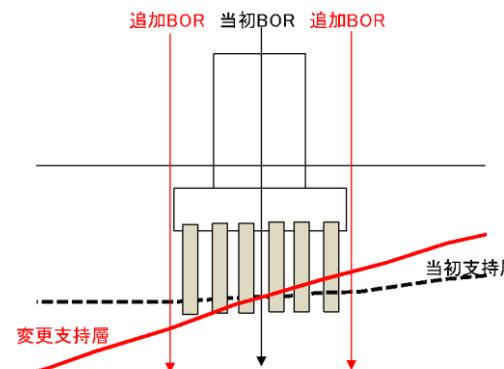


図4-4 BIM/CIM推進と地質リスク調査検討による地質・地盤DXの体系

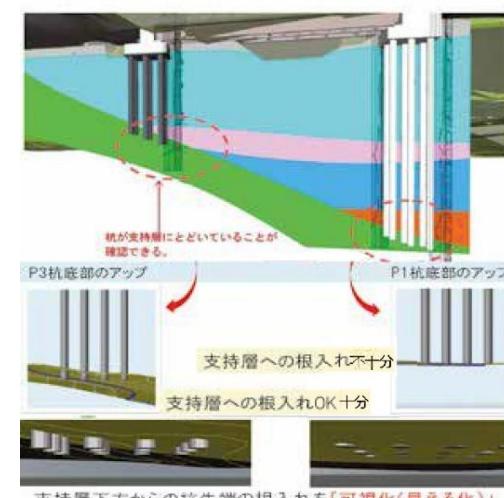
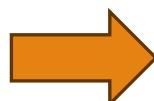
## 【参考資料4-3】. 3次元地質モデルを活用した地質リスクの見える化

- ・国土交通省では、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の一環として、3次元地質モデルを活用した社会資本整備や維持管理のツールとして「CIM」を導入し、受発注者双方の業務の効率化・高度化を推進しています。
- ・BIM/CIMの根幹であり、土木構造物の詳細設計やICT施工の基礎情報となる「3次元地質モデル」は、土木地質学的に正しく、物理的に説明可能な解釈に基づく「地質モデルの構築」がベースとなります。また、施工時や供用後において「地質リスクを見える化」することは、今後のBIM/CIMの有効活用において極めて重要です。
- ・このような「地質モデルの構築」と「現場へのフィードバック」を効果的に実現するためには、建設事業の各段階で得られる地盤情報を単純に追加してつなぎ合わせるだけではなく、形成過程、風化、変質、侵食、地形、地下水の影響によって複雑に変化する地質・環境条件に精通した地質技術者が、地質学的・地盤工学的・水理学的見地に立って評価を加え、使用目的を明確にした上で後工程へ伝達することが重要です（図4-5）。

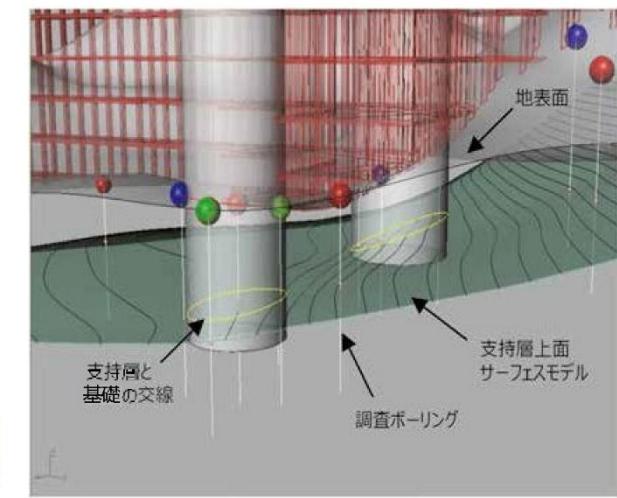


地質技術者による地質リスクを踏まえた調査提案と精緻な3次元地質モデルの構築により、地質リスクを低減し、トラブル回避や適切な対応が可能となります。

図4-5 調査不足による基礎の支持層未到達イメージ（左）と  
3次元地質モデルによる支持層到達の検証事例（右）



杭と支持層根入れの確認（長谷川ほか 第11回  
地質リスク事例研究発表会 一部編集）



橋梁基礎と支持層の関係（3次元地質解析マニュアル）

※「3次元で地下と地上を見てみよう(2022年10月)」より

# 【参考資料4-4】. 多岐分野への地質リスク調査検討業務の展開

右の図は、地質リスク関連業務の発注実績の推移です。

- 地質リスク調査検討業務は、追加変更も含めて10年近く前から発注されてきました。
- 特にR2年3月にガイドライン（注1）、R3年7月に手引き（注2）が公表されて以降は増加傾向が顕著です（図4-6）。
- 地域別にはやや発注に対する温度差が見られ、なかでも近畿、北海道が意欲的です（NEXCOやJRTT、自治体からの発注も増加傾向）。
- 関東地方整備局においても、主に道路事業に関わる地質リスク調査検討業務が発注されていますが、発注量は近畿・北海道・四国・中国地整に次ぐ、全国5番目の発注実績です（図4-7）。
- 分野別の発注実績では、全体の約80%が道路事業の発注で、河川・砂防事業などは数%程度に留まっていることが分かっています。

関東地方は、首都圏を流下する重要な一級河川が広大な平野を形成し、沿川には軟弱地盤や複雑な地盤構造が散見され、道路整備事業のみならず、大規模な治水事業が展開されています。

地質リスク調査検討業務の発注量を増やすとともに、河川・砂防事業など、多岐分野への地質リスク調査検討業務の展開が望まれます。

（注1）国土交通省・土木研究所「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」(R2.3)

（注2）全地連「地質リスク調査検討業務の手引き」(R3.7)

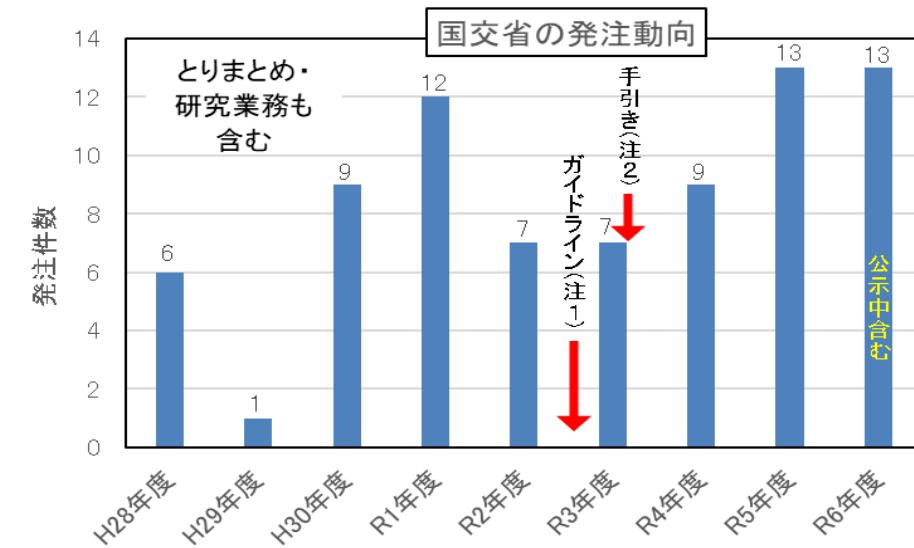


図4-6 地質リスク調査検討業務の発注実績（直轄）

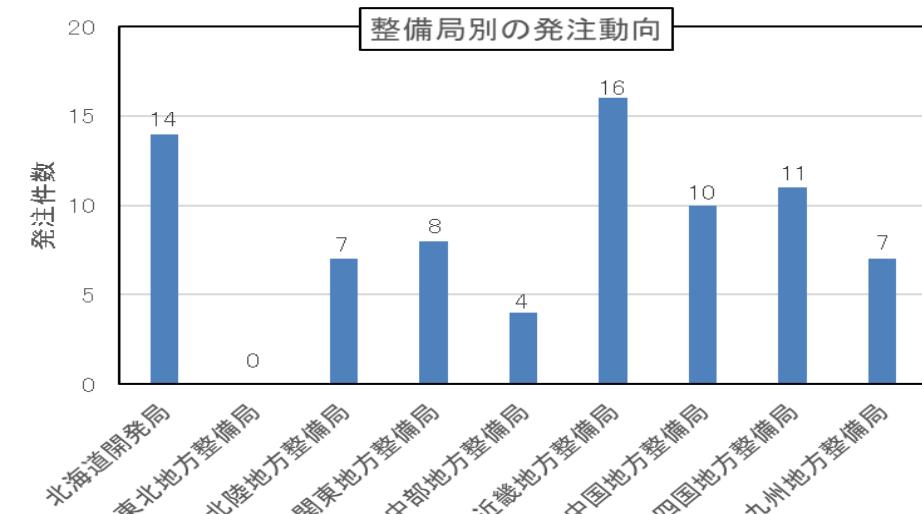


図4-7 地整別地質リスク調査検討業務の発注実績（R3～R6）

## 【参考資料4-5】. 地質リスクマネジメント推進のための取り組み①

### ：ガイドライン類の整備・啓蒙

地質リスクに関するトラブル発生の原因には、地質・地盤の不確実性に対する理解不足などがあります。このような状況を踏まえて、地質リスクに関する検討が各機関で進められ、関東地質調査業協会及び全地連でも、関東地方整備局関係部署との「地質リスク勉強会」を重ねる中で、下記のガイドラインや手引きを整備してきました。最近では全地連を中心に土木研究所や本省とも情報共有して、地質リスク発現事例やリスクマネジメントの好事例等を収集し、技術的マネジメント手法の確立を目指しています。

- ・令和1年（2019年）2月：関東地質調査業協会「地質リスク調査検討業務」実施の手引き刊行
- ・令和2年（2020年）3月：土木研究所「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントガイドライン」公開
- ・令和3年（2021年）3月：近畿地方整備局「地質リスク低減のための調査・設計マニュアル(案)」作成
- ・令和3年（2021年）7月：全国地質調査業協会連合会「地質リスク調査検討業務」の手引き刊行

参考 [https://www.zenchiren.or.jp/geocenter/risk/georisk\\_guide\\_2021.pdf](https://www.zenchiren.or.jp/geocenter/risk/georisk_guide_2021.pdf)

- ・令和7年（2025年）3月：全地連と土木研究所による地質リスクマネジメント推進に向けた意見交換会
- ・令和7年（2025年）6月：産官学「地質リスク講習会」を合同開催（対面・Webで800名超の参加者）

共同開催：土木研究所、日本応用地質学会、全国地質調査業協会連合会



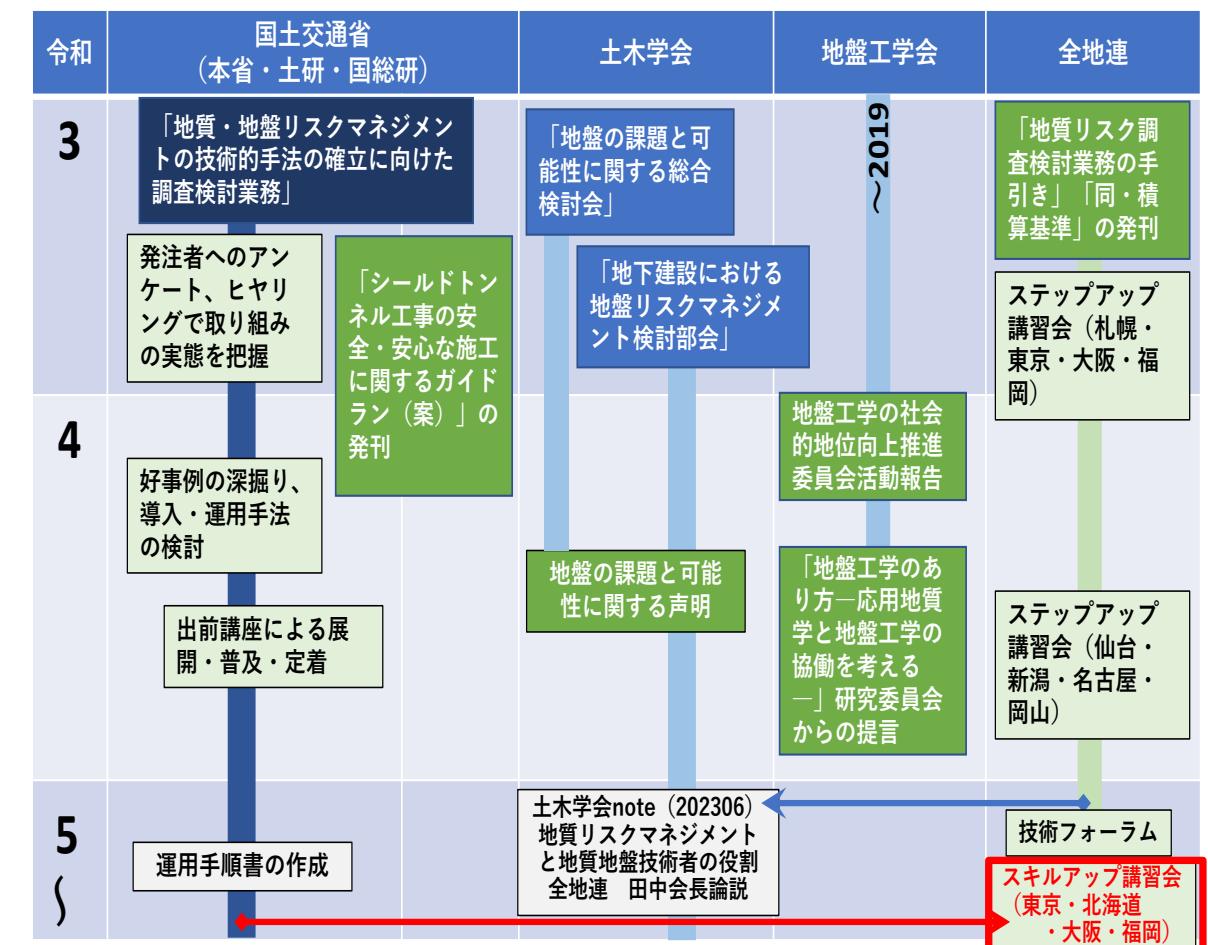
# 【参考資料4-6】. 地質リスクマネジメント推進のための取り組み②

## ：スキルアップ講習会、地質・地盤リスク講演会

地質・地盤リスクに関連するトラブル事象の多くは、建設事業の「施工」・「維持管理」段階で発現していますが、事業のトータルコスト縮減を図る上では、これらを「構想・計画」・「調査・設計」の段階で具体に抽出・特定し、対応・対策を事業全体を通して検討することが重要です。また、施工時に得られた様々な地盤情報を基に、残存リスクを整理・分析して、「次期事業計画」や「維持管理計画」に適切に活用することも必要です。

特に、施設の「老朽化」や、「気候変動」による外力変化が顕在化している現状においては、継続的な地質リスクの把握と検討の必要性がより一層高まっています。この様な状況を鑑み、「地質リスク調査検討業務」の役割や発注方法、業務の進め方等に関するポイントなどを広くご理解いただくため、全地連では国土交通省の後援も得て、全国各地で「スキルアップ（ステップアップ）講習会」を継続的に開催し、官・民双方から多くの参加をいただいている（図4-8：令和5年度開催から土木研究所地質・地盤研究グループも講演）。

今後も引き続き、「地質リスクマネジメント」に関して理解を深める活動を図って参ります。



⇒R7は産官学による地質リスク講演会を開催

図4-8 地質リスクマネジメントに関する各機関の取り組み動向

# 【参考資料4-7】. 地質リスクマネジメント推進のための取り組み③ ：地質リスク・エンジニアの育成と活用

地質調査業務の業務内容に応じた発注方式を図4-9に示します。

- ◆地質リスク調査検討業務は、地質の専門性を十分に活かして検討することが重要であり、既に地質調査業務の中でも最上位である「プロポーザル方式」の業務に位置付けられています。
- ◆全地連では、厳格な資格試験実施の下、地質リスクマネジメントの経験があり、かつ高度な地質調査技術を有する技術者に対して「地質リスク・エンジニア（GRE）資格」を認定しています。  
地質リスク調査検討業務への参加要件として、本資格を有効に活用していただけるよう、育成と増員に努めて参ります。
- ◆事業推進PPP等の活用においては、地質・地盤リスクアドバイザーとしてGRE等を配置し、主に地質リスク情報の総合判断と関係者間のリスクコミュニケーションを図ることで、事業全体の監督者の判断を助ける役割として活用して頂くことを提案します。

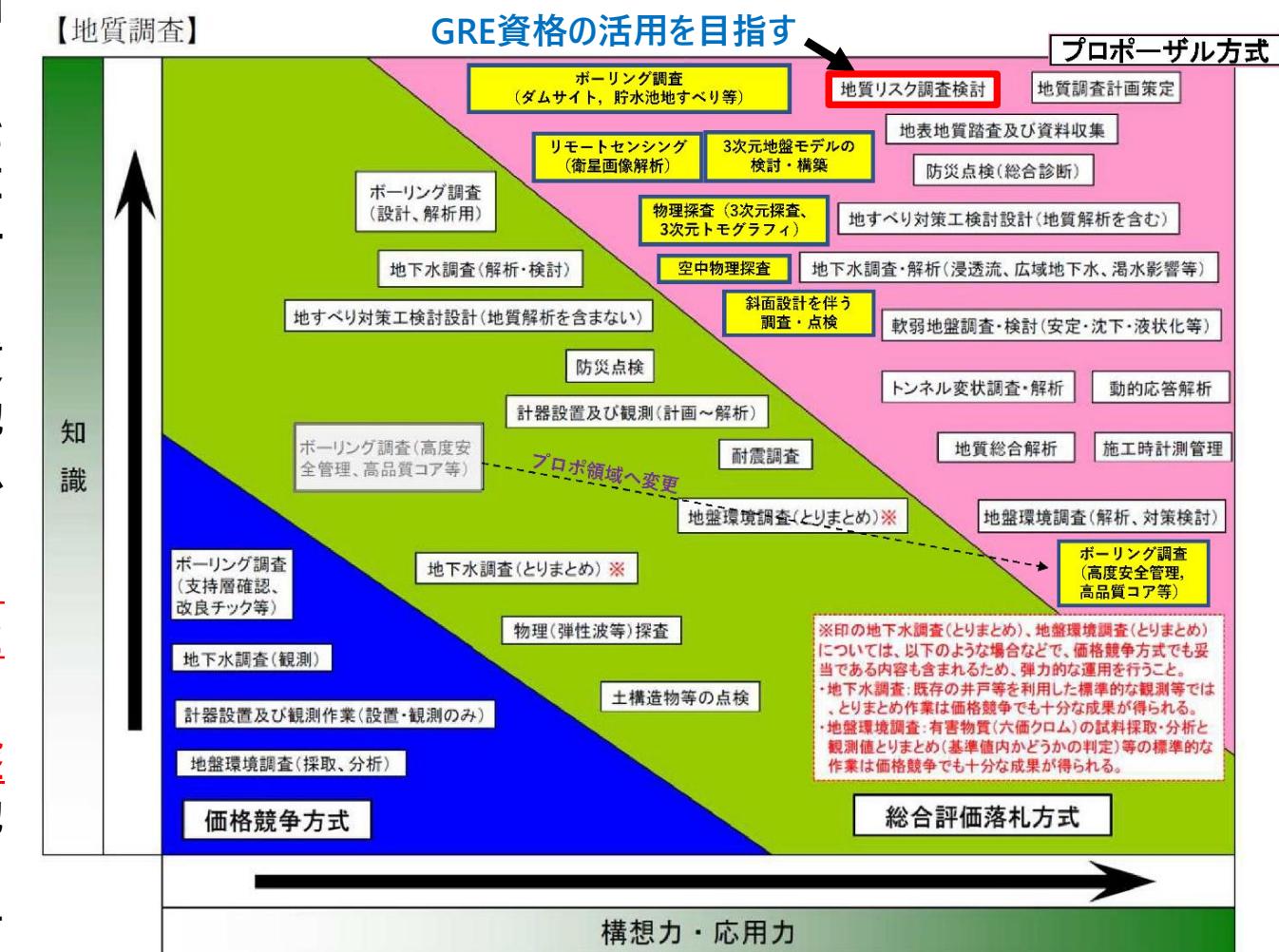


図4-9 標準的な業務内容に応じた発注方式(地質調査)

# 【参考資料4-8】. 地質リスク・BIM/CIMに関する実務者意見交換・勉強会の実施

## 【実務者による意見交換・勉強会の開催】

- ・発注者・受注者双方の具体的な課題や対応策について、闇達に意見交換ができる形式とする。
- ・参加者は、関東地方整備局および関東地質調査業協会の実務者とする。

### 地質リスクに関する事前WG

#### (地質リスクの課題例)

- ・地質リスクマネジメントに対する相互理解の促進
- ・事業における地質リスクマネジメントの繰返し運用の拡大
- ・PPP, CM等など発注者支援への地質技術者の参画（地質リスク・エンジニアの活用）…etc

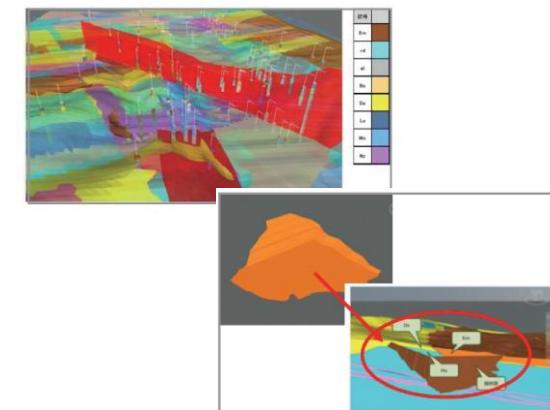


同時開催可  
(局・協会)  
↓  
話題の集約

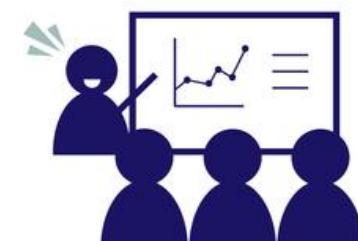
### BIM/CIMに関する事前WG

#### (BIM/CIMの課題例)

- ・受発注者間の視覚的な情報共有
- ・設計・施工へ有効利用
- ・3次元地盤モデルの構築・引継ぎ
- ・ファイルサイズの問題等使いやすさへの工夫
- …etc



## 意見交換・勉強会（於：出先事務所等）



# Appendix

# A-1-1. 地質調査業を取り巻く現状

## <新たな時代の地質調査業アクションプラン2023> \*1

### ①インフラのインフラとして社会を支える

地質調査業は、全てのインフラの基盤となる地質・地盤に関する唯一の総合専門企業集団  
地質技術者はインフラ整備や地質リスクマネジメント、災害の原因分析など種々の目的に応じた地盤情報の収集・分析を行うことで社会に貢献

### ②地質調査技術を革新

周辺技術分野とも連携した地質調査技術の革新が必須

### ③地質調査業は未来志向で社会に貢献

地質調査業は、デジタル化する技術を活用しつつ、未来社会を支える新領域にも挑戦し社会に貢献していきます。

\* 1: 新たな時代の地質調査業、アクションプラン2023～社会に寄りそう地質調査業

2023(一社)全国地質調査業協会連合会

## 地質調査業のアクションプラン（行動指針）

－混迷の時代を抜け出す次の一步のために－

### 1 インフラのインフラとして社会を支えます



- 大切な人の命と安心安全な生活を守るために、防災・減災、国土強靭化において関係者との連携を深め、業界全体で取り組みます。
- インフラを支える「縁の下の力持ち」として快適で豊かなまちづくりに貢献するため自らの技術力を磨き、新しい技術に挑戦します。
- 地質の専門技術者集団として、「地質リスクマネジメント」を先導し、高い調査技術を海外展開することにより各国の課題解決と未来創造に貢献します。

### 2 地質調査技術を革新します



- これまでに培ったボーリングをはじめとする伝統的調査技術をプラスしアップし改良します。
- 新技術の取り込みや他産業との連携による事業領域の拡大、建設産業の中での連携を強化しつつ、高付加価値を生み出す情報産業への発展を図ります。
- 魅力ある業種として社会的に認知されるため、現場環境の抜本的改善や地学・防災・環境などの教育への貢献を行い、地質調査業の地位向上と処遇改善を図ります。

### 3 地質調査業は未来志向で社会に貢献します



- 持続可能な世界の一員として、カーボンニュートラルや SDGs の達成のため、あらゆる場面で努力を惜しまず、安心安全な技術を提供し続けます。
- ルーチンワークのオートメーション化、デジタルツインの導入、BIM/CIM への地質調査データの付与といった地質調査 DX により未来社会を創造します。
- さらなる大深度地下の利用、新たなエネルギー源としての活用、新たな鉱物資源の探索などの新領域へ挑戦します。

出典: \*1

## A-1-2. 地質調査業を取り巻く現状

### <第三次扱い手3法>

- ◎2024年6月12日に改正品確法が参議院本会議で可決、成立。
- ◎先に成立した改正建築業法・改正入札契約適正化法を加え「第三次扱い手3法」としてに、扱い手の休日・賃金の確保等が制度化。
- ◎2019年の改正品確法では、測量・調査・設計の品確法上の位置付けが明確化。
- ◎扱い手確保の環境整備
- ◎訓練法人支援や学校と業界の連携
- ◎外国人を含めた多様な人材確保
- ◎災害時の緊急対応の充実強化

表1-1 第三次扱い手3法の概要

改正建設業法・改正入契法	改正品確法
◎労働者の待遇改善 <ul style="list-style-type: none"><li>・労働者の待遇確保を建設業者の努力義務に</li><li>・標準労働費の勧告</li><li>・著しく低い労働費の見積もりを禁止</li><li>・原価割れ契約を受注者にも禁止</li></ul>	◎働き方改革・待遇改善 <ul style="list-style-type: none"><li>・自治体の部局連携による平準化</li><li>・労務費・賃金の支払い実態を国が把握、公表</li><li>・スライド条項の運用基準の策定</li><li>・訓練法人化支援</li></ul>
◎資材高騰の労務費へのしづ寄せ防止 <ul style="list-style-type: none"><li>・リスク情報の注文書への提供を受注者に義務化</li><li>・高騰時の代金変更方法を契約書記載事項に</li><li>・変更協議への誠実な対応を発注者の努力義務に</li></ul>	◎地域建設業の維持 <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の実情を踏まえた適切な条件、規模の発注</li><li>・技術力ある業者と地域業者が連携した災害復旧</li><li>・災害工事での労災保険契約の締結促進</li></ul>
◎働き方改革と生産性向上 <ul style="list-style-type: none"><li>・著しく短い工期を受注者にも禁止</li><li>・ICT活用により技術者の専任義務を合理化</li></ul>	◎新技術活用 <ul style="list-style-type: none"><li>・新技術活用の適切評価</li></ul> ◎公共工事の発注体制の強化 <ul style="list-style-type: none"><li>・入契指針に即した措置を発注者に助言、勧告</li></ul>

出典：建通新聞（2024年6月13日）

## A-1-3. 地質調査業を取り巻く現状

### <甚大な自然災害への対応>

◎脆弱な日本列島は従前から自然災害(地震、洪水、土砂災害、火山災害)

による甚大な被害が発生

◎頻発する豪雨災害の激甚化

今年度も各地で線状降水帯等による各地で洪水や土砂災害が発生

ゲリラ豪雨による冠水被害が多発

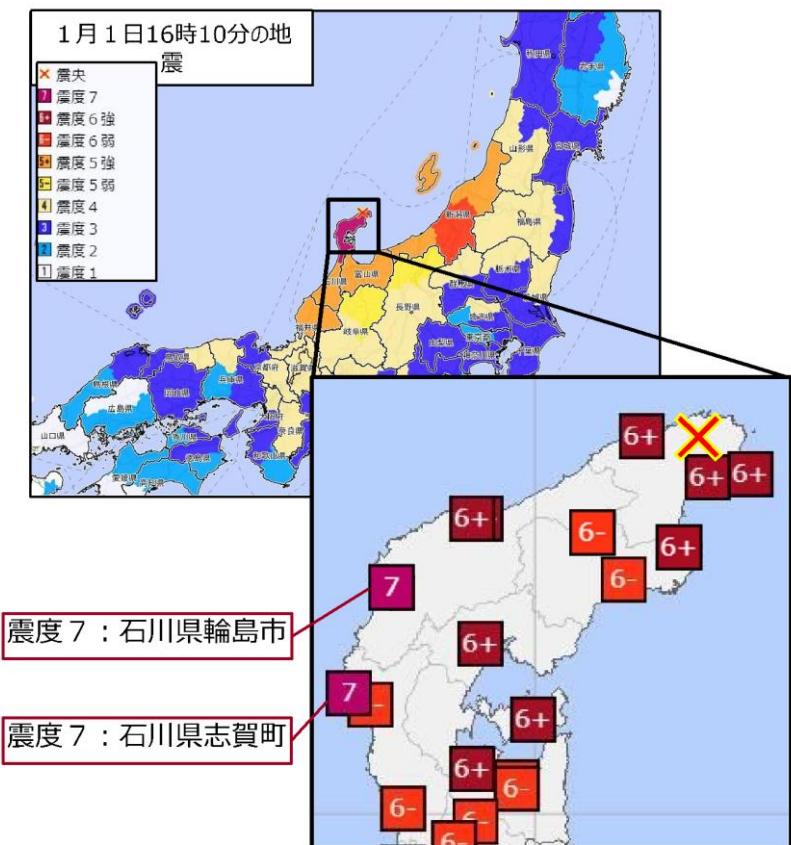
◎大規模地震への対応

令和6年1月1日に能登半島で震度7を記録する大規模地震が発生。

死者245名、負傷者1,313名(令和6年5月21日現在)。現在多くの方が避難生活を余儀なくされている。

首都圏でも直下型地震の発生が予想され、多大な被害が想定されており、

経済的被害は約95兆円とされている。(内閣府:防災情報サービス参照)



図A-1-1 令和6年能登半島地震震度分布図

(出典:「令和6年能登半島地震における被害と対応」より抜粋、  
国土交通省、令和6年5月)

## A-1-4. 地質調査業を取り巻く現状

### <災害発生時の対応>

#### ◎災害発生時の対応

関係者と連携し協調体制を構築

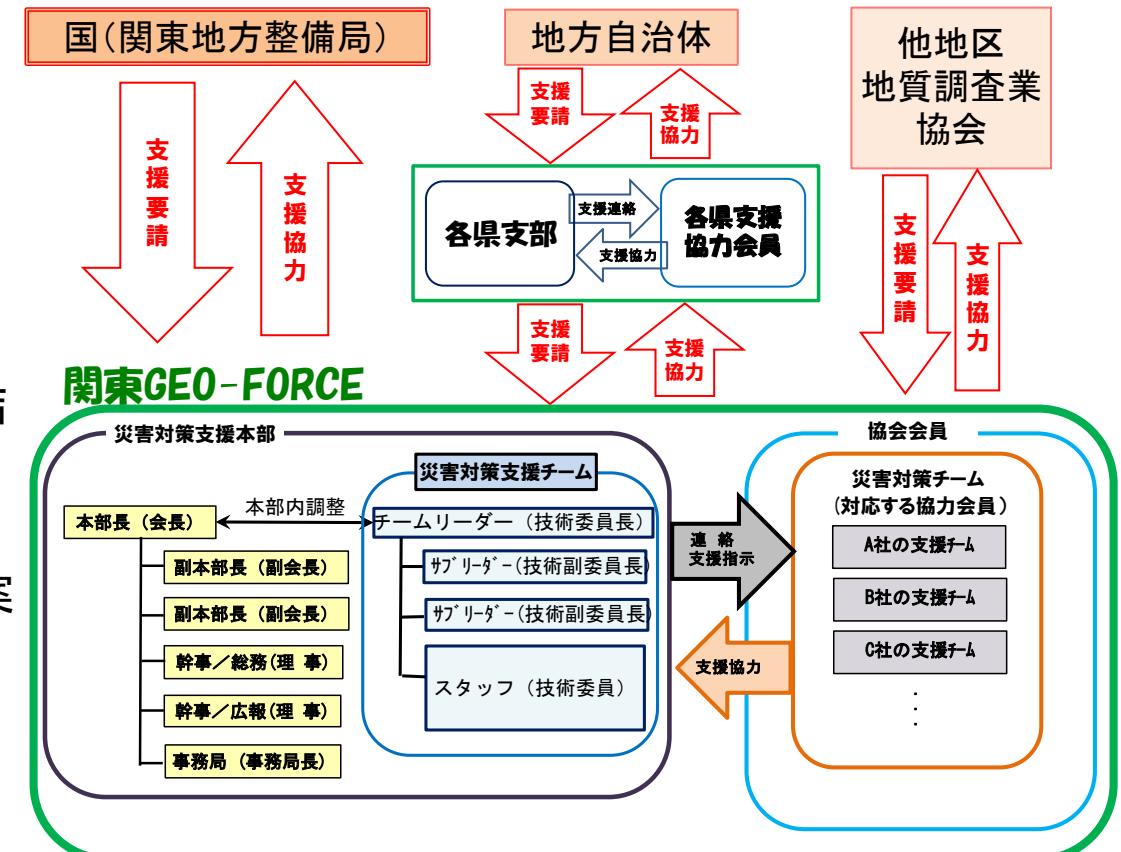
関東ジオフォース(GEO-FORCE)による活動 \* 1

関東地方整備局はじめ、公共機関等との災害協定の締結

地質リスクマネジメントの考え方を導入した対応

地質技術者として状況に応じた柔軟な対応策を検討・提案

災害予防、発生時のモニタリング技術等の導入



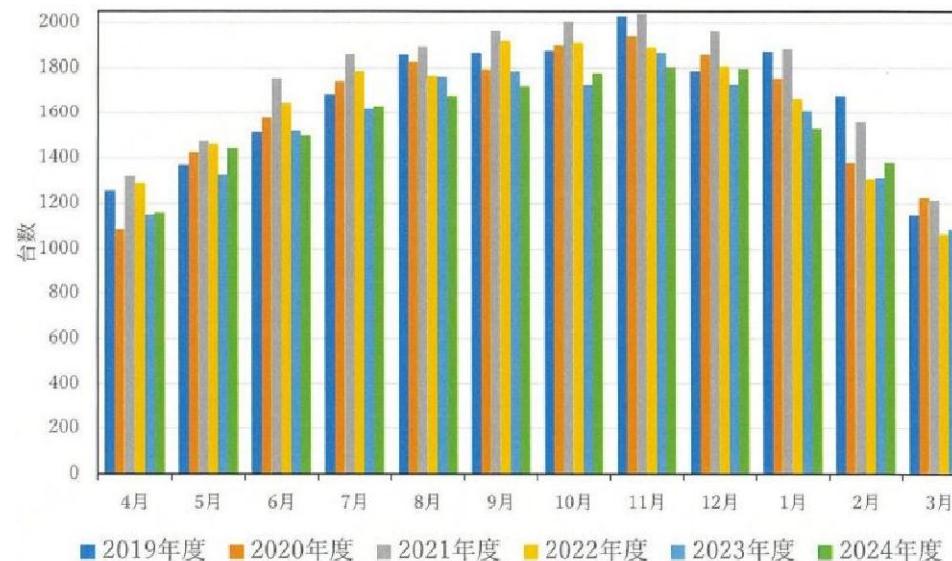
図A-1-2 関東ジオフォース(GEO-FORCE)の組織体制

\* 1：関東ジオフォース（以下「KGF」と呼ぶ）は、一般社団法人関東地質調査業協会（以下「関東協会」と呼ぶ）が、緊急災害発生時において国や地方自治体等が行なう災害対策に対して、地質・地盤・地下水に関する専門的な立場から、地盤災害に対する緊急的な調査・解析・対策工法検討等、技術的な支援活動を行なうものである。

## A-1-5. 地質調査業を取り巻く現状

### <ボーリングマシン稼働総数>

- ◎図A-1-3はボーリングマシン稼働台数の経年変化、図A-1-4は同台数を発注機関別に整理したものである。
- ◎2021年度に稼働台数を増やしているが、その後3年続けて稼働台数を減らしている。
- ◎公共機関では繁忙期と閑散期で稼働台数に差異が見られる。
- ◎民間機関では年間を通して稼働台数に大きな変化は見られないが、徐々に稼働台数が減少している。
- ◎民間機関、公共機関とも2019年度から徐々に稼働台数を減らしている。



図A-1-3 ボーリングマシン稼働総数の経年変化



図A-1-4 ボーリングマシン稼働総数の経年変化(発注機関別)

## A-2-1. 地質調査業の取り組むべき課題

### <企業経営の安定と待遇改善>

- ◎従業員満足度の向上や入職者を増やすためにも、賃上げを主体とした待遇改善が必須である。
- ◎企業経営の安定と待遇改善に向けた環境整備のためにも、地質調査業務の業務量全体の増大とともに、発注時期と現場稼働時期の平準化の推進が重要である。
- ◎賃上げは、会社の業績や将来展望、社員個人の資質・貢献度などを総合的に判断して行っていますが、優先的な賃上げ措置は健全な企業経営を圧迫するリスクも含んでいる。
- ◎このような中、政府が主導する「新しい資本主義」の起動に係り、賃上げを実施する企業から優先的に調達を行う措置として「総合評価落札方式における賃上げを実施企業に対する加点措置」が令和4年度から適用されている。
- ◎持続的な賃上げの実現には、資材価格の高騰や人件費の引上げ(賃上げ)に伴う適切な価格転嫁が必要で、賃上げの原資が確保できる環境整備も必須である。
- ◎多くの企業は、厳しい事業環境のもとで、業界全体の持続的な発展を実現すべく、賃上げや待遇改善に取り組んでいる。

## A-2-2. 地質調査業の取り組むべき課題

### <働き方改革・待遇改善への対応>

将来の担い手(若年入職者の採用、育成、定着)確保のための働き方改革・待遇改善は欠かすことができない取り組みであり、協会各社は積極的に推進しています。

#### ◎長時間労働の是正、ノー残業デーの実施

適正な工期の確保と施工時期の平準化の推進

現場作業時間の見直し(9時～17時)(工事現場では、早朝の朝礼参加が求められ、長時間労働が避けられない)

計画的で円滑な業務の実現(ワンデーレスponsやウィクリースタンスの実施)

業務の効率化による生産性の向上

#### ◎週休二日制の実施

現場作業では現地の状況や全体工程等から週休二日を確保できない場合もあり、取組み強化

月当たりの現場作業日数が少なくなり、ボーリングの月間掘削長が減少、その結果、ボーリング専業業者も含め収益を圧迫

#### ◎給与所得の維持

残業時間(休日出勤費含)の減少による給与所得低下の恐れ(特に、若手社員)

#### ◎育児・介護休暇制度の利用促進

#### ◎女性の活躍推進

現場環境の改善



## A-2-3. 地質調査業の取り組むべき課題

### <現場作業環境の改善>

#### ◎安全性の向上

効率化も含めたハード面の改良

重量物を扱う作業の一部において油圧機器等による補助の検討

#### ◎現場における衛生環境

仮設トイレの設置(女性の現場への入職障害の改善)

服装(ファン付き作業服)や設備面の昇熱対策 適切な休憩などの熱中症対策

#### ◎現場作業の自動化

ボーリングマシンや標準貫入試験の自動化への取り組み

ボーリング機長の高齢化とともに担い手減少によるボーリング技術者の不足を解消

人材確保では、女性や外国人も含めた多様な人材確保が望まれる

担い手の確保の面からも、生産性向上や現場環境の改善、現場作業の自動化が望まれる

## A-2-4. 地質調査業の取り組むべき課題

＜地質調査業における生産性向上への取り組み＞

### ◎DX(デジタルトランスフォーメーション)への取り組み

データのデジタル化、オンライン化

地盤情報データのデータベース化

Web会議や遠隔臨場の推進(コロナ禍において、飛躍的に利用が増加)

### ◎BIM/CIMにおける地質・地盤3Dモデルの活用と地質・地盤情報の引継ぎ

地盤内部の3次元可視化技術

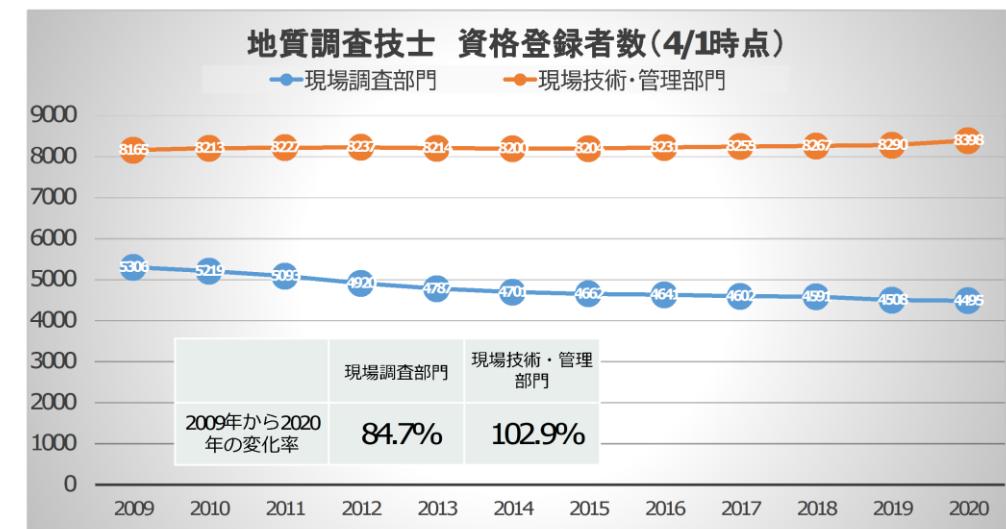
### ◎ボーリングマシンの自動化



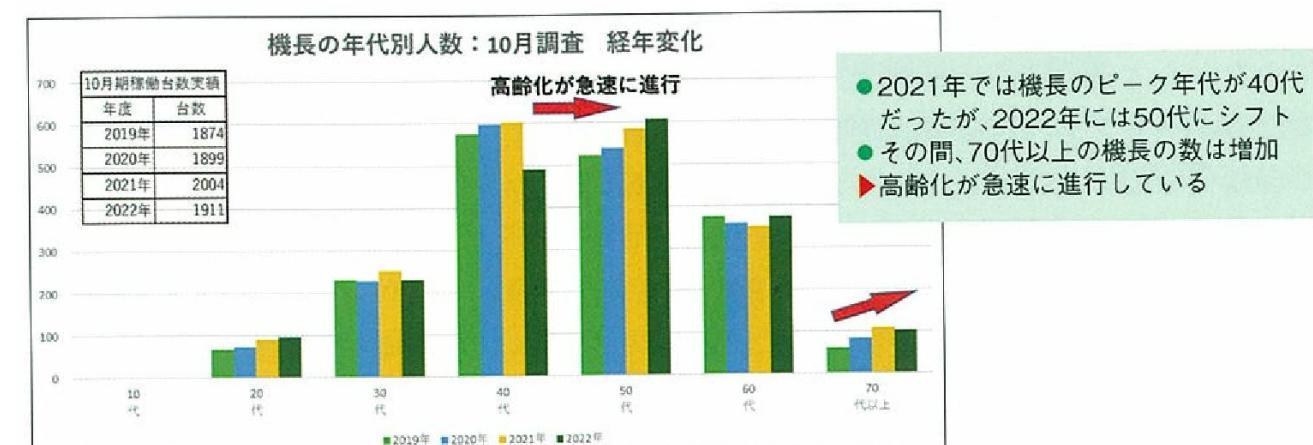
## A-2-5. 地質調査業を取り組むべき課題

### 〈ボーリング機長の高齢化〉

- ◎図A-1-5は地質調査技士の登録者数の推移を示したものです（全地連による）。
- ◎現場のオペレーターの資格である**現場調査部門**の登録者数は約10年で15%程度(811人)減少しており、将来の担い手不足が懸念されています。
- ◎図A-1-6は、同じく全地連が調査した**現場技術者(機長)**の経年変化の結果です。資料からは読み取れませんが、機長は男性が主体である。
- ◎機長のピーク年代が2021年は40歳代が、2022年には50歳代にシフトされる。70歳以上も年々増加している。
- ◎高齢化が急速に進行し、**現場技術の継承と後継者の育成**が急がれます。
- ◎人材確保では、男性技術者に加え、女性技術者の確保も必要。多くの人材が作業できるよう自動化による省力化も含め、現場環境の改善が急がれる。



図A-1-5 地質調査技士登録者の経年変化



図A-1-6 現場技術者(機長)の経年変化

# A-3-1. 地質調査業界の災害協定締結状況と課題

## 【現状～関東管内の実情と課題～】

### ①大規模災害時の対応 災害協定の締結状況

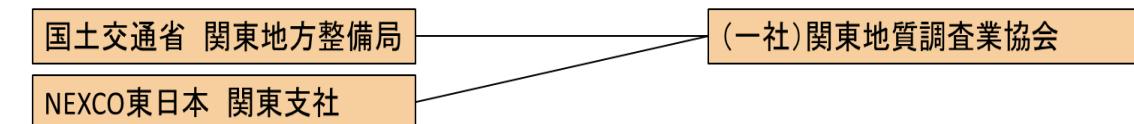
- 【実情】  
・関東協会は関東地方整備局やNEXCOと、地区協会は都県・市町・公社等と協定を締結。  
・出先事務所と会員企業との個別の災害協定もある。

- 【課題】  
・それぞれの組織からの個別支援要請が輻輳し、対応困難となる場合がある。  
・同じ地点の災害対応要請を、異なる組織から同時に受ける場合もある。

表4-1 関東管内における関東協会及び支部の災害協定締結状況

災害協定の甲	災害協定の乙
関東地方整備局	(一社)関東地質調査業協会
東京都知事	(一社)建設コンサルタンツ協会 関東支部 (一社)東京都測量設計業協会 (一社)東京都地質調査業協会
神奈川県知事	神奈川県地質調査業協会
神奈川県道路公社	神奈川県地質調査業協会
千葉県知事	千葉県地質調査業協会
埼玉県知事	埼玉県地質調査業協会
茨城県知事	茨城県地質調査業協会
長野県知事	長野県地質ボーリング業協会
相模原市長	神奈川県地質調査業協会
宇都宮市長	(一社)栃木県地質調査業協会
宇都宮市上下水道局長	(一社)栃木県地質調査業協会

【地方整備局】



【都道府県・市町村】

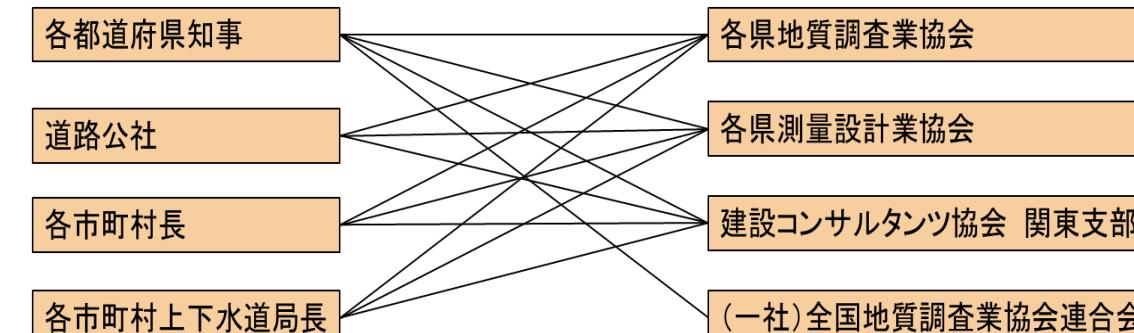


図4-1 関東管内における関東協会及び支部の災害協定締結状況

## A-3-2. 関東GEO-FORCEの組織体制と機能強化に向けて

### 【現状～関東管内の実情と課題～】

#### ②業務などの実施体制

- 「関東GEO-FORCE」を結成し、会員企業の人員・資材・対応可能分野等を把握した上で、各組織からの災害時支援要請(企業選定、派遣、各種調整)に応えることとしている(実働実績なし)。

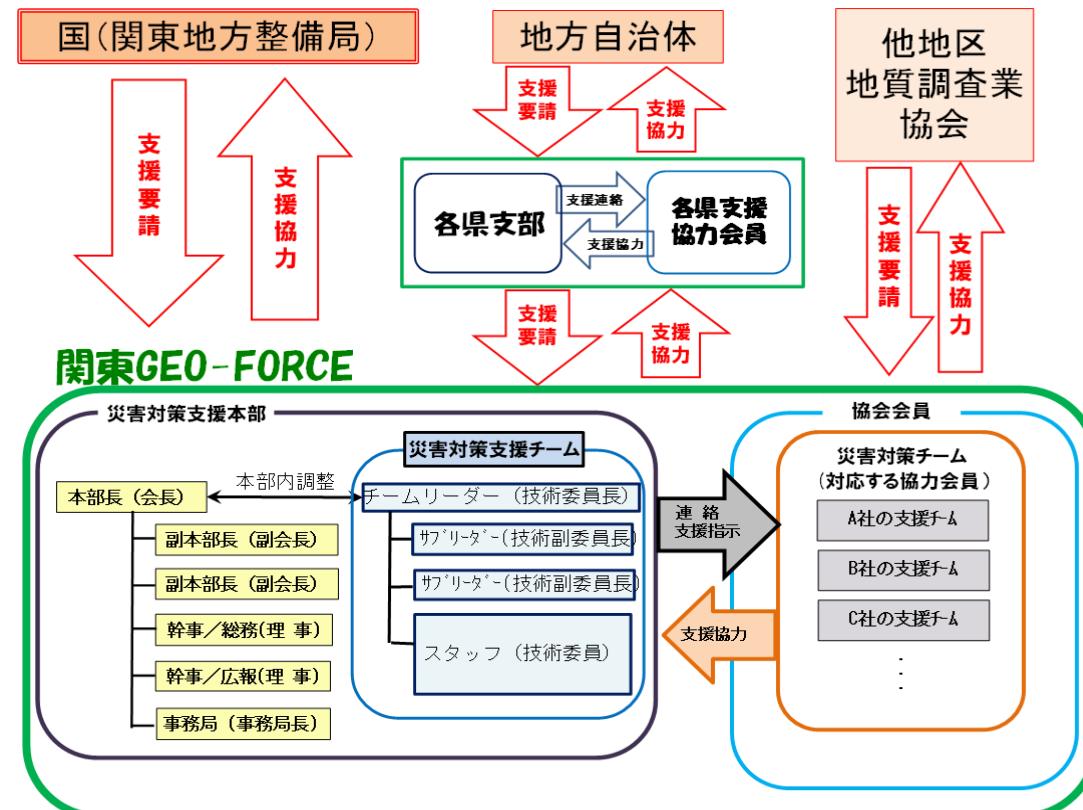


図4-3 関東GEO-FORCEの組織体制

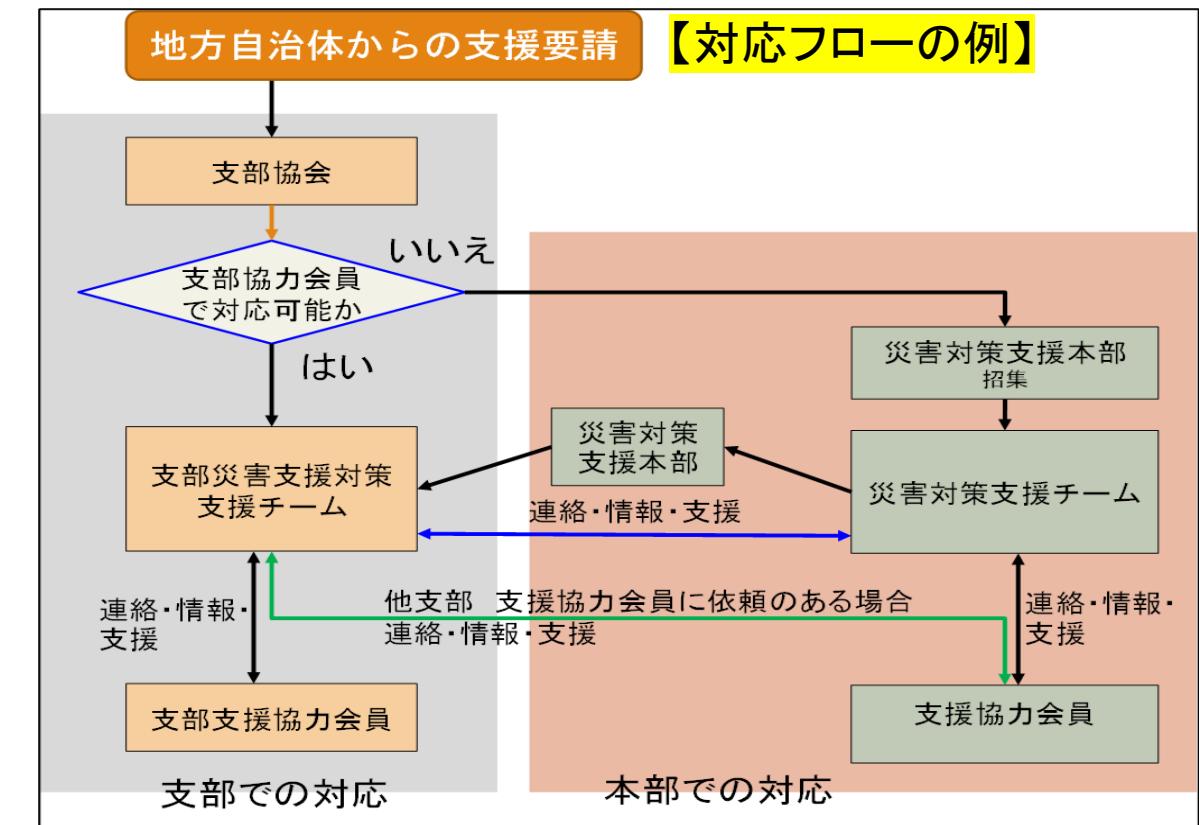
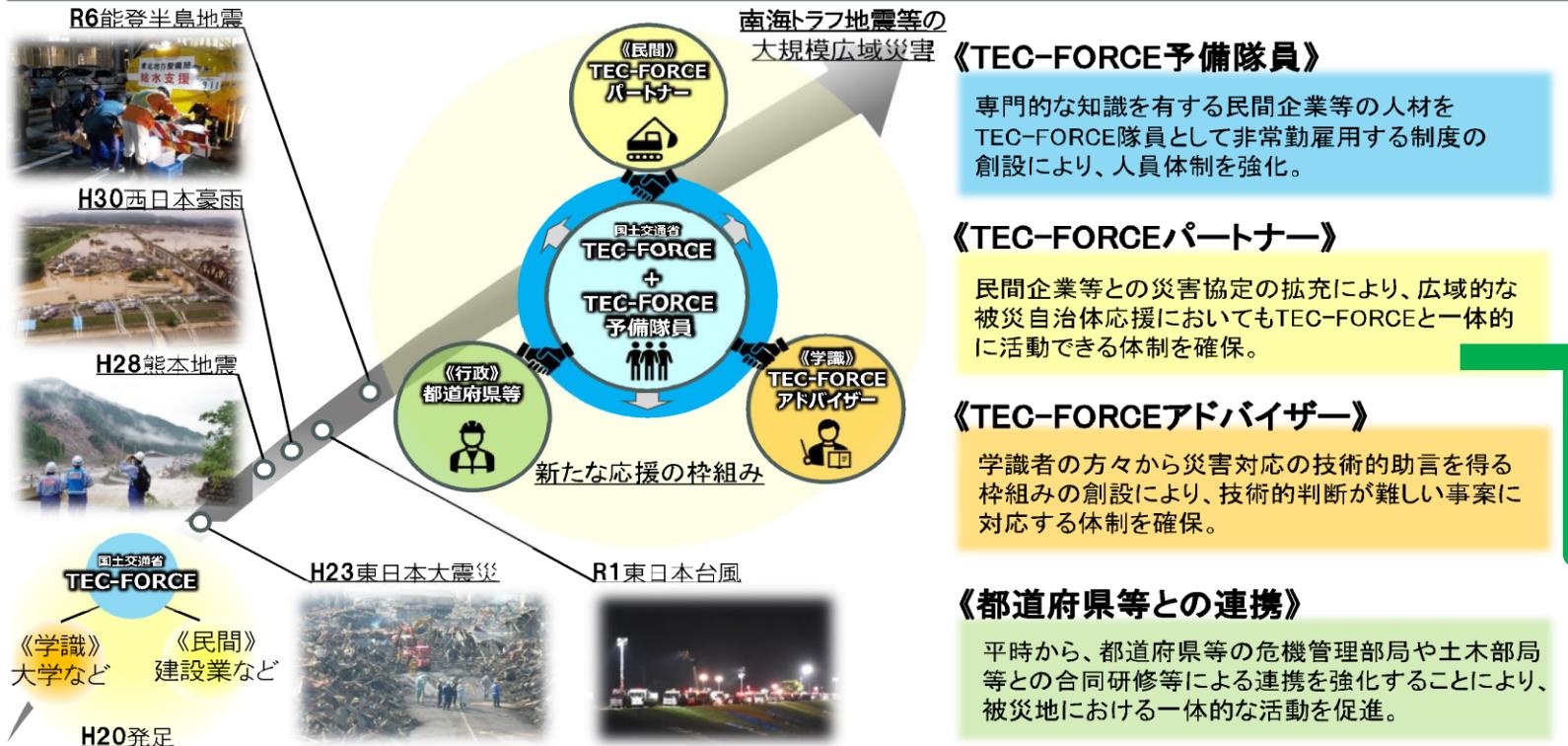


図4-4 関東GEO-FORCEの初動のイメージ

# A-3-3. TEC-FORCEと地質調査業との連携強化に向けて

## TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築 国土交通省 ～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

- TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
- 能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
- 国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCEの増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



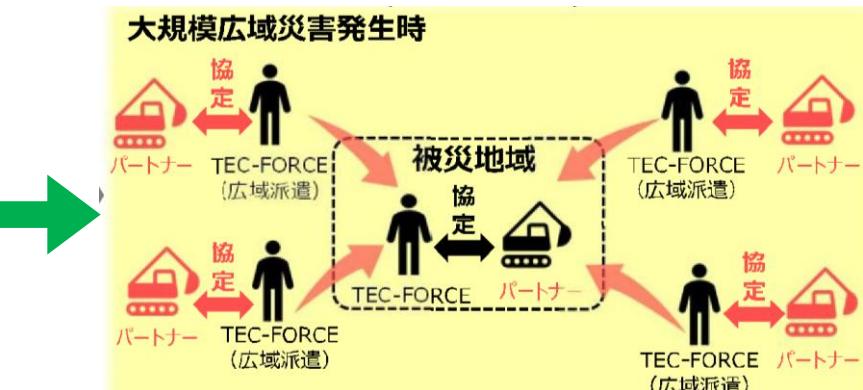
## 【TEC-FORCEの機能強化に向けて】

### ④災害対策基本法の改正を想定した修正(産官学連携の強化)

- ・官民連携の災害対応チームはなかった。
- ・単体企業宛に、TEC-FORCE予備隊員の募集が開始された。
- ・出先事務所からの協定募集は継続。

### 【方針】

- ・協会としては、TEC-FORCEパートナーとしての貢献・活躍を想定。
- ・協会との協定締結内容の精査が必要。



※国交省公表資料より引用

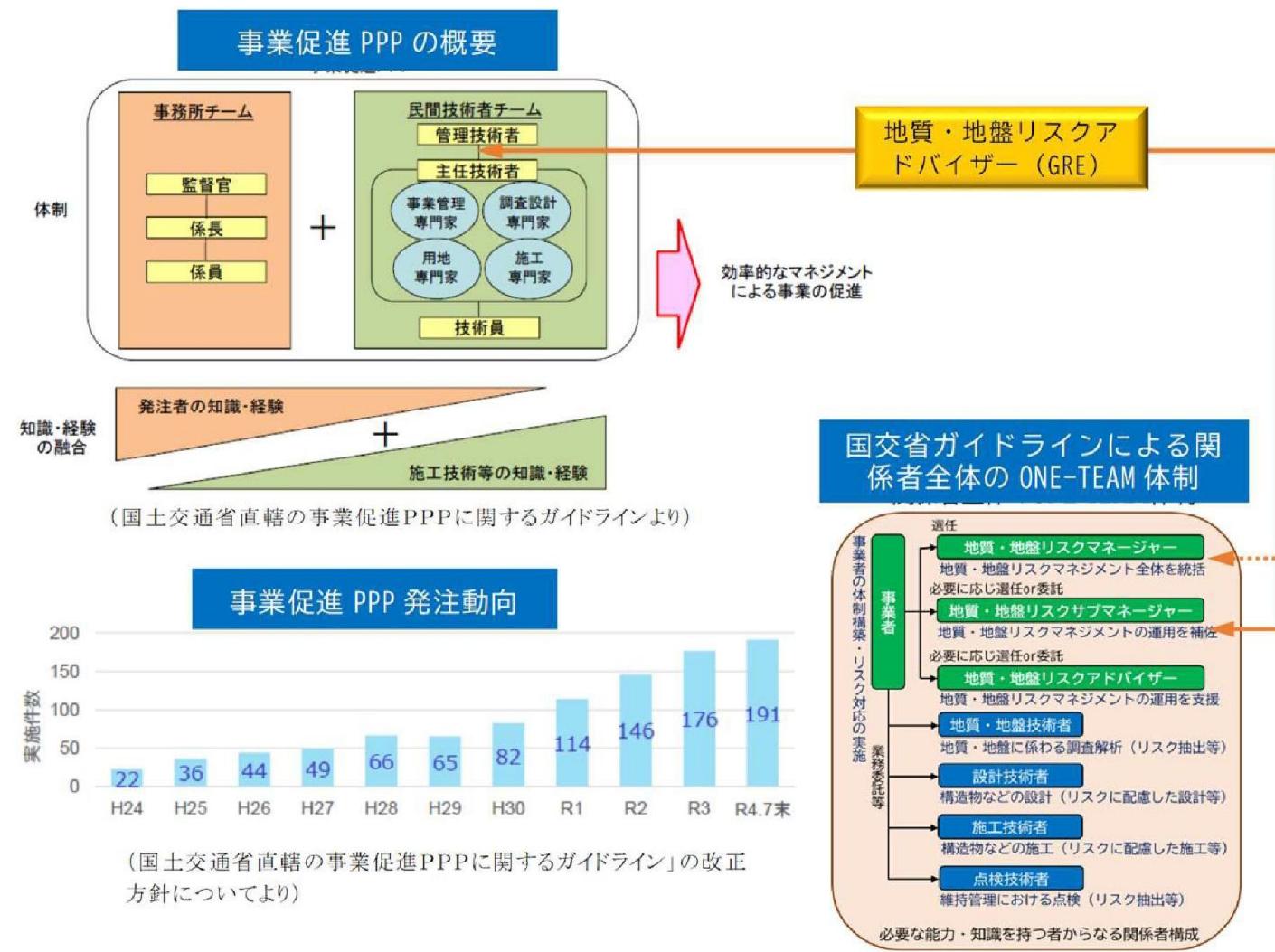
# A-4-1. 地質リスクマネジメント推進のための取り組み：地質リスクアドバイザー

事業促進PPPは、大規模事業等に多く適用され始めていますが、非常に重要な事業であり迅速かつ安全な遂行が大きな命題です。

地質・地盤に関するトラブルを極力回避し、円滑な事業遂行を行うために、調査から施工の全ての段階で地質・地盤リスクマネジメントを適用することが重要です。

そこで、地質・地盤リスクアドバイザーとしてGRE（地質リスク・エンジニア）等を配置し、**地質リスク情報の総合判断と関係者間のリスクコミュニケーションを図ることで、事業に係る地質・地盤リスクマネージャー（管理技術者／監督者）の判断をサポートすることが可能となります（図A-4-1）。**

全地連では、地質リスクに対する発注者支援強化に向けて、「**地質リスク技術支援業務発注ガイド**」を発刊（R6.11）したところです。



図A-4-1 事業推進PPPにおける地質リスクアドバイザーの位置づけ

# A-5-1. 地質リスク・BIM/CIMに関する実務者勉強会の内容（案）

## 【勉強会内容（案）】

### 1) 地質リスクマネジメント

地質リスクを各事業段階において後工程に適切に伝達していくために、地質リスクマネジメントを如何に活用するかについて、実務に則した情報・意見交換を行います。

- ・地質リスクに関する相互認識の醸成（「地質から見たリスク」と「施工から見たリスク」の違い？等）
- ・各事業段階（計画・調査・設計・施工・管理）における地質リスクの共有・伝達の方法
- ・地質リスクエンジニア等の専門技術者の活用に関するご意見

### 2) BIM/CIM（DX）

地質分野では、ボーリングデータ・原位置試験・室内試験等の個々の情報に基づき地盤を統合的に3次元化します。これは、設計・施工への情報共有、「地質リスクの見える化」が目的であり、最適な運用方法等について情報・意見交換を行います。

- ・地質・土質3次元モデルに対する相互認識の確認
- ・地質リスクの伝達手段として地質・土質3次元モデルの活用方法

### 3) これからの地質調査業務について

地質リスクマネジメントや地盤のデジタルツインを実現していくには、地盤情報の質・量の確保も重要であり、今後も地質調査は必要です。地質調査の役割の重要性や必要性について、情報・意見交換を行います。

- ・現状課題（人材不足、賃上げ対応等）における地質調査業務の発注促進
- ・地質リスクアドバイザーの事業推進PPP等発注者支援への参画等



# 関東地方整備局の取組について

令和7年12月17日  
国土交通省 関東地方整備局

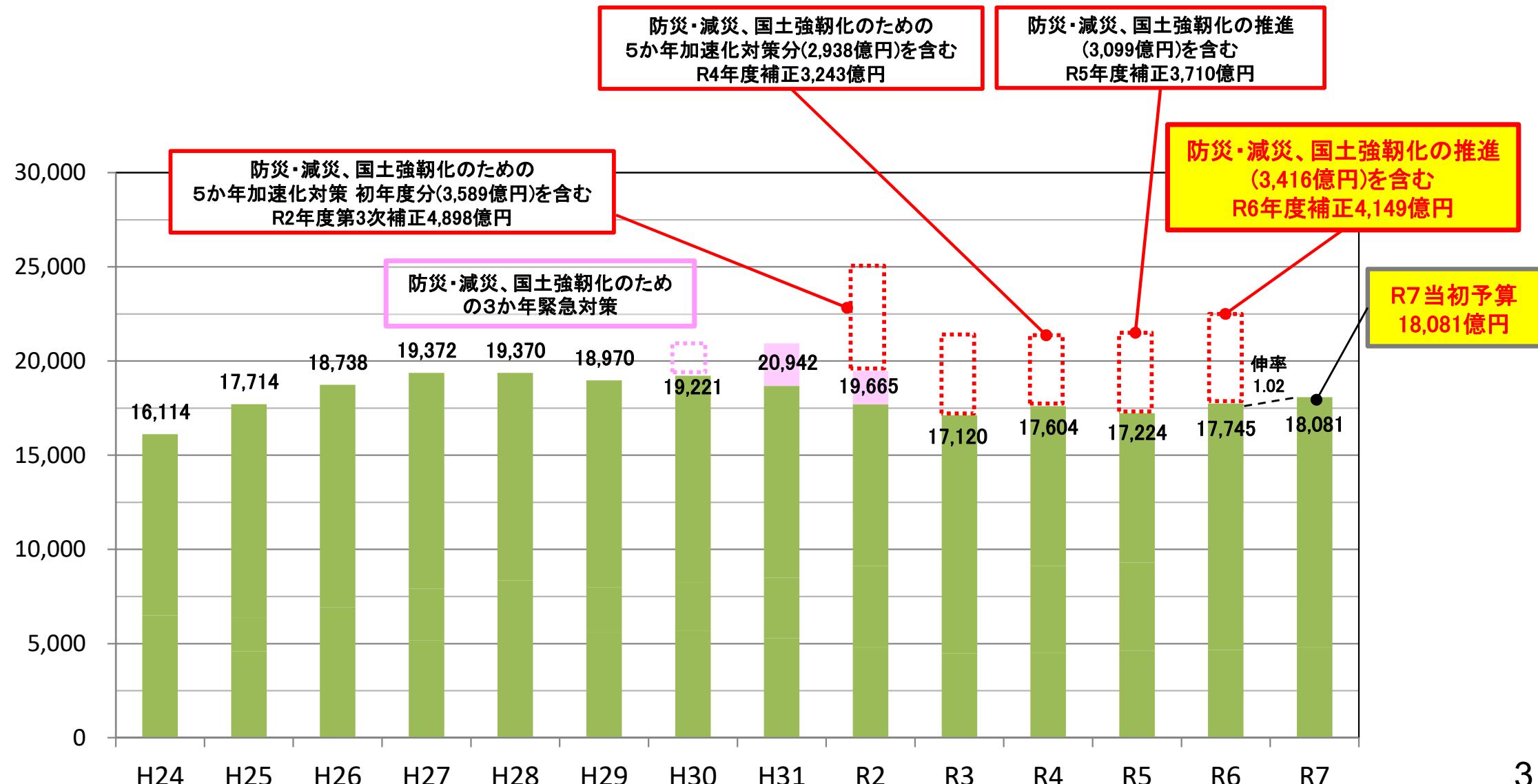
1. 令和7年度 予算の概要
2. 令和8年度 国土交通省予算概算要求
3. 関東地方整備局における2025年度の取組み等
4. 品確法の改正と運用指針の策定、指標の見直し
5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

# 1. 令和7年度 予算の概要

---

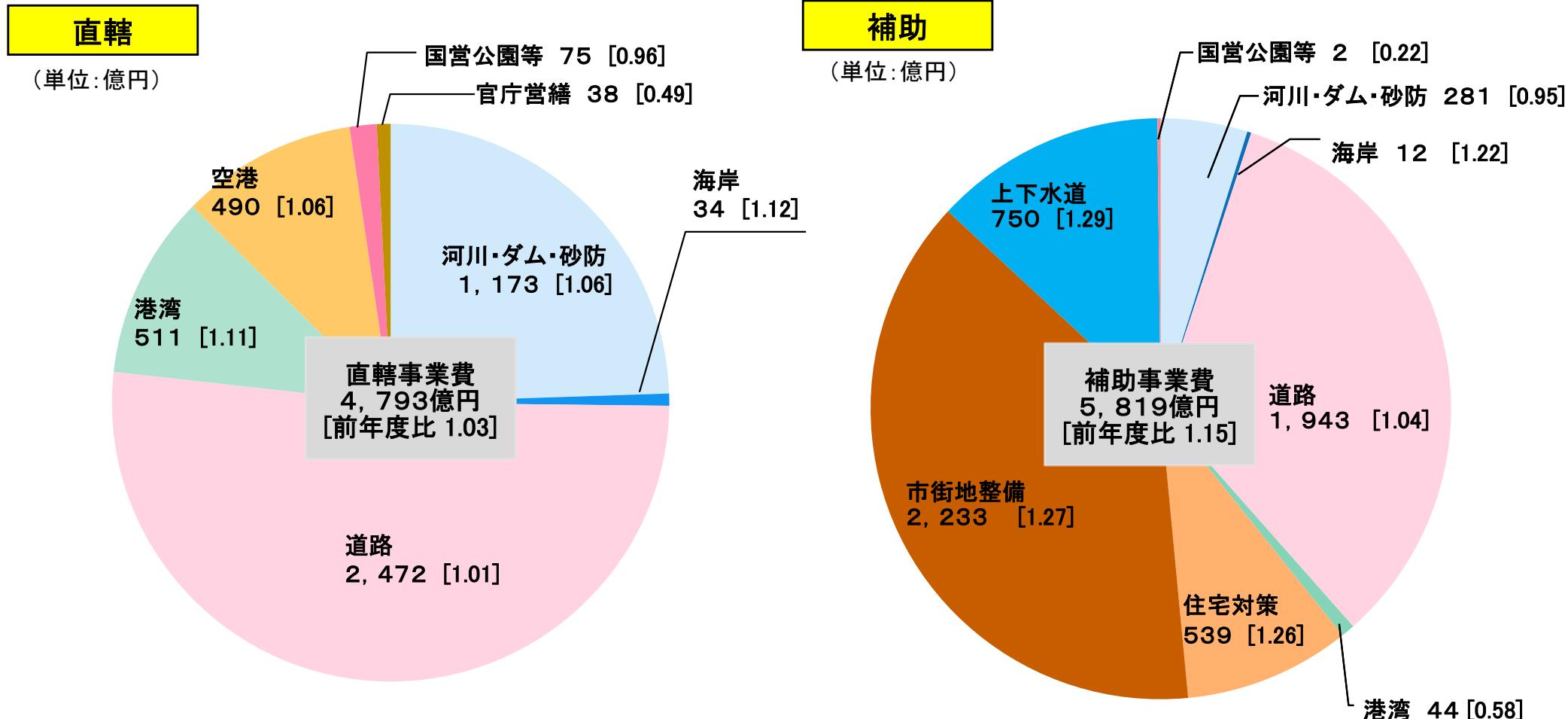
○令和6年度補正予算は、防災・減災、国土強靭化の推進(3,416億円)を含め、4,149億円。

○令和7年度当初予算は、1兆8,081億円(対前年度比1.02)。



# 関東地方整備局の令和7年度予算

○令和7年度の当初予算は1兆8,081億円(前年度比1.02)。



社会資本総合整備事業費  
(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)  
7,474億円  
[前年度比 0.93]

※ [括弧書き] は、対前年度比

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

## 2. 令和8年度 国土交通省予算概算要求

---

## 1. 国費総額

(1) 一般会計 7兆 812億円 (1. 19倍)

公共事業関係費 6兆2, 820億円 (1. 19倍)

○一般公共事業費 6兆2, 403億円 (1. 19倍)

○災害復旧等 416億円 (1. 00倍)

非公共事業 7, 992億円 (1. 18倍)

○その他施設費 873億円 (1. 49倍)

○行政経費 7, 119億円 (1. 15倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 367億円 (0. 60倍)

2. 財政投融资 1兆6, 413億円 (1. 23倍)

○ 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

- ・ 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
- ・ 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- ・ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の新規着工に要する経費
- ・ 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
- ・ 日米協力を踏まえた造船についての強靭なサプライチェーンの構築に必要な経費

# 第1次国土強靭化実施中期計画【概要】

## 第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靭化の取組の切れ目ない推進
- 近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)
- 5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)
- 状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

(災害外力・耐力の変化への対応)	(人口減少等の社会状況の変化への対応)	(事業実施環境の変化への対応)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進</li> <li>● 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入</li> <li>● グリーンインフラの活用の推進</li> <li>● 障害者・高齢者・こども・女性・外国人等への配慮</li> <li>● 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方創生の取組と国土強靭化の一体的推進</li> <li>● フェーズフリー対策の積極的導入</li> <li>● 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進</li> <li>● まちづくり計画と国土強靭化地域計画の連携強化</li> <li>● 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靭化」等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用</li> <li>● 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化</li> <li>● 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制</li> <li>● 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上</li> <li>● フェーズフリーな仕組みづくりの推進</li> <li>● 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化</li> </ul>

## 第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

## 第3章 計画期間内に実施すべき施策 (全326施策)

- 第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靭化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別避難計画作成</li> <li>・情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト</li> </ul> <p>→ 60施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な航路開拓のための体制の整備</li> <li>・衛星通信システムに関する制度整備等</li> </ul> <p>→ 109施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等</li> <li>・矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働</li> </ul> <p>→ 56施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院におけるBCPの策定</li> <li>・災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化</li> </ul> <p>→ 65施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用</li> <li>・「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動</li> </ul> <p>→ 72施策</p>

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

## 第4章 推進が特に必要となる施策 (全114施策 (234指標))

### 1 施策の内容

- 施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靭化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実</li> <li>○関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進</li> <li>○障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化</li> <li>○発災後の残存リスクの管理</li> <li>○予防保全型メンテナンスへの早期転換等</li> </ul> <p>→ 28施策 (76指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防保全型メンテナンスへの早期転換</li> <li>○広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化</li> <li>○上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化</li> <li>○送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用</li> <li>○通信システムの災害時自立性の強化等</li> </ul> <p>→ 42施策 (87指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等)</li> <li>○一元的な情報収集・提供システムの構築</li> <li>○フェーズフリーなデジタル体制の構築等</li> </ul> <p>→ 16施策 (24指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化</li> <li>○密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進</li> <li>○保健・医療・福祉支援の体制・連携強化</li> <li>○立地適正化計画等と連携した国土強靭化施策の推進</li> <li>○国土強靭化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等</li> </ul> <p>→ 13施策 (18指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スマート基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善</li> <li>○国等によるパッショ型支援物資の分散蓄積の強化</li> <li>○避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化</li> <li>○避難所等における自立分散型の電源・エネルギー・システムの構築</li> <li>○発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等</li> </ul> <p>→ 16施策 (29指標)</p>

### 2 対策の事業規模

- 「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目指し、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。(I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靭化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

## 第5章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

### **3. 関東地方整備局における2025年度の取組み等**

---

# 関東地整における2025年度の取組み

- ▶ 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- ▶ 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2025年度も下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

## 01

### 受注機会の確保

① R6補正・R7当初予算による計画的な工事発注

② 入札・契約、総合評価の工夫

【1】受注機会の確保

－直轄実績を持たない企業の新規参入促進  
－括審査方式を積極実施

【2】適切な競争環境の確保

－技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4→8年に延長  
－企業の工事成績の差異を適正に評価

【3】企業の技術者運用の柔軟化

－参加表明段階で配置予定技術者の提示を求める方式を導入  
－女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用改善

③ 国道4号強靭化フレームワークモデル工事の実施

## 02

### 担い手確保の取り組み強化

① 柔軟な週休2日の運用

② 若手・女性技術者奨励賞の創設

③ 安全管理推進技術者等認定制度の創設

④ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会の創設

⑤ 学校関係者に向けた現場見学コーナーを開設(関東地整HP)

⑥ 総合評価の工夫

－若手／女性技術者の活用に対する加点評価

－WLB認定企業の加点評価対象工事の拡大

## 03

### 現場の環境改善・効率化の推進

① 国と県・政令市の工事関係書類の統一

② 工事書類スリム化等のさらなる徹底(ガイドライン改定)

③ 適切な設計変更のさらなる徹底(ガイドライン(総合版)の改定)

④ 女性技術者の交代運用の柔軟化

⑤ 快適トイレの「質の向上」を図る積算上の工夫

⑥ 熱中症対策等に資する週休2日制の運用の柔軟化

⑦ 小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージ

## 04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

① 発注者協議会でのマネジメント強化

－取組推進のための指標の拡充

－自治体の取組み好事例の水平展開

－発注者心得(仮称)の作成(予定)

# 熱中症特設サイトの開設について

サイトマップ | リンク集 | お問い合わせ | 文字サイズ +拡大 -縮小

## 技術情報

公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

### 働き方改革

#### 熱中症特設サイト



出典:環境省「熱中症予防行動ポスター」

#### 熱中症対策の強化について

- ・熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。
- ・熱中症とは、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働くくなり、体内に熱がこもった状態をさします。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。
- ・建設現場等における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっています。
- ・本サイトでは熱中症対策に関する支援を目的に、関東地方整備局管内における「熱中症の発生状況」、「工事現場における対策事例」、「WBGT測定事例」について情報提供とともに、「熱中症対策に対する費用の算定」、「工期延期の考え方」等についても公開しております。
- ・建設事業者におかれましては、本サイトを参考頂くとともに、建設現場で作業する従事者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性のある対策の推進をお願いします。

#### ★熱中症を疑う症状がある場合の応急手当(出典:厚生労働省「熱中症ガイド」抜粋)[PDF:1.9MB]

#### <関係通達文書>

- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(令7.5.20基発0520第6号)[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]
- 建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について(要請)(令7.7.4事務連絡)[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]

#### 暑さ指数(WBGT値)とは

- ・Wet Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)の略称で、熱中症を予防することを目的として、人間の熱バランスに影響の大きい、①気温、②湿度、③日射・輐射など周辺の熱環境の3つを取り入れた温度の指標。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示される。

#### ■WBGT測定について [PDF:756KB]

#### 工事現場における熱中症報告件数、対策事例、熱中症対策などに資する取り組み

- 工事現場における熱中症報告件数[PDF:68KB]
- 熱中症予防対策事例(令和7年7月28日時点)[PDF:1.5MB]
- 熱中症対策などに資する取り組み[PDF:984KB]

#### 参考リンク

- 熱中症における新技術について [NETIS(新技術情報システム)へリンク][外部サイト]
- 全国の暑さ指数(WBGT値) [環境省HPへリンク][外部サイト]
- 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表状況 [環境省HPへリンク][外部サイト]
- 建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]

- "地域インフラ"サポートプラン関東
- 建設現場の魅力発信
- 生産性向上の取組
- 働き方改革
- 週休2日チャレンジサイト
- 積算・入札・契約・総合評価
- 公共工事の品質確保
- 工事の安全対策
- 関係機関の連携
- 適切な予定価格
- その他

# 建設業の魅力向上のための産学官連絡協議会の創設

## R7年度 第2回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会の概要(令和7年10月1日(水))

### ■これまでの経緯

令和7年3月 3日 準備会開催  
令和7年5月19日 第1回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 開催

### ■協議会概要

日時：令和7年10月1日（水）10時00分～11時30分  
出席：座長 宇都宮大学地域デザイン科学部  
社会基盤デザイン学科 長田 哲平 准教授  
関係団体 栃木県建設業協会 会長（代理：事務局長）  
足利大学 工学部 創成学科 講師  
宇都宮工業高校 環境土木科 科長  
行政機関 栃木県県土整備部 技術管理課長  
国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長  
宇都宮国道事務所長  
オブザーバー 鬼怒川ダム総合管理事務所、利根川上流河川事務所、  
日光砂防事務所、下館河川事務所

### ○議事

- 1)これまでの取組みについて状況報告
- 2)今後取組む行事について意見交換
- 3)その他、持続的な担い手確保に寄与する取組みについて
- 4)今後の予定について

### ■第2回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 開会（10時00分～）

#### 開会状況



挨拶（宇都宮国道事務所長）

### 産学官で連携して取り組んだ「宇国サマーフェス～1日道の駅」



【イベントチラシ】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会サイト】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会展示ブース】

### 議事概要

#### <これまでの取組みについて>

○令和7年8月23日「宇国サマーフェス～1日道の駅～」連絡協議会

#### <今後取組む行事について>

○「建FES GO！」（令和7年10月25日開催）

栃木建設業協会青年経営者連合会が企画運営するイベントに参加

○「とちぎ建設業合同企業等説明会」

（令和8年3月12日開催予定）

高校生・大学生を対象とした企業等説明会に参加

○「宇都宮工業高校生インターンシップ」

（令和7年10月下旬）

宇都宮国道でのインターンシップにおいて連絡協議会としてPRを検討

#### <その他>

持続的な担い手確保に寄与する取組みと魅力発信手法（広報）について議論

#### <今後の予定>

これまでの活動全体を通しての申し送りや今後の取組みについて意見交換予定



「とちぎ建設業合同企業説明会」

# 産学官連携による担い手確保の取組み「宇国サマーフェス～1日道の駅～」

## ■概要

日 時： 令和7年8月23日(土) 10:00～15:30  
場 所： 宇都宮国道事務所 敷地内  
内 容： 建設機械の展示、測量・ドローン体験、宇都宮工業高音楽部演奏、こども防災服、ゆるキャラ、クイズ・アンケート等、「道の駅しもつけ」及び「道の駅はが」との連携による物産品販売 他  
来場者数： 約400人  
ス タ ッ フ： 約100人(宇都宮国道、とちぎ建設業魅力向上連絡協議会(栃木県建設業協会、宇都宮大学、栃木県、渡良瀬川河川事務所他)、関東運輸局、自動車整備振興会、測量業協会他)  
マス コ ミ： 栃木建設新聞、日刊建設新聞、日刊建設工業新聞 計3社



【若手職員主体に企画・調整・交渉・運営を実施】



【イベントチラシ】

## ■状況写真



【建設機械の展示】



【こども防災服撮影】



【「道の駅」の物産品販売】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会展示ブース】

## ■来場者の主な意見

- ・様々な建設分野を拝見でき、とても貴重な体験となった。(20代男性)
- ・宇都宮国道が何をしているところか知らなかったが、初めて身近なところだと感じた。(40代女性 他)
- ・普段なかなか意識することのない道路や河川ですが、誰かが保守に努めてくれていると感じることが出来た。(50代男性)
- ・暑い中、沢山の人が笑顔でイベントを盛り上げてくださって、とても楽しく参加できました。(40代)
- ・去年中止になり残念だったが、今年は子供が楽しんでいる。来年も楽しみ。(40代女性)
- ・涼しい時期にやってほしい。(30代女性)

【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会サイン】

# 学校関係者に向けた現場見学コーナーを開設(関東地整HP)

- 将来的な担い手確保を目的に、若年層にインフラ関係の仕事をPRするため、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設
- 普段は見ることができない施工中のリアルな現場などを体験していただき、国の職員や現場で活躍している技術者から、わかりやすく説明



## 未来創造の最前線へ！～関東の現場見学～

※R7.4.1時点

### 1都8県全57※の現場（河川、道路、宮廻、港湾）を紹介

#### 現場一覧

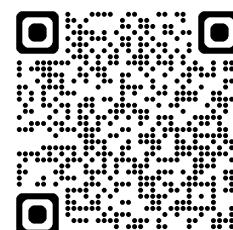
No	所在地	現場(施設)	概要	受付期間	人数	詳細
茨城01	古河市	河川改修事業 (築堤工事)	【渡良瀬川の築堤工事を見に行こう！】 洪水被害を防ぐため渡良瀬川の堤防を強化している工事現場を見学できるので、是非ご覧下さい！	R7.3～ R7.4中旬	小学生以上 50人まで	[PDF : 461KB] 
茨城02	守谷市	河川改修事業 (築堤工事)	【ICTアドバイザーたちが運営する現場を見てみよう！【茨城県編】】 日本一広い川「利根川」で洪水被害を防ぐための堤防整備を行っています。建設業でもDX活用が当たり前となっている今、地方整備局ICTアドバイザーが運営する現場で大きくなった堤防と最新の技術をご覧ください！	R.7.4～ R7.6		<a href="#">詳細ページへ</a>

### 希望現場を選択しフォームから申込み

#### 申し込み方法

「現場一覧」から希望する現場を選択し、申込みフォームに必要事項を入力してください。

[▶申込みフォーム](#)



学校名 <span style="color:red;">必須</span>	<input type="text"/>
担当者 <span style="color:red;">必須</span>	<input type="text"/>
学年・人数 <span style="color:red;">必須</span>	<input type="text"/>
住所 <span style="color:red;">必須</span>	<input type="text"/>
電話番号 <span style="color:red;">必須</span>	<input type="text"/> 記入例) 048-601-3151 (半角数字・半角記号)
メールアドレス <span style="color:red;">必須</span>	<input type="text"/>

東京  
05

今しか見ることができない橋梁工事を見よう！

国道20号 八王子南バイパス事業  
(仮称)大船寺田高架橋を造る工事

全長614mの橋梁の工事状況について説明します。  
橋梁の上に登って、“今”しか見ことができない工事現場を是非体感してください！



#### ＜位置図＞



#### ＜担当事務所＞

相武国道事務所

URL:<https://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

電話:042-643-2010(計画課直通)

FAX:042-643-2320

# 関東 TEC-FORCE 活動状況

関東地方整備局は、台風22号、23号による災害に伴いTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を東京都八丈町に派遣しました。

R7.10.08 台風第22号及び第23号接近に伴う体制（応援）  
【令和7年10月14日～11月4日】



調査中の被災状況調査班(道路)



東京都水道局と打合せするリエゾン



自衛隊と打合せするリエゾン



東京都・八丈町職員へ調査結果を報告



被災状況調査班(道路)から  
報告書を山下町長に手交



被災状況調査班(ドローン班)から  
報告書を山下町長に手交

# 若手技術者の活用を評価【R7.8～】

## P (計画)

### ○試行内容

- ・若手技術者の育成・確保を目的に、管理(主任)技術者に40歳以下または35歳以下の若手を配置した場合に加点評価
- ・H27.8～：試行開始。
- ・H30.8～：若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げ。
- ・R5.8～：若手技術者評価の配点を高く見直し、若手技術者のインセンティブを拡大。

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)		
評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
業務経験	②上記以外	0

業務毎に業務内容に応じて  
40歳以下もしくは35歳以下  
に設定

## D (実施)

### ○試行状況

- ・若手技術者に加点する試行業務の件数は、増加傾向。



約28倍

## A (対応)

### ○対応

- ・本取組により、企業における若手技術者の育成・確保が促進しており、若手技術者とそれ以外の技術者で業務成績評定点の差は僅少なことから、更なる若手技術者の育成・確保のため、**対象年齢を段階的に評価する見直し**を図る。

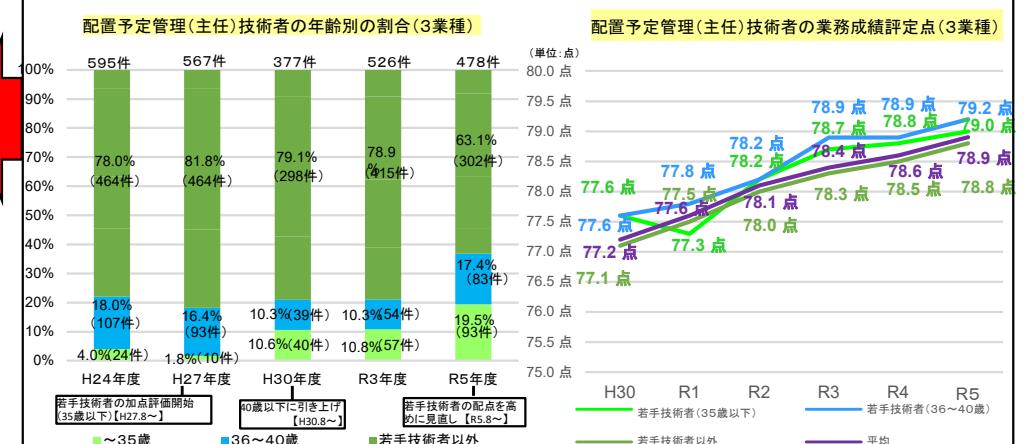
## 見直し(R7)

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)			新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)		
評価項目	判断基準	配点ウェイト	評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。		管理（主任）技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の順位で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8		①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0		②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下※)を配置する場合 ※①を除く	5
				③上記以外	0

## C (評価)

### ○評価

- ・若手技術者を配置した業務件数は、H27年度以前は全体件数の2割程度であったが、R5年度には4割程度まで増加し、企業における若手技術者の育成・確保に変化。
- ・業務成績評定点を比較すると、若手技術者とそれ以外の技術者で**業務成績評定点の差は、僅少。**



**【趣旨】**若手技術者の育成・確保

**【対象】**総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

**【概要】**公共工事に関する調査及び設計の担い手を育成・確保するために、技術者に若手を配置した場合に加点評価

技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。【H27.8～】

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始【H30.8～】

若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。【R5.8～】

**若手技術者の対象年齢を段階的に評価【R7.8～】**

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
経験及び能力 管理(主任)技術者の 業務経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
経験及び能力 管理(主任)技術者の 業務経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の順位で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
	②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下*)を配置する場合 ※①を除く	5
	③上記以外	0



令和6年7月11日

国土交通省関東地方整備局  
企画部

## 新たに「若手・女性技術者奨励賞」を創設します

関東地方整備局では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力を発信するとともに、将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として、若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）を創設し、令和7年度（令和6年度完成工事等）より表彰することとしましたので、お知らせします。

なお、関東地方整備局が発注する工事等において総合評価にて加点するインセンティブの付与を検討しております。

### 【表彰対象】

関東地方整備局が発注した令和6年度に完成した工事及び完了した業務のうち、優良工事等表彰を受賞するもの以外の中から、優秀な成績を収めた技術者。なお技術者とは下記の者をいう。

- (1) 若手技術者 当該表彰対象年度の3月31日時点で35歳以下の方
- (2) 女性技術者 年齢制限は設けない
- (3) 工事においては、現場代理人、主任（監理）技術者、業務においては、管理技術者、主任担当技術者または担当技術者。

【趣旨】働き方改革、担い手確保・育成を重視した評価(ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価)

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されることを目的に、「**ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業**として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を導入。

プラチナえるぼし・えるぼし



プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん



ユースエール



		評価基準	配点
参加表明者 者の経験 及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○女性活躍推進法に基づく認定等※1               <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等</li> </ul> </li> <li>○次世代法に基づく認定※2               <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん、くるみん(令和4年4月1日以降の基準)認定企業</li> <li>・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定企業</li> <li>・トライくるみん、くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業</li> </ul> </li> <li>○若者雇用促進法に基づく認定※3               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定企業</li> </ul> </li> </ul>	0.5点 ※4

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。(同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の加点の対象としない。)

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 総合評価落札方式(簡易型1:1)技術点の満点が100点の場合 → 従来の技術点100点 + 賃上げ加算点6点 + W.L.B加算点0.5点とし合計106.5点

【趣旨】若手・女性技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】関東地整では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力発信や将来の担い手育成、若手・女性の入職促進に資することを目的として、『若手・女性技術者奨励賞』を創設。

こうした建設工事等で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点評価。【R7.8～】

※若手技術者：毎年度3月31日未時点で35歳以下の方

※女性技術者：年齢制限は設けない

### 若手・女性技術者奨励賞(事務所長)を評価項目に新規追加

#### 現行評価基準(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力 優秀技術者表彰、優良業務表彰等（技術者）	令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した業務において、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。  ①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。  ②発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	5 3

#### 新規評価基準(案)(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力 優秀技術者表彰、優良業務表彰等（技術者）	令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した業務において、優秀技術者表彰、優良業務表彰等、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。  ①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3
	③関東地方整備局発注業務で若手・女性技術者奨励賞を事務所長より受けた経験がある者。	1

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

# 実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)【R7.8~】

## P (計画)

### ○試行内容 (実施能力評価拡大型)

- 企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の扱い手企業の裾野を拡げることを期待しR4.8より試行開始。

評価項目	詳細項目			評価点
技術点を算出するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	40%
			業務経験	
			地理的条件	
			地域貢献度	
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	60%
工程計画・技術的課題			継続教育取組実績	
工程計画・技術的課題			業務経験	
工程計画・技術的課題			若手技術者	

企業・技術者の実績評価を緩和  
(下記の評価を省略)

成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験
成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験

## D (実施)

### ○試行状況

- 「実施能力評価拡大型」のR4年度の件数は1件であったが、R5年度以降は20件程度実施。

(件数) 実施能力評価拡大型の実施状況



## A (対応)

### ○対応

- 新規参入者の参入を更に促す取組として、「新規契約の有無」を評価。  
※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式（簡易型1:1）「実施能力評価拡大型」の配点例

#### 現行評価基準の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	9
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
小計	25
【管理（主任）技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	
【工程計画・技術的課題】	60
配点の合計	100

#### 新規評価基準(案)の例

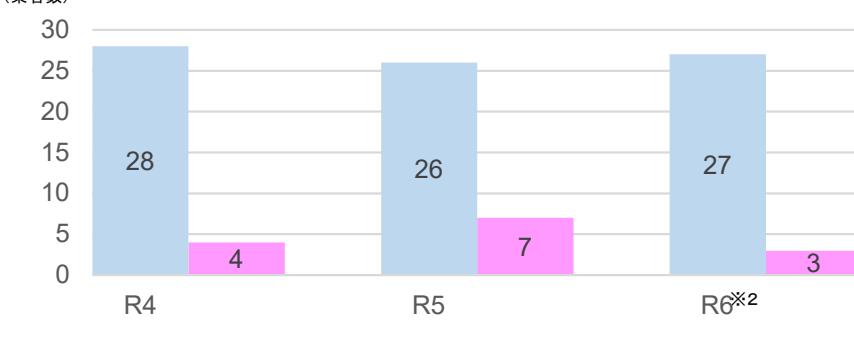
評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	4
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
新規契約の有無	5
小計	25
【管理（主任）技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	
【工程計画・技術的課題】	60
配点の合計	100

## C (評価)

### ○評価

- 関東地方整備局発注業務の受注実績(過去10年)が無い企業における新規参入としては、R4～6において一定程度は存在しているが、扱い手企業の十分な裾野拡大までには至っていない状況。

新規参入※1状況(3業種)



**【趣旨】**関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

**【対象】**総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

**【概要】**企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を広げることを期待し、試行開始。

**【R4.8~】**

新規参入者の参入を更に促す取組として、「**新規契約の有無**」を評価。【R7.8~】

## 業務対象

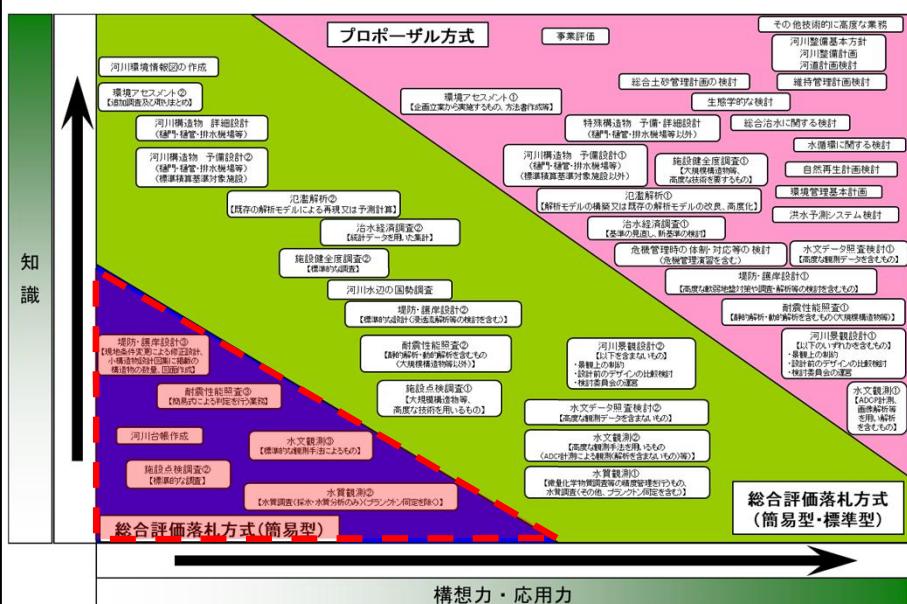
### ○実施能力評価拡大型の試行対象

土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において下記事項を参考に選択する。

・不調・不落が多い業務

・地域の担い手確保が必要な業務

### 発注方式選定表



## 見直し案

・参加表明書、技術提案書の提出は同時提出。

・企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)

・「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の項目については、

「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化。

・「企業の資格・実績」に「**新規契約の有無**」の項目を追加。

**※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。**

総合評価落札方式（簡易型1:1） 「実施能力評価拡大型」の配点例

### 現行評価基準の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	9
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
【企業の評価】	
地域貢献度(災害協定)	1
小計	25
【管理（主任）技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	15
【工程計画・技術的課題】	
資格・実績	60
配点の合計	100

### 新規評価基準(案)の例

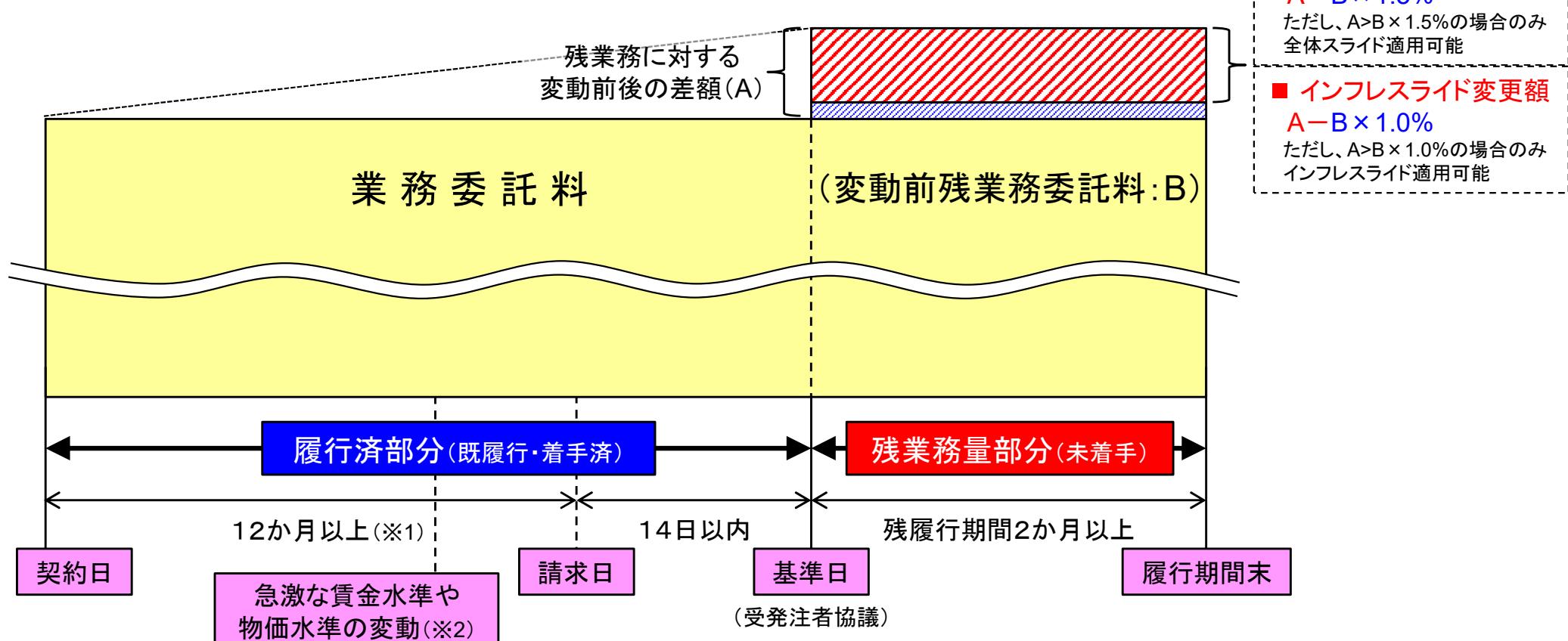
評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	4
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
【企業の評価】	
地域貢献度(災害協定)	1
新規契約の有無	5
小計	25
【管理（主任）技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	15
【工程計画・技術的課題】	
資格・実績	60
配点の合計	100

\*発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方にに関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回)  
資料から加筆修正。関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

## ○業務スライドの試行のポイント

- ・スライドとは、賃金等の変動に対処するため変動後の差額(スライド額)を業務委託料に反映する制度
- ・今回の試行では、まずはスライド額を適切に算定できる業務(賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務)からの適用を開始

### 業務スライド(増額)イメージ



※1: 全体スライドの場合、契約締結から12か月以上経過した業務が対象となる。

※2: インフレスライドの場合、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象となる。

## 4. 品確法の改正と運用指針の策定、指標の見直し

---

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

## 概要

令和6年6月19日公布・施行  
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

### 背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

#### 担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

#### 地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

#### 生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

#### 公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

### 改正の概要

#### 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

##### 休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

##### 処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

##### 担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

#### 4. 公共工事の発注体制の強化

##### 発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

#### 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

##### 適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

##### 災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

#### 3. 新技術の活用等による生産性向上

##### 新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進
- ・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

##### 技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

##### 入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

### 測量業の担い手確保

##### ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

##### ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の概要

運用指針とは：品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

## 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 【第3条9項、第8条2,3項】
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 【第30条】
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) 【第7条1項13号】
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) 【第26条】
- 国民の关心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) 【第31条】

## 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 【第7条1項7号】
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 【第7条1項8号】
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 【第21条】  
**(災害対応)**
  - 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 【第7条6項】
  - 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 【第7条1項9号】
  - 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 【第7条1項1号】

## 3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ【第3条13項】
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 【第7条1項2,6号】  
【第3条6項、第29条】
- 技術開発の推進(国) 【第28条2項】
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国)

## 4. 公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 【第7条7項】
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) 【第22条5項】
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) 【第23条】

# 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 第三次・全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧(業務)

## 全国統一指標

……令和7年6月24日本省記者発表

### ①地域平準化率(履行期限の分散)

国・特殊法人等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

### ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント業務を対象

※都道府県、政令市は200万円を超える業務、市区町村は100万円を超える業務(隨契除く)。

## 関東ブロック独自指標

……令和7年度関東ブロック発注者協議会(令和7年12月1日開催)

### ③ ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国・特殊法人等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、  
ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

## 5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

---

**国土形成計画**= 国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備、保全(「国土の形成」)を推進するための総合的かつ基本的な計画

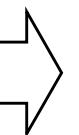
目的:現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現

計画期間:2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

## 国土形成計画(全国計画) (閣議決定)

国による明確な国土及び国民生活の姿の提示  
(国の責務の明確化)

※国土形成計画(全国計画)は、国土利用計画(全国計画)と一体のものとして定めることとされている。



## 国土形成計画(首都圏広域地方計画) (国土交通大臣決定)

首都圏の区域において、国と都県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して、広域の見地から必要とされる主要な施策を策定

※関係する国の地方支分部局、都県、指定都市、市町村・経済団体等が対等な立場で協議する場(首都圏広域地方計画協議会)を組織

## 新たな首都圏広域地方計画 今後のスケジュール(想定)

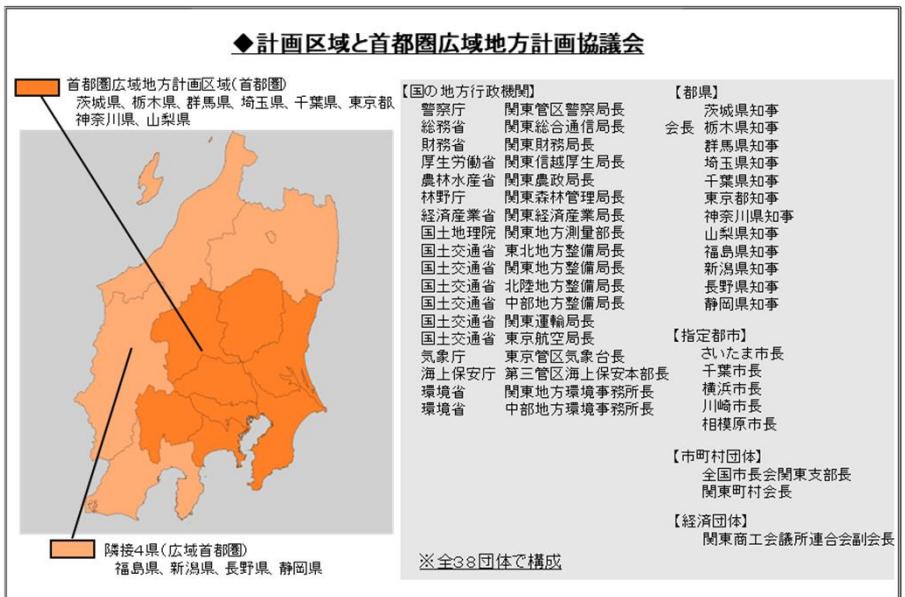
令和5年7月 第三次 國土形成計画  
閣議決定

令和5年7月 「基本的な考え方」公表

令和6年12月 「中間とりまとめ(素案)」公表

令和7年10月 「中間とりまとめ(案)」公表

令和8年3月頃 国土交通大臣決定



[首都圏広域地方計画  
協議会]



國の地方行政機関、  
都県、指定都市、  
市町村団体、経済団  
体  
全38団体で構成

# 新たな首都圏広域地方計画「中間とりまとめ」構成

## 【危機】

世界の中での我が国の首都圏の地位の低下

## 【危機】

都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

### 首都圏の強みを伸ばすPJ

- イノベーション拠点形成PJ
- 広域的な交通インフラを活用した地域連携PJ
- 「四方よし」をめざす観光文化PJ

### 巨大災害に対応するPJ

- 首都圏強靭化施策の展開PJ
- 様々な主体による地域強靭化PJ
- 流域治水と安全な土地利用・空間の形成PJ

- 働きやすく働きがいを持つ首都圏創造PJ
- DXによる統合的な国土マネジメントPJ
- 広域インフラ充実・強化PJ

### “グリーンメトロポリス”実現PJ

- CO<sub>2</sub>の安定化・温室効果ガス排出削減PJ
- 農業の生産性向上・環境負荷低減PJ
- 多様なみどりの保全・創出・ネットワーク化PJ

### 多様で“ゆたかな”暮らしの創造PJ

- 二地域居住・交流人口拡大PJ
- こどもどまんなかPJ
- 地域生活圏の形成・持続可能な地域PJ

## 【危機】

エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

## 【危機】

少子化の深刻化・人口の地域偏在

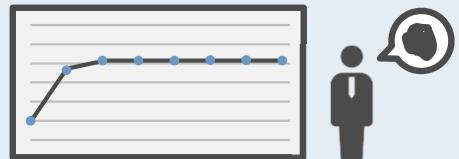
首都圏民による危機感の共有と取組への共感から始まる参加・貢献

# 首都圏の持続可能性が直面する4つの危機

首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会における議論の整理から「4つの危機」に着目

## ●世界の中での我が国地位低下

➡ 国民1人当たりGDPがG7で最下位



➡ ジェンダー・ギャップ指数がG7で最下位



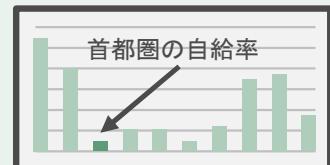
など

## ●エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

➡ 「みどり」の総量が減少傾向



➡ 食料自給率が29%と低い



など

## ●都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

➡ 人口の88%が災害リスクエリア内に居住



➡ 首都直下地震では最大約695万人の帰宅困難者が想定



など

## ●少子化の深刻化・人口の地域偏在

➡ 地方部で様々な生活サービスが維持困難



➡ 2050年にかけ生産年齢人口が471万人減少



など

## 令和7年度 (一社)全国地質調査業協会連合会(全地連)・(一社)関東地質調査業協会との意見交換会 関東地方整備局 回答

項目	要 望	回 答	備考
<b>《意見・要望》</b>			
1 地質調査業務の発注量増加	<p>○企業経営の安定と担い手の処遇改善・確保のため、「地質調査の発注量増加」と共通仕様書・積算基準に準拠した分離発注の徹底をお願いいたします。</p> <p>・令和6年度の関東地方整備局の地質調査業務は、令和5年度と比較して発注金額で2億円程度、発注件数で4件増加していますが、人件費単価・市場単価・諸経費等の上昇分を考慮すると、金額・件数とも決してコストアップに見合った増加とは言えない状況にあります。</p> <p>・発注量の減少は、インフラ整備を支える地質調査業界全体の健全な経営を揺るがすものである事から、安定した企業活動すなわち担い手の確保や処遇改善等を担保するため、「地質調査業務の発注量増加」及びその一助となる「地質調査業務の分離発注」をお願いいたします。</p> <p>・地質・土質調査業務共通仕様書及び設計業務等標準積算基準書(青本)において、「軟弱地盤解析」や「地すべり解析」は、土木設計業務ではなく地質調査業務として分類されており、共通仕様書及び積算基準に準拠した発注をお願いいたします。</p> <p>・「道路防災点検業務」は、地質技術者が保有する地形・地質に関する専門技術が要求される業務となっており、地質調査業務として発注をお願いいたします。令和6年度は5件が地質調査業務、4件が土木コンサル業務で発注されております。</p> <p>土木コンサル業務の内訳を確認いたしますと、圧倒的に設計業務以外の割合が多くなっており、これらの防災点検業務も今後は地質調査業務として発注をお願いいたします。</p> <p>・国土交通省が実施する、建設関連業動態調査(対象:50社)における地質調査業及びその他建設関連業の令和7年7月分の契約総額について、地質調査業(50社)の契約総額61億円は前年同月比で19.5%の減額、測量業(50社)の契約総額は95億円で前年同月比で5.9%の減額、建設コンサルタント(50社)の契約総額862億円は前年同月比で6.4%増となっています。なお、地質調査業における当年度4月からの契約総額累計は292億円であり、これは前年度の同期間と比べ89.5%相当と大幅な減額となっています。(測量業は前年同期間比97.3%、建設コンサルタントは前年同期間比107.7%)</p> <p>・公共予算は毎年確実に確保され、さらに国土強靭化政策もあって毎年補正予算が付加されるなか、公共事業が活況を呈する背景をもって、建設コンサルタント業務は着実に契約金額が増大する傾向にありますが、一方で地質調査業務は増減を繰り返す不安定な傾向が続いている。契約金額(発注量)が安定しない点が当業界の経営基盤の安定化に繋がらない大きな要因のため、発注量の増加を切にお願いいたします。</p>	<p>・関東地方整備局では、計画に基づく事業推進に向け、技術者単価や資材価格の上昇を踏まえ、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に努め、地質調査業務等を適時・適切に発注してまいります。</p> <p>・また、令和7年度の「入札・契約、総合評価の実施方針[コンサルタント業務等]」に基づき、業務区分に応じて地質調査業務と土木コンサル業務等の分離発注を原則として実施しています。今後も分離発注の原則を周知・徹底してまいります。</p> <p>・業務発注にあたっては、「建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」に基づき、業務内容に応じた「業務区分」を設定しています。「軟弱地盤解析」、「地すべり解析」についても、引き続き適切な業務区分の設定に基づいて対応してまいります。</p> <p>・「道路防災点検業務」については、主たる業務区分により地質調査業務か土木コンサルかの判断をしているところですが、適切な業務区分で発注されていない事案については適正化するよう周知・徹底してまいります。</p> <p>・本年6月6日に策定された「第一次国土強靭化実施中期計画」では、今後5年間で推進すべき防災インフラ整備やライフライン強靭化などの施策を位置付け、事業規模は概ね20兆円強を目指しています。資材価格や人件費の高騰等の影響については、予算編成過程で適切に反映することとされています。</p> <p>・また、6月13日に閣議決定された「骨太の方針」では、「第一次国土強靭化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靭な国土づくりを進めること、さらに資材価格や人件費の高騰の影響を適切に反映し、災害発生状況や事業進捗、経済情勢・財政事情を踏まえ、機動的・弾力的に対応することが示されています。</p> <p>・11月28日には「令和7年度補正予算案」が閣議決定され、国土交通省としては約2兆1000億円を計上しており、このうち、インフラ老朽化対策等、防災・減災、国土強靭化の推進には約1兆8000億円を計上しております。国会での審議を経て成立後は、国民の安全・安心の確保や、持続的な経済成長の実現、個性をいかした地域づくりと持続可能で活力ある国づくりに取り組んでまいります。</p> <p>・関東地方整備局としても、計画に基づく事業推進に向け、技術者単価や資材価格の上昇を踏まえ、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に努め、地質調査業務等を適時・適切に発注してまいります。</p>	
	<p>○トータルコスト縮減に寄与する「地質調査の活用と促進」をお願いいたします。</p> <p>・公共事業評価手法研究委員会の報告によれば、事業費増大に関する不確実性の大きな要因は地質・土質条件にあることが明確になっており、地質調査業務の成果は工事の品質や建設コストに大きく影響すると謳われています。複雑な地質・地盤を相手にしなければならない我が国において、地質調査から得られる地質・地盤、地下水に関する情報は、設計・施工を円滑に進めるために不可欠で、その情報が不足すると予期せぬトラブルや事故を招く恐れもあります。</p> <p>・特に軟弱地盤の沈下・安定や地すべり・トンネル・ダム・橋梁基礎などの土木構造物は地質と密接な関係があり、これを見誤ると設計・施工の手戻りやトラブルが必ず起き、結果的に大幅なコスト増に繋がります。</p> <p>・すなわち、地質調査業務を充実させる事が、建設事業の無駄なコスト発生を抑制し、円滑な事業推進に寄与するのは自明の理と言えます。</p> <p>・この様な現状を改善し、未然に防げるはずの不測の事態を招かない為にも、予算配分の再考に基づく「地質調査の活用と促進」をお願いいたします。</p>	<p>・地質・土質条件は、事業費増大の不確実性要因として非常に大きく、設計・施工の円滑化や品質確保において地質調査の重要性は認識しています。また、地質情報の不足による設計変更や施工トラブルがコスト増加や工期遅延を招く可能性も認識しています。</p> <p>・関東地方整備局では、こうした状況を踏まえボーリング調査に加え、用地取得前に実施可能な弹性波探査等を活用した概略検討の実施により、計画段階からリスク分析を進めております。今後も、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に努め、地質調査業務等を適時・適切に発注してまいります。</p>	

項目	要望	回答	備考
2 ・ 実 施 能 力 を 評 価 し た 選 定 （ 実 施 能 力 評 価 拡 大 型 ） の 促 進	<p>○「受注実績が無い企業の参入機会の拡大」並びに「適切な地域要件設定(本店、支店又は営業所縛り)」の継続的な発注・運用をお願いいたします。</p> <p>・令和6年度の要望の1つに「受注実績が無い企業の参入機会の拡大」をお願いし、「新規契約の有無」を評価項目に追加され、令和7年8月より施行していただき感謝申し上げます。      ・「受注実績が無い企業の参入機会の拡大」は担い手企業の裾野拡大のため、是非とも継続的な発注・運用をお願いします。</p> <p>・令和7年度入札・契約、総合評価の実施方針(コンサルタント業務等)においても「担い手の育成・確保を目的」として「適切な地域要件の設定(本店、支店又は営業所縛り)」が継続されています。      ・この「適切な地域要件の設定」を考慮した評価選定も、地元企業の担い手育成や人材確保に繋がります。また、災害活動の豊富な実績も有する地元企業は、迅速かつ適切な災害対応が可能で地域社会に貢献できます。      ・については、地元企業の積極的な活用をして頂くため、地質調査業務における「適切な地域要件の設定業務」(比較的規模の小さい業務)の継続的な発注・運用も重ねてお願いいたします。</p>	<p>・「受注実績が無い企業の参入機会の拡大」については、令和4年8月から「実施能力評価拡大型」の試行を行っており、企業・技術者の実績評価を緩和することで、これまで関東地方整備局発注業務の受注実績がなく参入が難しかった新規参入者の参入を促すとともに、評価項目のうち「成績・表彰」を省略し、技術提案の記載内容を「工程計画・技術的課題」に限定することで、参加表明者の資料作成の負担を軽減するものです。      ・令和6年度の地質調査業務での試行は1件にとどまっているところですが、令和7年8月からは、「新規契約の有無」の評価項目を追加し、新規参入者の参入を更に促す取組を進めており、引き続き、担い手企業の裾野拡大に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>○令和4年度以降に契約した業務(地質、建コン、測量)のうち、実施能力評価拡大型の業務      令和4年度 全体契約件数 1件、うち地質調査業務 0件      令和5年度 全体契約件数 21件、うち地質調査業務 2件      令和6年度 全体契約件数 27件、うち地質調査業務 1件</p> <p>・「適切な地域要件の設定」については、令和2年8月から、地域企業の育成・確保の観点から、対象地域の本店・支店・営業所の順に加点を行う試行を実施しています。      ・また、本店縛りによる発注については総合評価落札方式(簡易型)で、現場作業を伴う概ね1,500万円以下の業務を対象に積極的に実施しており、今後もこの取組を継続してまいります。      ・さらに、令和6年8月からは、総合評価落札方式で発注する業務については、災害活動実績の有無に加え、災害協定締結の有無を評価する試行を開始しました。      ・今後は、試行結果のデータを蓄積・分析し、貴協会の意見を踏まえながら、試行の継続拡大について検討してまいります。</p> <p>○令和4年度以降に契約した業務(地質、建コン、測量)のうち、総合評価落札方式      (簡易型1:1)1,500万円以下の業務      令和6年度 全体契約件数 61件          うち地質調査業務 9件(本店しばり2件、本店・支店・営業所しばり6件)      令和5年度 全体契約件数 75件          うち地質調査業務 9件(本店しばり1件、本店・支店・営業所しばり5件)      令和4年度 全体契約件数 77件          うち地質調査業務 18件(本店しばり7件、本店・支店・営業所しばり11件)</p>	
潤3 の ・ 担 保 定 に つ た い 企 業 經 營 と 處 遇 改 善 に 向 け て の 適 正 利	<p>○企業経営の安定と処遇改善に向け、調査基準価格の「算定率」引き上げをお願いいたします。</p> <p>・令和6年度4月1日から、地質調査では調査基準価格が諸経費部分で2%の引き上げがなされました。諸経費部分を引き上げていただき感謝申し上げます。      ・しかしながら、改定に伴い諸経費率は20%程度上昇したものの、業務金額に占める諸経費率の割合が大きくなり、調査基準価格算出で諸経費率×0.5%となった事から、落札率は82.4%から79.6%と2.8%低下しております。すなわち、調査基準価格引き上げの改定が、落札率の低下を招くという本来の改定主旨と逆行した意図しない状況となっています。なお、諸経費×0.6とした場合、調査基準価格の率は82.8%となり、諸経費改定前の率まで改善されます。      ・地質調査業界は品質の確保・人材の確保と育成に取り組みながら、社内体制の整備や現場環境の改善、担い手の処遇向上にも努めていますが、落札率の低下は安定した企業経営を揺るがす喫緊な課題であり、企業存続のためには極めて憂慮すべき状況と考えております。      ・令和7年2月に改正された「発注関係事務の運用に関する指針」では、「最新の業務履行の実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すと共に、遅滞なく適用することとされております。社会情勢の変化等を捉えた積算基準や諸経費率等の改定にあわせ、品質確保・担い手確保と育成や生産性向上に向けて安心して投資できる環境を整えるためにも、調査基準価格の「算定率」の引き上げ(諸経費にかかる率50%の見直し)について、是非とも前向きなご検討をお願いいたします。</p>	<p>・国土交通省が発注する業務における低入札価格調査基準の計算式は、最近の諸経費動向調査の結果を踏まえ、企業継続に必要な経費を考慮して引き上げています(令和元年度に0.45から0.48、令和6年度に0.48から0.50)。今後も諸経費動向調査を通じて必要経費の実態を把握しますので、毎年実施している調査へのご協力をお願いします。      ・低入札価格調査制度は、品質低下を招くダンピング受注を防止し、公共事業の品質確保に資する重要なものであることから、いただいたご意見は本省に伝えてまいります。</p>	

項目	要望	回答	備考
4. 地質 リスク 調査 検討 業務の 発注 促進と B I M / C I M 活用 について	<p>○建設事業各段階における「地質リスク調査検討業務」の発注(あるいは施工段階における、発注者・設計業者・施工業者・地質調査業者による“四者会議”などの仕組みの構築)をお願いいたします。</p> <p>○道路事業のみならず、多岐事業分野への「地質リスク調査検討業務」の展開をお願いいたします。</p> <p>&lt;地質リスクマネジメントの役割と重要性&gt;</p> <p>地下掘削工事に伴う陥没事故や、支持力不足に伴う構造物変状・損壊などのトラブルが散見され、地質調査業はトラブルが発生した後に、施設管理者や事業者、建設会社等の委託を受けて、原因究明や対応検討のための地質調査・地質評価に参画しています。</p> <p>これらの事案の多くは、地質の不確実性(調査不足、不均質性、ばらつき等)に対する事前の分析・評価や対応の不足が本質的な原因の一つです。このような不確実性の影響による事故・トラブルの発生を最小化(回避・低減・保有)し、安全かつ効率的に事業を進めることによって、建設事業全体を適切に執行するための重要な取組みが地質リスクマネジメントであり、地質リスクの見える化を図る上で重要なツールが三次元地質モデルです。地質リスク調査検討をしないままに工事を進め、途中でリスクが発現して工費が大幅に増大する事態を避けるために、事前に地質リスクについて調査・検討し、その結果を踏まえた設計・施工を行うことで、予算の大幅増大などの事態を避けることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東地方整備局では、発注者と土木設計業務受注者が合同で行う現地踏査や、発注者・土木工事・設計業務受注者による三者会議に地質技術者が参画する試行を行っています。地質調査で明らかになった留意事項を設計や施工に反映し、品質確保を図っています(平成30年度から)。</li> <li>・大規模な道路事業では、ボーリング調査に加え用地取得前に実施可能な弾性波探査等を活用した概略検討の実施により、事業費の算出精度向上を図るとともに、計画段階から事業のリスク分析を実施しています。</li> <li>・他分野の事業でも、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を管内に周知し、地質リスク分析を行うことを推奨しており、近年砂防事業でも検討を進めるなど着実に浸透していると認識しています。今後も引き続き、地質リスクマネジメントの重要性を踏まえ、事業を進めてまいります。</li> </ul> <p>○関東地方整備局における地質リスクに関する業務発注件数</p> <p>令和4年度 5件(道路事業5件、砂防事業1件)</p> <p>令和5年度 7件(道路事業6件、砂防事業1件)</p> <p>令和6年度 3件(道路事業2件、砂防事業1件)</p>	
	<p>○「地質リスク」ならびに、「地盤情報・地質リスクの見える化」の重要ツールとなる「地質・土質調査業務のBIM/CIM推進」について、実務者を対象とした意見交換・勉強会の開催をお願いいたします。</p> <p>&lt;BIM/CIM推進の背景&gt;</p> <p>・国土交通省では、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の一環として、3次元地質モデルを活用した社会資本整備や維持管理のツールとして「CIM」を導入し、受発注者双方の業務の効率化・高度化を推進しています。</p> <p>・BIM/CIMの根幹であり、土木構造物の詳細設計やICT施工の基礎情報となる「3次元地質モデル」は、土木地質学的に正しく、物理的に説明可能な解釈に基づく「地質モデルの構築」がベースとなります。また、施工時や供用後において「地質リスクを見える化」することは、今後のBIM/CIMの有効活用において極めて重要です。</p> <p>・このような「地質モデルの構築」と「現場へのフィードバック」を効果的に実現するためには、建設事業の各段階で得られる地盤情報を単純に追加してつなぎ合わせるだけではなく、形成過程、風化、変質、侵食、地形、地下水の影響によって複雑に変化する地質・環境条件に精通した地質技術者が、地質学的・地盤工学的・水理学的見地に立って評価を加え、使用目的を明確にした上で後工程へ伝達することが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省では、令和5年度からBIM/CIMの原則適用を開始し、現在、3次元モデルの蓄積と活用を進めています。これらのモデルは、設計・施工の高度化に加え、地質リスクの「見える化」によるリスク低減にも重要な役割を果たすことが期待されています。</li> <li>・関東地方整備局においても、地質リスク検討業務の実績が増えてきた中、「地盤情報・地質リスクの見える化」に関する受発注者双方の課題や理解促進は不可欠と認識しています。このため、意見交換や情報共有の機会を設けることは有意義であり、勉強会の開催に加え、貴協会による外部講師の講演や動画等を活用した情報提供など、効果的な方法について調整してまいりたいと考えています。</li> </ul>	